

# 平成 28 年度滋賀県包括外部監査報告書

## 監査テーマ

「試験研究機関の財務事務の執行及び管理運営について」

平成 29 年 3 月

滋賀県包括外部監査人  
公認会計士 村尾 慎哉

## 目 次

第1 外部監査の概要	1
1 外部監査の種類	1
2 外部監査のテーマ	1
2.1 選定したテーマ	1
2.2 テーマの選定理由	1
3 外部監査の対象とした所管課等	2
4 外部監査の実施期間	2
5 外部監査の方法	2
5.1 監査の要点（監査の着眼点）	2
5.2 主な監査手続	2
5.3 往査の実施状況	3
6 包括外部監査人および補助者の氏名・資格	4
6.1 包括外部監査人	4
6.2 外部監査補助者	4
7 利害関係	4
8 監査の結果について	4
第2 試験研究機関の概要	6
1 環境科学研究センター	6
1.1 概要	6
1.2 沿革	7
1.3 組織図	8
1.4 総運営コストの推移	9
2 琵琶湖博物館	10
2.1 概要	10
2.2 沿革	11

2.3	組織図	12
2.4	総運営コストの推移	13
3	滋賀県工業技術総合センター	14
3.1	概要	14
3.2	沿革	15
3.3	組織図	16
3.4	総運営コストの推移	16
4	東北部工業技術センター	17
4.1	概要	17
4.2	沿革	19
4.3	組織図	20
4.4	総運営コストの推移	20
5	農業技術振興センター	21
5.1	概要	21
5.2	沿革	23
5.3	組織図	24
5.4	総運営コストの推移	24
6	畜産技術振興センター	25
6.1	概要	25
6.2	沿革	27
6.3	組織図	28
6.4	総運営コストの推移	28
7	水産試験場	29
7.1	概要	29
7.2	沿革	33
7.3	組織図	34
7.4	総運営コストの推移	35
8	琵琶湖環境研究推進機構	36

第3	外部監査の結果および意見	37
1	施設のあり方について	37
1.1	滋賀県基本構想について	37
1.2	試験研究の評価について	42
1.3	環境関係の試験研究機関について	52
1.4	工業関係の試験研究機関について	83
1.5	農業・水産業関係の試験研究機関について	95
1.6	監査の結果	141
2	収支の状況について	148
2.1	試験研究機関全般について	148
2.2	琵琶湖博物館について	153
2.3	工技総合センターについて	160
2.4	農業技術振興センターについて	162
2.5	畜産技術振興センターについて	165
2.6	水産試験場について	169
2.7	監査の結果	175
3	人件費の状況について	179
3.1	人件費の概要について	179
3.2	発見された課題について	186
3.3	監査の結果	188
4	契約事務の状況について	189
4.1	契約方法の概要について	189
4.2	監査対象と監査要点について	193
4.3	環境科学研究センターについて	194
4.4	琵琶湖博物館について	198
4.5	工技総合センターについて	204
4.6	東北部工技センターについて	206
4.7	農業技術振興センターについて	208

4.8	畜産技術振興センターについて	210
4.9	水産試験場について	212
4.10	電力自由化による電力入札について	214
4.11	監査の結果	223
5	固定資産管理の状況について	225
5.1	土地・建物について	225
5.2	各施設の利用状況について	225
5.3	備品について	239
5.4	毒劇物の管理について	255
5.5	船舶について	264
5.6	施設管理の状況について	266
5.7	監査の結果	268
6	その他の状況について	274
6.1	全ての試験研究機関について	274
6.2	琵琶湖博物館学芸員による著作物からの不適切な引用について	279
6.3	監査の結果	286

(注) 報告書においては、監査対象機関の名称を省略して以下のように記載する場合がありますので、留意いただきたい。

(正式名称)	(略称)
滋賀県琵琶湖環境科学研究センター	→ 環境科学研究センター
滋賀県立琵琶湖博物館	→ 琵琶湖博物館
滋賀県工業技術総合センター	→ 工技総合センター
滋賀県工業技術総合センター 信楽窯 業技術試験場	→ 信楽窯業技術試験場
滋賀県東北部工業技術センター	→ 東北部工技センター
滋賀県東北部工業技術センター 機械・	→ 東北部工技センター (彦根)

金属材料担当	
滋賀県東北部工業技術センター 環境 調和技術担当 繊維・高分子担当	→ 東北部工技センター（長浜）
滋賀県農業技術振興センター	→ 農業技術振興センター
滋賀県農業技術振興センター 茶業指 導所	→ 茶業指導所
滋賀県農業技術振興センター 花・果樹 研究部	→ 花・果樹研究部
滋賀県畜産技術振興センター	→ 畜産技術振興センター
滋賀県水産試験場	→ 水産試験場
滋賀県醒井養鱒場	→ 醒井養鱒場

また、各施設の指定管理者等の名称を省略して以下のように記載する場合がありますので、留意いただきたい。

(正式名称)	→	(略称)
滋賀県漁業協同組合連合会	→	滋賀県漁連

## 第1 外部監査の概要

### 1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び滋賀県外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条の規定に基づく包括外部監査

### 2 外部監査のテーマ

#### 2.1 選定したテーマ

試験研究機関の財務事務の執行及び管理運営について

#### 2.2 テーマの選定理由

滋賀県では平成27年3月に「滋賀県基本構想」を策定し、「夢や希望に満ちた豊かさ実感・滋賀～みんなでつくろう！新しい豊かさ～」を基本理念として掲げている。この基本構想は、時代の潮流と課題を踏まえ、これからの滋賀を築いていくための基本理念を掲げ、一世代後となる平成52年（2040年）頃を展望し、長期的な視点から滋賀の目指す姿を明らかにする「長期ビジョン編」と、今後4年間に先駆的・重点的に取り組むべき政策を掲げる「重点政策編」で構成されている。

「長期ビジョン編」では「地域の活力」（滋賀の力を伸ばし、活かす、誇りと活力に満ちた滋賀）、「自然・環境」（美しい琵琶湖を大切にす、豊かな自然と共生する滋賀）を掲げ、また、「重点政策編」では「滋賀の強みを活かし、新たな強みを生み出す滋賀発の産業の創造」「琵琶湖をはじめとするめぐみ豊かな環境といのちの共感を育む社会の実現」を掲げている。

滋賀県には環境部門、工業部門、農水部門などの試験研究機関が設置されているが、これらの試験研究機関における研究は「滋賀県基本構想」とリンクし、滋賀県が展開する施策に活用されるものでなければならない。基本構想の実現にむけて各試験研究機関がどのような取り組みを進めているのか、研究成果は滋賀県に貢献しているか、費用対効果の検証も含め効果的・効率的に管理・運営されているか、などの観点から改めて検証する必要があると考え、本テーマを選定した。

### 3 外部監査の対象とした所管課等

平成 28 年度の監査テーマである「試験研究機関の財務事務の執行及び管理運営について」における監査の対象はすべての試験研究機関とし、滋賀県琵琶湖環境科学研究センター、琵琶湖博物館の試験研究部門（琵琶湖環境部環境政策課）、工業技術総合センター、東北部工業技術センター（商工観光労働部モノづくり振興課）、農業技術振興センター（農政水産部農業経営課）、畜産技術振興センター（農政水産部畜産課）、水産試験場（農政水産部水産課）とする。なお、必要に応じて追加することがある。

### 4 外部監査の実施期間

平成 28 年 6 月 21 日から平成 29 年 3 月 1 日まで

なお、監査の対象期間は、原則として平成 27 年度とするが、必要に応じて過年度にも遡及するとともに、平成 28 年度以降の状況等についても言及していることを申し添える。

### 5 外部監査の方法

#### 5.1 監査の要点（監査の着眼点）

- ・各種の契約事務、施設、物品の管理等は、法令等に則り適正になされているか。
- ・各種の収入および支出に関する事務執行・管理が適正に行われているか。
- ・各試験研究機関の管理・運営は効果的・効率的になされているか。
- ・各試験研究内容は県民のニーズに合致し、かつ、地域（滋賀県）に貢献しているか。
- ・各試験研究はコスト意識を持ち、費用対効果を考慮し実施されているか。
- ・組織・職員数・職務分担等は適切で、効果的・効率的なものとなっているか。
- ・指定管理者制度の運用は適切に行われているか。

#### 5.2 主な監査手続

(1) 滋賀県の所管部署および各試験研究機関（滋賀県琵琶湖環境科学研究センター、琵琶湖博物館、工業技術総合センター、東北部工業技術センター、農業技術振興セン



ター、畜産技術振興センター、水産試験場)の担当者への質問、意見聴取および書類の閲覧等によりその概況を把握した。また、入手資料等により分析を実施し問題点等の抽出に努めた。

(2) 関係する法令、規則、要綱、要領等を閲覧し、これらに準拠して事務が執行されているか確認した。

(3) 関係台帳、帳簿、契約書、証拠証憑等を閲覧し、その運用方法について検討した。

(4) 各試験研究機関に赴き、現地視察および担当者へのヒアリング、書類の閲覧等により、事務の執行状況について確認した。

### 5.3 往査の実施状況

外部監査の実施にあたっては滋賀県庁内等での所管部署および各指定管理者へのヒアリングのほか、各試験研究機関に赴いて、施設および業務の状況を把握した。

往査対象施設	往査実施日	往査担当者
滋賀県琵琶湖環境科学研究センター	7月19日、9月14日	監査人および補助者
琵琶湖博物館	8月22日、9月21日、 10月5日	監査人および補助者
工業技術総合センター	7月19日、9月12日	監査人および補助者
工業技術総合センター 信楽窯業技術試験場	7月22日	監査人および補助者
東北部工業技術センター 長浜庁舎	7月13日、8月24日	監査人および補助者
東北部工業技術センター 彦根庁舎	7月13日	監査人および補助者
農業技術振興センター	7月19日、8月29日	監査人および補助者
農業技術振興センター 花・果樹研究部	7月19日	監査人および補助者

往査対象施設	往査実施日	往査担当者
農業技術振興センター 茶業指導所	7月22日	監査人および補助者
畜産技術振興センター	7月22日、9月26日	監査人および補助者
水産試験場	7月13日、8月19日	監査人および補助者
水産試験場 醒井養鱒場	7月13日	監査人および補助者

## 6 包括外部監査人および補助者の氏名・資格

### 6.1 包括外部監査人

公認会計士・税理士                      村尾 慎哉

### 6.2 外部監査補助者

公認会計士・税理士                      梅本 顕宏

公認会計士・税理士                      谷口 貢

公認会計士・税理士                      菱刈 学

公認会計士・税理士                      日根野 健

税理士    松本 慎太郎                      (五十音順)

## 7 利害関係

包括外部監査人ならびに補助者は、選択したテーマに関し、地方自治法第252条の29に規定する利害関係はない。

## 8 監査の結果について

本報告書では、監査の結果として指摘事項と意見を記載している。指摘事項は、合規性の観点から当然に是正・改善を求める事項である。また、県の厳しい財政状況に鑑み、地方自治法第2条第14項の趣旨を厳格に解し、経済性、効率性及び有効性の観点から強く対応を求めるものについても指摘事項としている。

他方、意見は、指摘事項には該当しないが、組織および運営の合理化に資するために、是正・改善に向けた検討を求める事項である。

なお、監査の実施期間中に監査人の指摘等をうけて、監査終了時点で改善された事項については、監査の結果の末尾に「(対応済)」と記載している。

## 第2 試験研究機関の概要

### 1 環境科学研究センター



#### 1.1 概要

施設名	滋賀県琵琶湖環境科学研究センター
所在地	大津市柳が崎 5-34
設置根拠	滋賀県行政組織規則 第11条
目的	当センターは、琵琶湖と滋賀の環境問題に対して科学的側面から課題解決を図るため、未知の現象を解明し、研究成果を総合的に解析して政策提言を行う。
開設	平成17年4月
建物構造	鉄筋コンクリート造 地上4階 地下1階
面積	建築面積 2,932.29m <sup>2</sup> 延床面積 8,086.22m <sup>2</sup>
主な施設・規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境情報室（図書室）</li> <li>・水質実験調査船「びわかぜ」</li> <li>・大気環境測定車「あおぞら2号」</li> </ul>
主な業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政策課題研究</li> </ul> <p>モニタリング結果および既存の知見等の幅広い集約や、モデル等の活用により、全体的視野から総合解析を推進し、これまでの施策効果の総合的な検証を含めた施策等の方向性やあり方を提言する。</p>
主な業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査解析</li> </ul>

	モニタリングを基礎とした調査手法等の検討やデータの収集、解析を行うことにより、新たに発見された課題の詳細な把握や予見される現象を整理する。
	・分析評価モニタリング
	法律等に基づいて現状を把握するための基礎的データの収集と分析結果の評価を行うことにより、発生源や環境基準の適合状況を監視し、環境の変化や新たな課題の発見に努める。
管理運営主体	滋賀県
情報発信等	・センターニュース「びわ湖みらい」発行（1回、1,500部） ・びわ湖セミナー開催（1回、参加者160人）
ホームページ	<a href="http://www.pref.shiga.lg.jp/d/biwako-kankyo/lberi/index.html">http://www.pref.shiga.lg.jp/d/biwako-kankyo/lberi/index.html</a>

## 1.2 沿革

環境科学研究センターは、滋賀県琵琶湖研究所と滋賀県立衛生環境センターの環境部門が、これまで培ってきた試験研究成果、知見、人材を最大限に活かし、新たな課題に対応することができるよう、その機能を充実・強化して再編統合された機関である。

### 【滋賀県立衛生環境センター（環境部門）】

昭和 52 年 4 月：滋賀県立衛生研究所と滋賀県立環境センターが統合され、滋賀県立衛生環境センター開設

昭和 61 年 3 月：大気環境測定車「あおぞら号」配置

平成元年 3 月：水質調査船「みずすまし 2 世」進水

平成 10 年 3 月：大気環境測定車「あおぞら 2 号」配置

### 【滋賀県琵琶湖研究所】

昭和 57 年 4 月：滋賀県琵琶湖研究所設置

昭和 57 年 12 月：滋賀県琵琶湖研究所竣工

平成 5 年 3 月：実験調査船「はっけん号」進水

平成 12 年 3 月：自律型潜水ロボット「淡探」進水

### 【滋賀県琵琶湖環境科学研究センター】

平成 11 年 5 月：基本構想検討委員会設置

平成 12 年 5 月：基本構想策定

平成 12 年 6 月：(仮称)滋賀県琵琶湖・環境科学研究センター 整備検討委員会設置

平成 13 年 5 月：同 整備事業基本計画の策定

平成 15 年 10 月：同 建設着工

平成 16 年 3 月：同 整備検討ワーキンググループ設置

平成 16 年 4 月：同 開設準備室設置

平成 17 年 3 月：滋賀県琵琶湖・環境科学研究センター竣工

平成 17 年 6 月：滋賀県琵琶湖・環境科学研究センター開所

平成 19 年 4 月：滋賀県琵琶湖環境科学研究センターに名称変更

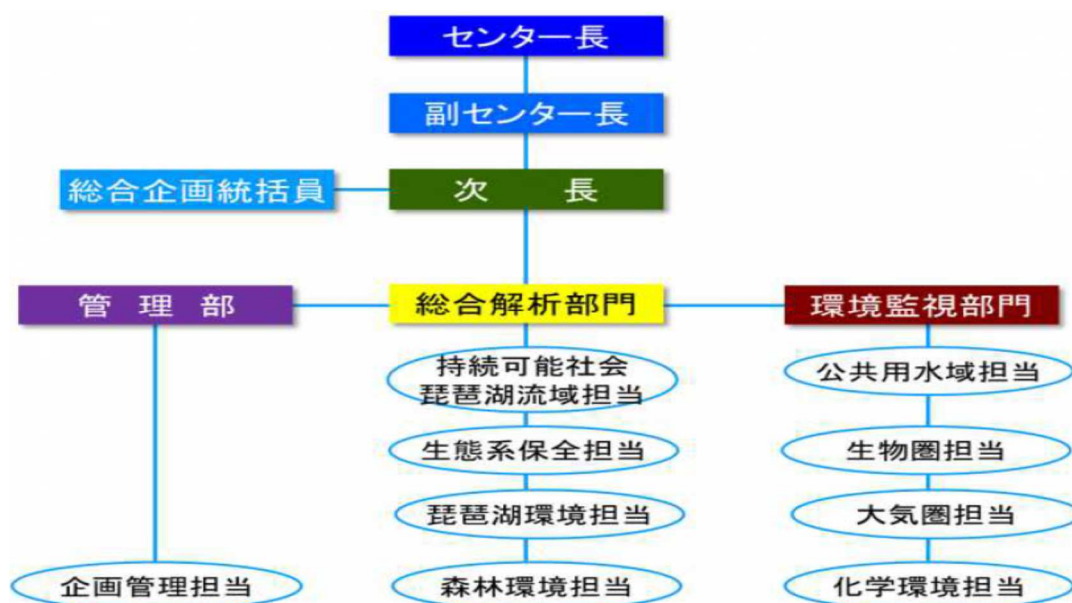
平成 25 年 2 月：「平成 24 年度地域づくり総務大臣表彰（試験研究機関表彰）」を受賞

平成 26 年 4 月：滋賀県森林センターの試験研究部門を移管

平成 27 年 1 月：地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所と包括連携協定を締結

平成 27 年 1 月：水質実験調査船「びわかぜ」竣工

### 1.3 組織図（平成 28 年 3 月 31 日現在）



(注)各担当の役割

- 総合企画統括員：中期計画の策定、研究予算の編成、研究評価の実施（監査実施時点では、総合企画統括員は設置されていない。）
- 総合解析部門（16名）：政策課題研究
- 環境監視部門（21名）：分析評価モニタリング、調査解析
- 管理部（6名）：中期計画に関すること、共同研究・研究交流等の調整、成果報告会、環境情報室の運営、センターの管理、運営など

#### 1.4 総運営コストの推移

（単位：千円）

年度	事業費合計	人件費	コスト合計
平成 23 年度	298,664	380,826	679,490
平成 24 年度	295,114	337,543	632,657
平成 25 年度	426,189	331,592	757,780
平成 26 年度	598,766	361,003	959,769
平成 27 年度	278,739	352,661	631,400

## 2 琵琶湖博物館



### 2.1 概要

施設名	滋賀県立琵琶湖博物館
所在地	草津市下物町 1091
設置根拠	滋賀県立琵琶湖博物館の設置および管理に関する条例
設置目的	琵琶湖に対する総合的な理解を深めることにより、湖と人間のよりよい共存関係を築いていくため、博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 18 条の規定に基づき、滋賀県立琵琶湖博物館（以下「博物館」という。）を草津市下物町に設置する。
開館（設置）	平成 8 年 10 月
建物構造 面積	(1)本館棟：鉄筋コンクリート造 地下 1 階地上 2 階建 延べ 17,512.3 m <sup>2</sup> (2)水族棟：鉄筋コンクリート造 地上 2 階建 延べ 6,474.73 m <sup>2</sup> 合計 23,987.0 m <sup>2</sup>
利用できる期間および時間	○開館時間 午前 9 時 30 分から午後 5 時まで (入館は午後 4 時 30 分まで) ○休館日 ①毎週月曜日（休日の場合は開館） ②年末年始、その他臨時休館する場合がある
屋外付帯施設の構成	(1)展示・観察・体験施設 ①太古の森、縄文・弥生の森 ②生活実験工房：延べ 265.8 m <sup>2</sup> ③田んぼ・畑



屋外付帯施設の構成	④生態観察池・生態観察水路
	(2)保護増殖センター：延べ 251.7 m <sup>2</sup>
	(3)実験施設 ①温室：56.7 m <sup>2</sup> ②実験水路 ③実験池
	(4)その他の付帯施設 ①環境水路 ②野鳥観察舎 ③駐車場：業務用（20 台）、駐輪場（50 台）、 身障者用駐車場（12 台） ④屋外食事施設「うみっこ広場」：450 m <sup>2</sup>
利用者数	平成 27 年度 341,599 人 平成 26 年度 358,871 人 平成 25 年度 368,210 人
管理運営主体	滋賀県
主なイベント	びわ博フェス（7 月 4 日、5 日）、新琵琶湖学セミナー（1 月 23 日、2 月 27 日、3 月 26 日）など
メディアへの露出 情報発信等	情報発信：広告掲載 9 件、資料提供 54 件 メディアへの露出：テレビ・ラジオ 74 件、新聞 239 件、雑誌 102 件
施設ホームページ	<a href="http://www.lbm.go.jp/">http://www.lbm.go.jp/</a>

## 2.2 沿革

昭和 62 年 11 月：基本構想策定

平成 8 年 10 月：開館

平成 15 年 7 月：フランス・パリ「国立自然史博物館」との相互協力覚書更新

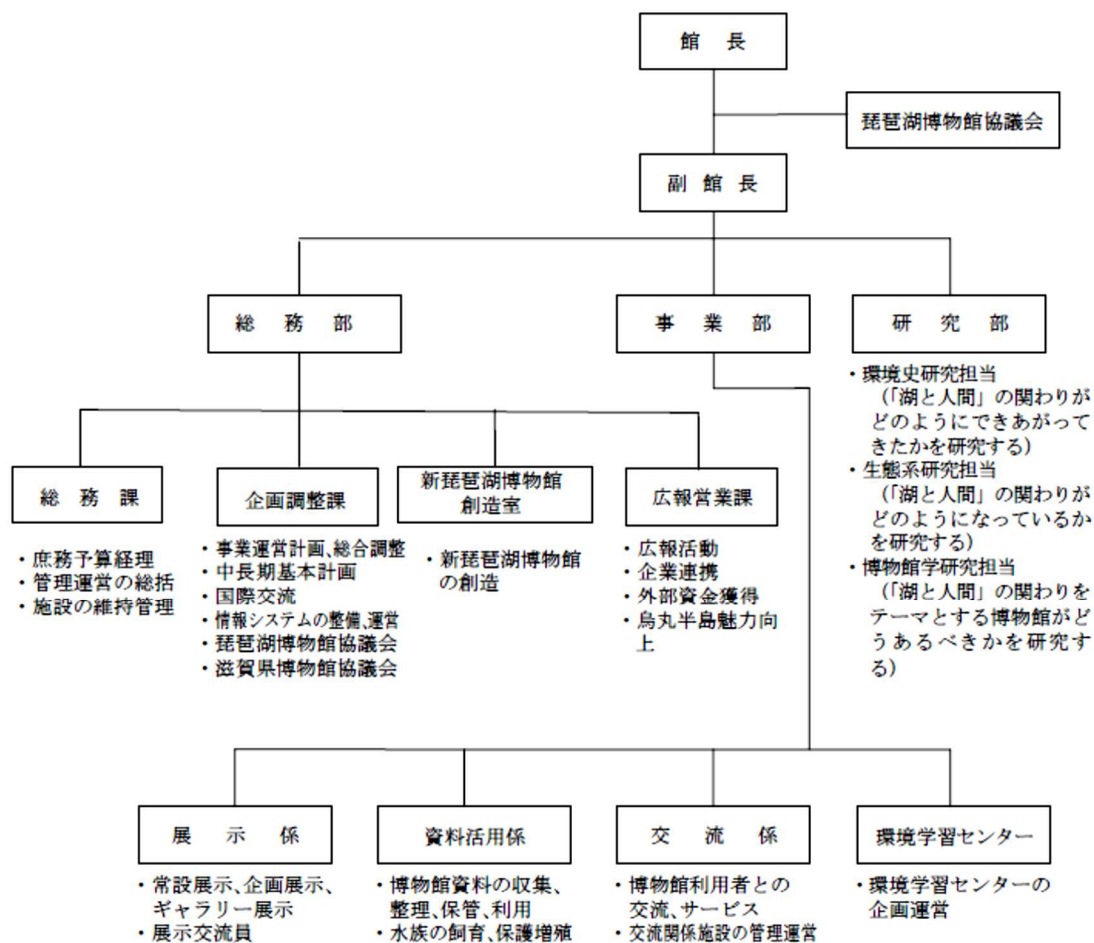
平成 26 年 9 月：ロシアバイカル博物館との連携協力に関する調印

平成 28 年 7 月：第 1 期リニューアルオープン

## 2.3 組織図

(2016 年 4 月 1 日現在)

### ○ 滋賀県立琵琶湖博物館



職員構成 (2016 年 4 月 1 日現在 ; 兼務・併任職員を含む)

区分	館長 (非常勤)	行政職	研究職	教育職	小計	嘱託等	合計
人数 (名)	1	10	29	2	42	18	60

## 2.4 総運営コストの推移（単位：千円）

年度	事業費合計 (注)	人件費	コスト合計
平成 23 年度	620,205	191,203	811,408
平成 24 年度	483,046	68,948	551,994
平成 25 年度	580,860	205,007	785,867
平成 26 年度	553,122	206,776	759,898
平成 27 年度	1,256,944	209,684	1,466,628

(注) 平成 27 年度は、平成 28 年 7 月のリニューアル準備のために費用が増加している。

### 3 滋賀県工業技術総合センター

(栗東庁舎)



(信楽窯業技術試験場)



#### 3.1 概要

施設名	滋賀県工業技術総合センター
所在地	栗東庁舎 栗東市上砥山 232 信楽窯業技術試験場 甲賀市信楽町長野 498
設置根拠	滋賀県行政組織規則第 10 条
設置目的	技術相談、設備機器の利用開放、依頼試験分析、研究開発、技術講習、研究会活動、情報発信等により、企業の技術力向上を支援し、本県の産業競争力強化を図る。
開所(設置)	栗東庁舎 昭和 60 年 4 月 信楽窯業技術試験場 昭和 2 年 5 月 (平成 9 年 4 月総合センターに統合)

建物構造	鉄筋コンクリート構造
面積	延床面積 栗東庁舎 8,822 m <sup>2</sup> 信楽窯業技術試験場 3,244 m <sup>2</sup>
利用できる期間および時間	開所時間 8時30分から5時15分まで (機器使用は9時から5時まで) 閉所日 土日・祝祭日および12月29日～翌年1月3日
主な施設・規模	栗東庁舎：本館、実験棟、別棟、別館、企業化支援棟 等 信楽窯業技術試験場：本館、開放試験室・試作成形室棟、 調土室棟 等
利用者数 (平成27年度)	技術相談 6,424件 機器使用 8,537件 依頼試験 1,156件 講習会参加者 389人 共同研究 33件
管理運営主体	滋賀県
主な利用イベント	一般公開 および企業向け技術セミナー、機器利用講習会等
メディアへの露出 情報発信等	新聞、テレビ等での紹介およびホームページ閲覧(年間約15万件) 情報誌等(業務報告書(年1回)、テクノネットワーク(年3回)約1,500配布) 電子メール配信 IRCS ニュース (年約175回(登録アドレス約1,200件))
施設ホームページ	<a href="http://www.shiga-irc.go.jp/">http://www.shiga-irc.go.jp/</a>

### 3.2 沿革

昭和2年5月：滋賀県窯業試験場設立

昭和60年4月：滋賀県工業技術センター設立

平成4年11月：別館「工業技術振興会館」竣工

平成9年4月：工業技術センターと窯業試験場を統合し、滋賀県工業技術総合セン

ターに改編

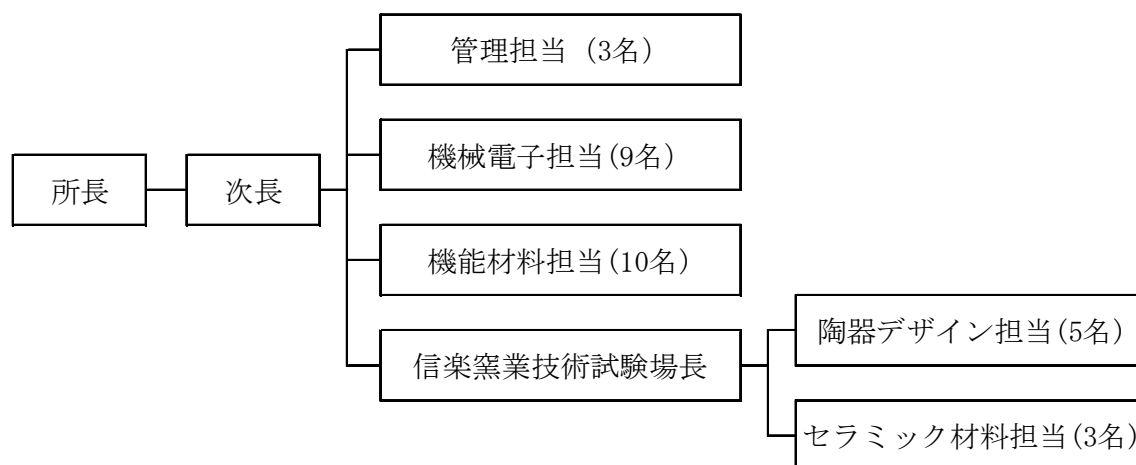
平成 11 年 2 月：「企業化支援棟」竣工

平成 11 年 4 月：(財) 滋賀県工業技術振興協会を (財) 滋賀県中小企業振興公社等と  
統合し、(財) 滋賀県産業支援プラザ設立

平成 12 年 4 月：(財) 日本発酵機構余呉研究所の解散に伴い、食品部門を強化

平成 18 年 7 月：工業標準化法による登録試験事業者として認定

### 3.3 組織図 (平成 27 年 10 月 31 日現在)



その他、非常勤職員等：10名

### 3.4 総運営コストの推移 (単位：千円)

年度	栗東	信楽	合計
平成 23 年度	324,229	121,586	445,815
平成 24 年度	297,989	111,746	409,735
平成 25 年度	321,150	120,431	441,581
平成 26 年度	326,734	122,525	449,259
平成 27 年度	347,713	130,392	478,105

(注)上記金額は人件費を含めている。

#### 4 東北部工業技術センター

(長浜庁舎)

(彦根庁舎)



##### 4.1 概要

施設名		滋賀県東北部工業技術センター
所在地	長浜	長浜市三ツ矢元町 27-39 (有機環境係、繊維・デザイン係)
	彦根	彦根市岡町 52 (機械システム係、金属材料係)
設置根拠	—	滋賀県行政組織規則第 10 条
設置目的	—	繊維、化学、環境、機械、金属、デザイン等の分野の技術相談、設備機器の利用開放、依頼試験分析、研究開発、技術講習、情報発信等を行うことにより、企業への技術移転、企業における新製品・新技術開発等の支援を図り、地域の産業競争力強化を図る。
開館 (設置)	長浜	明治 44 年 4 月 (滋賀県立長浜工業試験場 (繊維系) として開設)
	彦根	昭和 21 年 4 月 (滋賀県立機械金属工業指導所として開設)
建物構造	長浜	鉄筋コンクリート構造、一部鉄骨簿ロック構造
	彦根	本館：鉄筋コンクリート構造 実験棟：鉄筋コンクリート補強ブロック構造
面積	長浜	延べ床面積 2,243.11 m <sup>2</sup>
	彦根	延べ床面積 2,434.02 m <sup>2</sup>

平成 9 年  
4 月統合

利用出来る期間・時間	—	○開所時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（機器使用は、午前 9 時～午後 5 時） ○閉所日 土日・祝祭日および 12 月 29 日～翌年 1 月 3 日
主な施設・規模	—	○長浜庁舎：本館、実験棟、繊維開放試験室、その他附属建物（車庫、倉庫等） ○彦根庁舎：本館、実験棟 1、実験棟 2、その他附属建物（倉庫、受電室等）
利用件数等	—	設備利用件数：4,545 件 共同研究件数：23 件 技術相談件数：6,755 件 依頼試験件数：2,073 件 講習会等参加者数：598 人 ※平成 27 年度実績
管理運営主体	—	滋賀県
主なイベント	—	・オープンセンターの開催 ・講習会・セミナーの開催 ・ものづくりゼミナール、國友塾、繊維技術セミナー、機器利用講習会等
メディアへの露出	—	新聞等への掲載：6 回（中日新聞、日刊工業新聞、滋賀夕刊）
情報発信	—	○ホームページ閲覧回数：16,717 件 ○業務報告書発行：500 部 ○研究報告書発行部数：500 部 ○テクノニュース発行：3 回／年 @1,400 部 ※平成 27 年度実績
施設ホームページ	—	<a href="http://www.hik.shiga-irc.go.jp/">http://www.hik.shiga-irc.go.jp/</a>



## 4.2 沿革

明治 44 年 4 月：滋賀県立長浜工業試験場、能登川工業試験場をそれぞれ設立

大正 4 年 4 月：長浜、能登川両場を合併し、滋賀県工業試験場とし、能登川に本場を置き長浜を分場とする

大正 8 年 4 月：滋賀県能登川工業試験場、長浜工業試験場の二場とする

昭和 11 年 4 月：能登川工業試験場高島分場を設置

昭和 16 年 4 月：能登川工業試験場を滋賀県染織共同加工指導所と改称、高島分場廃止

昭和 18 年 10 月：長浜工業試験場を滋賀県工業試験場と改称、染織共同加工指導所内に併設。

昭和 19 年 3 月：染織共同加工指導所を廃止。

昭和 21 年 4 月：滋賀県立長浜工業試験場、能登川工業試験場をそれぞれ設立  
長浜工業試験場は、機械、繊維の 2 部制とする

昭和 27 年 4 月：能登川工業試験場と長浜工業試験場とを合併し、滋賀県立繊維工業試験場を設置  
長浜工業試験場は機械部門と繊維部門に分割され、機械部は滋賀県立機械金属工業指導所とする

昭和 30 年 9 月：滋賀県立能登川繊維工業試験場、長浜繊維工業試験場の二場とする。

昭和 32 年 4 月：長浜、能登川両試験場を廃止し、滋賀県繊維工業指導所を設置  
長浜に本所を、能登川と高島にそれぞれ支所を置く

昭和 34 年 4 月：滋賀県立機械金属工業指導所の整備計画ならびに彦根市に移築を決定

昭和 35 年 10 月：滋賀県立機械金属工業指導所が彦根新庁舎にて業務を開始（現別館）

昭和 36 年 3 月：滋賀県繊維工業指導所高島支所新築

昭和 47 年 3 月：滋賀県繊維工業指導所（長浜庁舎）本館新築および所長職員公舎改築

昭和 49 年 10 月：滋賀県立機械金属工業指導所（彦根庁舎）の本館竣工

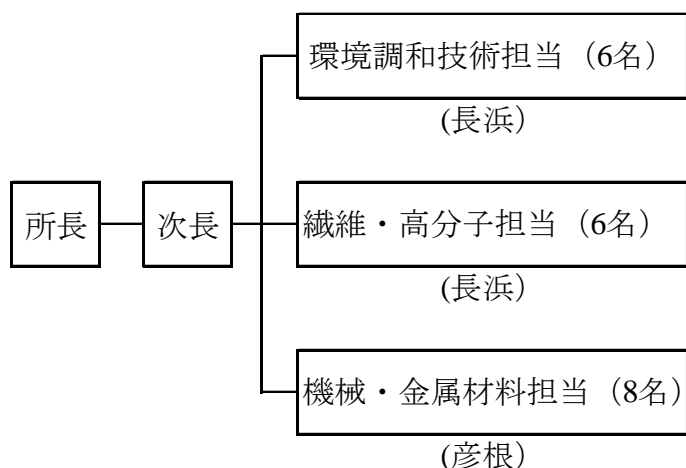
昭和 63 年 4 月：滋賀バルブ協同組合が機械金属工業指導所（彦根庁舎）に移転

平成 9 年 4 月：滋賀県繊維工業指導所、滋賀県立機械金属工業指導所を統合し、滋賀県東北部工業技術センターとして発足

平成 19 年 4 月：滋賀県東北部工業技術センター能登川支所および高島支所を廃止し、両支所の業務を本所（長浜庁舎）に集約化

平成 28 年 4 月：係制を導入、有機環境、繊維・デザインの 2 係を長浜庁舎に、機械システム、金属材料の 2 係を彦根庁舎へ設置

#### 4.3 組織図



#### 4.4 総運営コストの推移（単位：千円）

年度	長浜	彦根	合計
平成 23 年度	178,060	83,095	261,154
平成 24 年度	184,004	85,868	269,872
平成 25 年度	198,753	92,752	291,505
平成 26 年度	196,783	91,832	288,615
平成 27 年度	232,361	108,435	340,797

(注)上記金額は人件費を含めている。

## 5 農業技術振興センター

(本館)



(茶業指導所)



(花・果樹研究部)



### 5.1 概要

施設名	滋賀県農業技術振興センター
所在地	近江八幡市安土町大中 516
設置根拠	滋賀県行政組織規則
設置目的 (試験研究部門)	農業生産現場の要請に基づく技術的課題や、農業施策に基づく政策的課題を解決し、本県の地域特性に適合する農業を維持発展させるため、農業分野の試験研究および新技術の開発を推進することを目的に設置。
設置時期	前身の旧滋賀県農業試験場は明治 28 年 4 月に開設。 組織改革により平成 17 年 4 月に現滋賀県農業技術振興センターを設置。
研究員数 (H28.4 現在)	38 名
各研究部の業務内容	<p><b>【栽培研究部】</b>          稲、麦、大豆、野菜の栽培試験、獣害対策試験、水稲の品種育成などの研究、水稲の原々種の生産、遺伝資源の保存など。</p> <p><b>【環境研究部】</b>          地球温暖化への適応策、土壌の保全、農薬を使わない病害虫の管理方法などの研究、県内土壌の定点調査など。</p> <p><b>【花・果樹研究部】</b>          花・果樹の栽培試験などの研究。</p> <p><b>【茶業指導所】</b>          茶の栽培方法、土壌の保全、肥料の施用方法や病害虫の管理方法などの研究。</p>

各施設の位置・規模	県内3カ所に設置				
	名称区分	所在地	用地 (ha)	ほ場 (ha)	建物m <sup>2</sup>
	本部 (栽培・ 環境研究 部)	近江八幡市安土町大中 516 TEL(0748)46-3081 FAX(0748)46-3567	15.95	13.00	8,757
	花・果樹 研究部	栗東市荒張 1373-18 TEL(077)558-0221 FAX(077)558-3670	14.95	8.77	3,035
	茶業指導 所	甲賀市水口町水口 6750 TEL(0748)62-0276 FAX(0748)62-7095	5.18	3.21	1,800

主な研究施設・ほ場	<p>【高温登熟性検定ハウス】(本部) 温暖化に適応した水稻の新品種を選抜するために、水田内に設置したハウス。外気温よりも気温を高温で制御できる。</p> <p>【世代促進温室】(本部) 温度と日の長さを調整し、水稻を1年に3回栽培できる施設。</p> <p>【エコ・グリーンファーム】(本部) 施設野菜の環境保全型栽培を実証・展示するため、温室環境(温度等)や土壌環境(pH等)の計測や排水を監視するシステムを備えた施設。</p> <p>【牛糞堆肥長期連用水田】(本部) 地域内の畜産農家から提供された牛糞堆肥を40年以上連用した水田。牛糞堆肥は、残さとして発生した稲わらと交換。</p> <p>【無農薬栽培茶園】(茶業指導所) 長期に渡って農薬を不使用。全国の研究機関では唯一保有。</p>
近年の主な研究成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水稻新品種「みずかがみ」の育成</li> <li>・ 環境こだわり農業の取組が水田の生きものに及ぼす影響の解明</li> <li>・ 雨除けハウスを利用したナシの低樹高仕立てによる早期成園化と減農薬技術の確立</li> <li>・ 短茎小ギクの生産拡大に向けた機械化体系の確立</li> <li>・ 一酸化二窒素の発生を抑制する茶園の土壌管理技術の確立 など</li> </ul>

<p>情報発信 (平成 27 年度実績。研究成果等の発表・広報)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・試験研究発表会の開催 3 回 (茶、園芸、水田部門。のべ 577 名参加)</li> <li>・行事の開催 お茶づくり体験デー (302 名参加) みずかがみ研修会 (133 名参加)</li> <li>・農業者等向け研修会での話題提供 のべ 11 課題</li> <li>・学会・研究会での発表課題 のべ 27 課題</li> <li>・学術雑誌等への掲載課題 のべ 8 課題</li> <li>・新聞掲載・テレビ出演等 のべ 38 件</li> <li>・県農林技術課題提出成果 11 課題</li> </ul>
<p>施設ホームページ</p>	<p><a href="http://www.pref.shiga.lg.jp/g/nogyo/index.html">http://www.pref.shiga.lg.jp/g/nogyo/index.html</a></p>

## 5.2 沿革

明治 28 年：農事試験場を滋賀郡膳所村別保に設置

昭和 3 年：農事試験場を栗太郡治田村渋川に移転

：園芸部（果樹）を栗太郡草津町矢倉に移転

昭和 10 年：湖北分場を伊香郡木之本町千田に設置

昭和 17 年：湖西分場を高島郡安曇川町田中に設置

昭和 22 年：瀬田園芸試験地（そ菜・花き）を栗太郡瀬田町栗林新田に設置

昭和 25 年：農事試験場を農業試験場に改称

昭和 34 年：農業試験場から茶業係を分離して、茶業指導所を設置

昭和 38 年：園芸部（果樹）を栗太郡栗東町荒張に移転

昭和 43 年：瀬田園芸試験地を栗太郡栗東町荒張に移転

園芸試験地に名称変更

昭和 44 年：高等宮農学園を開校

昭和 49 年：農業試験場を蒲生郡安土町大中に移転

園芸試験地を園芸分場に改称

昭和 50 年：高等宮農学園を宮農大学校に開校

平成元年：宮農大学校を農業大学校に改称

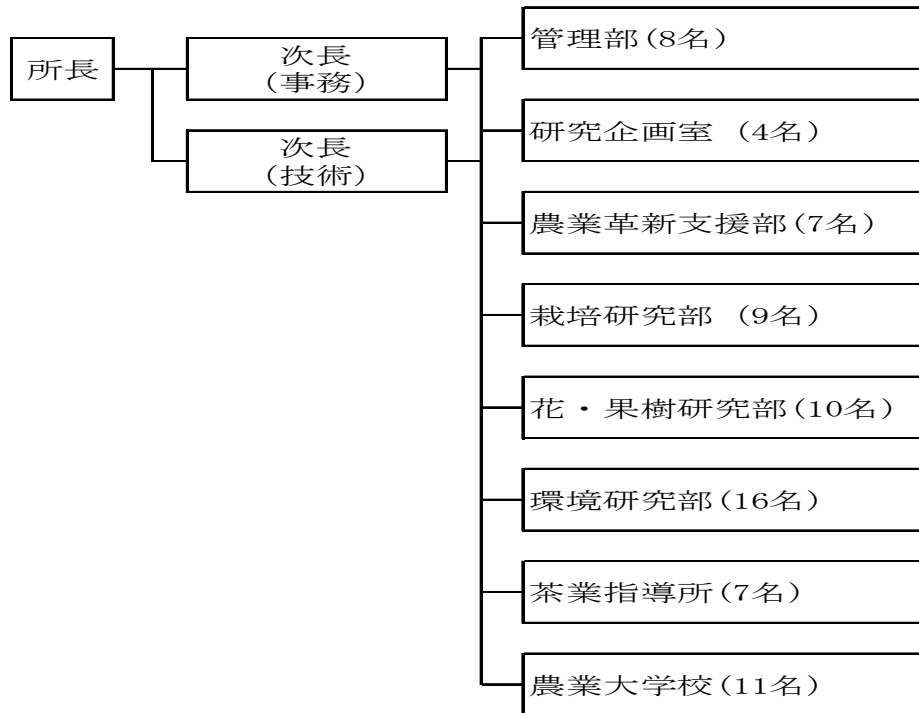
平成 12 年：農業試験場、茶業指導所、畜産技術振興センターおよび農業大学校を統

合し、滋賀県農業総合センターに再編

平成 16 年：湖西試験地を廃止

平成 17 年：畜産技術振興センターを分離し、滋賀県農業技術振興センターに再編  
 平成 21 年：湖北分場を廃止

### 5.3 組織図（平成 28 年 3 月末現在）



### 5.4 総コストの推移（単位：千円）

年度	センター運営費	人件費	合計
平成 23 年度	171,954	795,350	967,304
平成 24 年度	156,574	788,877	945,451
平成 25 年度	158,864	743,464	902,327
平成 26 年度	163,922	781,655	945,577
平成 27 年度	161,378	745,115	906,493

## 6 畜産技術振興センター



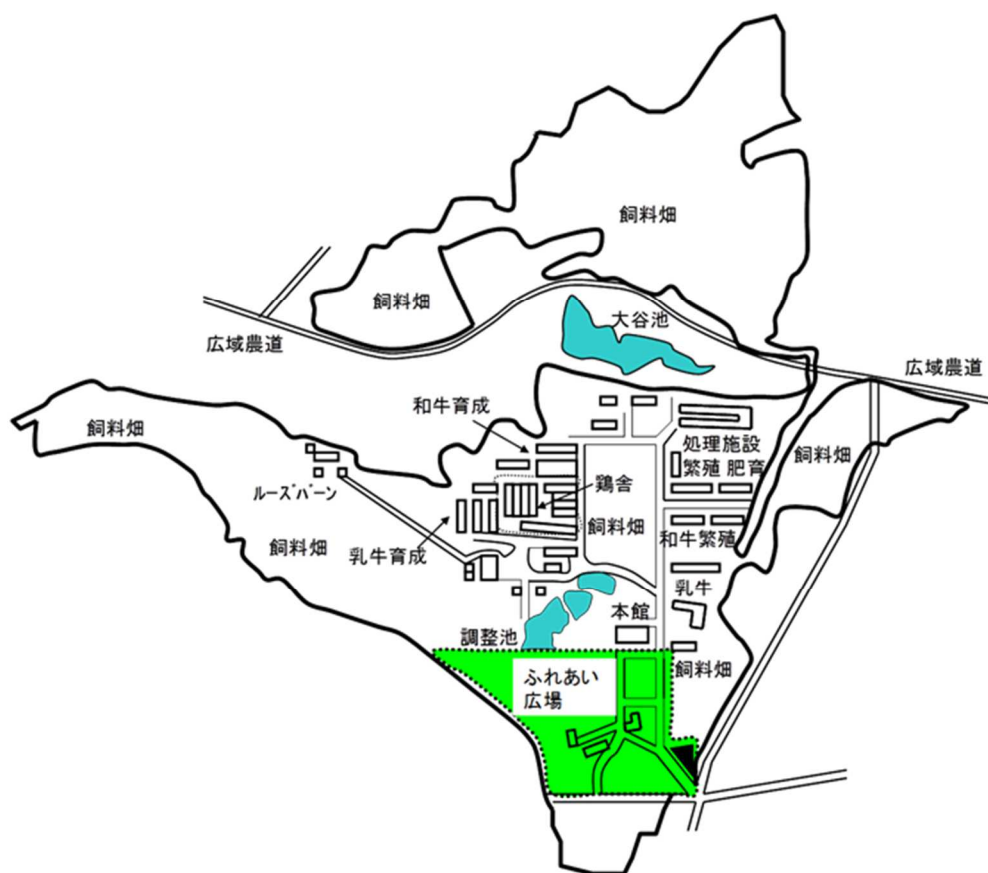
### 6.1 概要

施設名	滋賀県畜産技術振興センター
所在地	蒲生郡日野町山本 695
設置根拠	滋賀県行政組織規則
設置目的	<p>滋賀県の畜産の振興を図り、安全・安心で良質な畜産物の生産を推進するため、以下の業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 畜産農家の生産現場に直結する実用的な技術開発</li> <li>② 高能力の優良な種畜等の生産・譲渡</li> <li>③ 試験研究の成果および最新の畜産技術の畜産農家への普及・指導</li> <li>④ 滋賀県農業大学校生等の後継者の育成および県内の畜産技術者の養成</li> <li>⑤ 畜産に対する理解醸成のための「家畜とふれあう機会」の提供</li> </ul>
設置年	昭和7年4月
敷地	419,925 m <sup>2</sup> うち飼料畑・牧草地 194,100 m <sup>2</sup>
建物総面積	12,048 m <sup>2</sup>
主な施設・規模	本館、繁殖牛舎4棟、肥育牛舎1棟、乳牛牛舎2棟、鶏舎9棟、家畜ふん尿処理施設
職員数	正職員30名、非常勤嘱託員6名

平成 27 年度の主な事業・研究一覧	
実用普及につながる試験研究の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 水田由来自給飼料資源～乳用牛給与技術の開発～</li> <li>◇ 水田由来自給飼料資源～肉用牛飼料調製・給与技術の開発～</li> <li>◇ 水田由来自給飼料資源～稲わらサイレージ調整技術の確立～</li> <li>◇ 近江牛の生産性の効率化</li> <li>◇ 牧草類系統適応性検定試験</li> </ul>
家畜改良を推進する優良種畜の育成・譲渡	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 「近江牛」繁殖素牛の育成・譲渡</li> <li>◇ 高能力乳用初妊牛の育成・譲渡</li> <li>◇ 「近江しゃも」種卵の譲渡</li> <li>◇ 「近江牛」胚の生産・譲渡</li> </ul>
実践的で効果的な技術指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 肉用牛農家における飼養管理技術の指導</li> <li>◇ 育種価情報を活用した家畜改良の推進</li> <li>◇ 研修会の開催および畜産農家グループの活動支援</li> </ul>
良質な自給飼料生産の支援（自給飼料分析センター）	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 県内で生産される牧草・稲 WCS などの栄養成分の分析とデータのフィードバック</li> </ul>
畜産の基本を学ぶ場の提供（後継者育成）	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 県農業大学校畜産専攻生への講義・実習</li> <li>◇ 大学生のインターンシップの受け入れ・出張講義</li> </ul>
人と家畜のふれあい体験・和牛放牧	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 家畜とのふれあい、羊の毛刈り、クラフト教室</li> <li>◇ 景観保全や福祉施設等への羊・山羊の貸出し</li> <li>◇ 農地管理等を目的とした和牛放牧への繁殖牛の貸出し</li> </ul>



(施設の状況)



## 6.2 沿革

昭和7年4月：滋賀県種畜場を設置（野洲郡野洲町三宅）

昭和16年10月：日野町に移転

昭和48年4月：伊吹家畜増殖場（豚）を統合

昭和60年4月：種鶏場を統合、滋賀県畜産技術センターと改称

平成6年4月：畜産関係の機構改革に伴い、滋賀県畜産技術振興センターと改称  
大家畜経営農家への技術指導部門を新設し、今津町に西部指導所を設置

平成12年4月：農業試験場、茶業指導所および農業大学校と再編統合  
滋賀県農業総合センターが発足し、その構成施設「畜産技術振興センター」となる

平成17年4月：農業総合センターの組織改編に伴い、独立機関「滋賀県畜産技術振興センター」となる

### 6.3 組織図（平成 28 年 4 月 1 日現在）



（近江牛係：14 名、酪農・飼料生産技術係：11 名、技術指導係：3 名）

### 6.4 総運営コストの推移

年度	センター運営 費	人件費	合計
平成 23 年度	87,164	277,022	364,185
平成 24 年度	87,230	257,226	344,456
平成 25 年度	98,133	247,337	345,470
平成 26 年度	113,124	249,626	362,750
平成 27 年度	110,878	244,402	355,280

## 7 水産試験場

(水産試験場)

(醒井養鱒場)



### 7.1 概要

#### (1)水産試験場

施設名	滋賀県水産試験場
所在地	彦根市八坂町 2138-3
設置根拠	滋賀県告示第 62 号 (明治 33 年 4 月 18 日付)
設置目的	種苗の生産放流による漁獲の増大と養魚の普及発展
設置年	1900 年 (明治 33 年)
敷地	27,034.76 m <sup>2</sup>
建物総面積	3,407.92 m <sup>2</sup>
主な施設・規模	本館、魚病指導総合センター、生物工学実験棟、第 2 飼育実験棟、調餌・飼料雑器具庫、上屋棟、研究資料倉庫、更衣室・仮眠室、倉庫、急速濾過ポンプ場、湖水揚水ポンプ、第一号揚水ポンプ場、第 3 号揚水ポンプ場、第 4 号揚水ポンプ場、ボンベ庫、油庫、駐輪場、車庫、艇庫、屋外便所、船溜、湖水取水塔、水象観測塔、屋外試験池 (73 面)、屋内試験池 (第 2 飼育棟内 46 面)、生態研究池(2 面)、ふれあい河川、漁業調査船琵琶湖丸 19 トン、平田職員宿舎
職員数	正職員 28 人、非常勤嘱託職員 2 人

平成 27 年度の主な事業・研究一覧	
事業名	調査研究内容
琵琶湖生態系修復総合対策研究	<p>琵琶湖漁業の生産基盤である琵琶湖の多様で健全な生態系を回復させるための調査研究</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○生物多様性モニタリング調査 <ul style="list-style-type: none"> <li>・沖合底魚資源の評価、ビワマス資源への引縄釣りの影響評価</li> </ul> </li> <li>○沿岸帯の魚貝類生産機能修復再生研究 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホンモロコ繁殖要因の解明研究</li> <li>・スジエビ資源の漁況予測技術開発研究</li> <li>・淡水真珠生産機能回復研究</li> <li>・セタシジミ親貝放流技術開発研究</li> </ul> </li> <li>○温水性魚類の効率的再生産助長技術開発</li> <li>○琵琶湖の水産生物生産力評価に関する研究</li> </ul>
琵琶湖沿岸環境変動の影響調査研究	<p>漁場環境悪化の原因解明や琵琶湖への汚濁等負荷の状況や環境の動向の継続的調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○南湖湖底富栄養化等状況把握調査</li> <li>○漁網への藻類等付着メカニズム解明対策研究</li> <li>○魚類相の変化が沿岸環境に与える影響評価研究</li> <li>○生活排水処理水が河川漁場環境に及ぼす影響の把握</li> </ul>
外来魚駆除対策研究	<p>オオクチバスのリバウンド現象の解明と駆除技術の開発。コクチバスやチャネルキャットフィッシュの現状把握・駆除技術の開発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○オオクチバス抑制管理技術開発研究</li> <li>○新たな外来魚の拡散防止および効率的駆除技術開発研究</li> </ul>
取り戻そう！南湖のホンモロコ復活プロ	<p>南湖でのホンモロコ資源回復のために実施される、湖流改善や種苗放流等の事業効果の把握調査</p>

プロジェクト事業	○ホンモロコ回復状況の確認調査
養殖場防疫・疾病対策事業	アユの養殖や河川放流で問題となっている疾病対策研究およびこれら感染症の保菌検査 ○冷水病抗病性付与および除菌技術普及研究 ○冷水病後遺症対策研究 ○エドワジェラ・イクタルリ感染症まん延防止対策と保菌検査
アユ資源動向予測調査研究	H24 年秋の産卵不調原因の解明と迅速で精度の高い資源予測技術の開発 ○産卵量減少要因解明調査研究 ○アユ資源の動向予測 ○アユ資源の減耗が遺伝的多様性に与える影響調
セタシジミの資源回復・向上試験事業	北湖の漁場に設置や撤去が容易なポール等の構造物を設置し、湖底の流れに変化を生じさせ、シジミ稚貝の生残・成長に有効な環境を作り出す技術の開発 ○漁場における構造物設置効果把握試験 ○最適な構造物設置条件の把握
漁場環境調査	琵琶湖の漁場環境を把握するための継続調査 ○琵琶湖定点定期観測調査
特産マス類資源の保全と活用に関する調査研究	(醒井養鱒場の概要に記載)

## (2)醒井養鱒場

施設名	滋賀県醒井養鱒場
所在地	米原市上丹生
設置根拠	滋賀県醒井養鱒場の設置および管理に関する条例(昭和 39 年 3 月 31 日滋賀県条例第 50 号)

設置目的	養鱒についての調査および技術の普及指導を行うほか、養鱒技術の向上と水産業の振興に寄与するため、一般の観覧に供する施設として設置。
設置年	明治 11 年、琵琶湖のビワマスの増殖を図るため、県営枝折ふ化場として開設。明治 12 年現在地に移転。明治 38 年民間に払い下げられるが、昭和 4 年に県営に復帰。現行の設置条例は昭和 39 年施行。
敷地	190,000 m <sup>2</sup>
建物総面積	2,828.04 m <sup>2</sup>
主な施設・規模	本館・研修館「さかな学習館」、ふ化場、親魚養成棟、資料資材保管施設、車庫、採卵場（2 棟）、餌付池上屋（3 棟）、無料休憩所（3 棟）、排水処理室、餌付池（36 面）、稚魚池（17 面）、養成池（17 面）、河川飼育水面（2km）、ふれあい河川、溪流魚観察池、溪流釣り体験池、ハリヨ観察池、排水沈殿池（2 面）
指定管理者	滋賀県漁業協同組合連合会 (指定管理期間 平成 28 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日)
平成 27 年度の主な事業・研究一覧	
事業名	調査研究内容
特産マス類資源の保全と活用に関する調査・研究（県が実施）	琵琶湖の特産種であるビワマスやイワナ・アマゴといった在来マス類の有効利用による、特色ある内水面漁業・養殖業の活性化をめざすための調査研究 ○ 特産マス類の漁業に関する研究 ・琵琶湖水系産イワナ・アマゴの種苗化研究 ・溪流マス類の放流手法に関する研究 ○ 特産マス類の養殖に関する研究

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高成長系ビワマスの系統保存と全雌三倍体魚の普及・活用研究</li> <li>・全雌三倍体によるビワマス普及促進対策研究</li> </ul>
マス類生産事業 (指定管理者が実施)	<p>淡水養殖業や河川放流用種卵・種苗の安定的な生産供給を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 対象魚種：ニジマス、アマゴ、イワナ、ビワマス (平成 26 年度生産実績および成魚販売量:自主事業含む)</li> <li>○ 採卵数 5,697 千粒</li> <li>○ 稚魚数 1,873 千尾</li> <li>○ 成魚 29.6 トン</li> </ul>
指導・研修事業 (指定管理者が実施)	<p>河川漁協、養殖業者等への技術指導や研修生の受け入れ、小中学生を中心とした魚や養鱒事業への知識の啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 魚を学ぶ体験学習促進事業 (平成 26 年度実施実績)</li> <li>○ 夏休み親子さかな教室 (8 回)</li> <li>○ 採卵教室 (3 回)</li> </ul>
観光・施設管理事業 (指定管理者が実施)	<p>県内をはじめ、中京、京阪神から年間約 5 万人が来場する観光施設としての維持管理と、来場促進を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 入場料の徴収業務</li> <li>○ 場内観光施設の維持管理</li> <li>○ マスメディアなどを活用した広報活動</li> <li>○ 地域団体等と協力した「ます祭り」の開催 (2 回)</li> </ul>

## 7.2 沿革

### (1)水産試験場

明治 33 年：犬上郡福満村大字平田に水産試験場を開設

昭和 20 年：彦根市松原町に本場を移転、旧本場を平田試験池とする

昭和 46 年：彦根市八坂町に新庁舎竣工移転し業務開始

昭和 62 年：生物工学実験棟、加工実験室完成

平成 3 年 : 第 2 飼育棟完成

平成 4 年 : 第 9 代調査船『琵琶湖丸』、試験池改修工事完成

平成 12 年 : ふれあい河川新設、地下水揚水施設整備

醒井養鱒場が水産試験場の分場となる（醒井養鱒場を水産試験場醒井養鱒分場と改称）

平成 17 年 : 醒井養鱒場が廃止され、水産試験場職員が駐在する 1 施設（名称は醒井養鱒場）となる

平成 23 年 : 第 10 代調査船『琵琶湖丸』竣工

## (2)醒井養鱒場

明治 11 年 : 醒井村枝折字東出川に県営枝折孵化場を開設

明治 12 年 : 現在地（米原市上丹生）に移転

昭和 16 年 : 滋賀県水産試験場醒井分場と改称

昭和 26 年 : 滋賀県醒井養鱒試験場として独立（独立採算制）する

昭和 52 年 : 滋賀県醒井養鱒場と改称

昭和 56 年 : この年から 5 年かけて餌付池、稚魚池を整備

昭和 62 年 : 本館庁舎新築、研修施設併設

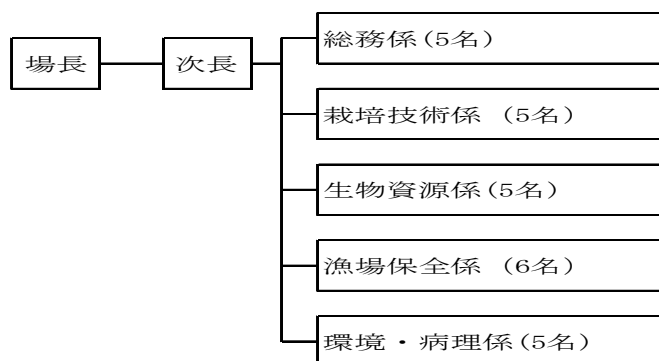
平成 3 年 : 屋内休憩所（せせらぎ棟）の整備

平成 4 年 : 採卵場の整備

平成 9 年 : ふれあい河川の設置、親魚池、排水処理施設の整備

平成 25 年 : 試験研究を除く管理運営業務を指定管理者として滋賀県漁業協同組合連合会が担うこととなる

## 7.3 組織図（平成 28 年 4 月 1 日現在）





7.4 総運営コストの推移（単位：千円）

年度	水産試験場費	人件費	合計
平成 23 年度	82,221	227,581	309,802
平成 24 年度	77,830	225,218	303,048
平成 25 年度	64,952	229,903	294,855
平成 26 年度	66,860	242,272	309,132
平成 27 年度	78,016	238,711	316,727

## 8 琵琶湖環境研究推進機構

琵琶湖環境研究推進機構は、複雑化・多様化した琵琶湖の課題に対して、個別の課題に対する対症療法的な対策だけでなく、環境や水産など関係する分野横断による総合的な解決を図るために、平成26年（2014年）4月25日に設置され、本県の4つの行政部局と8つの試験研究機関で構成する。

この推進機構では、①連携による研究方策の策定、②現状分析と課題の整理、③研究の調整と進行管理、④研究成果の政策反映を行うこととしており、推進機構で取り組む最初のテーマとして、琵琶湖における喫緊の課題である「在来魚介類のにぎわい復活」に向けた研究に取り組んでいる。

（琵琶湖環境研究推進機構の概要）



### 第3 外部監査の結果および意見

#### 1 施設のあり方について

##### 1.1 滋賀県基本構想について

滋賀県では平成27年3月に「滋賀県基本構想」（以下「基本構想」という。）を策定し、「夢や希望に満ちた豊かさ実感・滋賀～みんなでつくろう！新しい豊かさ～」を基本理念として掲げている。この基本構想は、時代の潮流と課題と踏まえ、これからの滋賀を築いていくための基本理念を掲げ、一世代後となる平成52年（2040年）頃を展望し、長期的な視点から滋賀の目指す姿を明らかにする「長期ビジョン編」と、今後4年間に先駆的・重点的に取り組むべき政策を掲げる「重点政策編」で構成されている。「重点政策編」では、7つの「重点政策」（以下「重点政策」という。）に取り組むとしている。

「長期ビジョン編」では、基本理念の実現に向けて、「ひと」「地域の活力」「自然・環境」「県土」「安全・安心」の視点から、ほぼ一世代後となる平成52年頃にも「このように豊かでありたい」と願う望ましい姿を、「5つの目指す姿」として描いている。人口減少・超高齢化社会やエネルギーの制約をはじめ時代の潮流と課題を踏まえつつ、滋賀の強みを活かしながら、豊かさの実現に向けて、みんなで一緒に取り組むことが必要としている。

#### 5つの目指す姿

##### ① ひと

互いに支え合い、誰もが自らの能力を発揮し活躍する、夢や希望に満ちた滋賀

##### ② 地域の活力

滋賀の力を伸ばし、活かす、誇りと活力に満ちた滋賀

##### ③ 自然・環境

美しい琵琶湖を大切にする、豊かな自然と共生する滋賀

##### ④ 県土

暮らしと産業を支える基盤が整い、人やものが行き交う元気な滋賀

##### ⑤ 安全・安心

将来への不安を安心に変え、安全・安心に暮らせる滋賀

「重点政策編」では以下の7つの重点政策が掲げられている。

- 1.子どもの生きる力を育み、若者や女性が輝く社会の実現
- 2.すべての人に居場所と出番があり、最期まで充実した人生を送れる社会の実現
- 3.滋賀の強みを生かし、新たな強みを生み出す滋賀発の産業の創造
- 4.琵琶湖をはじめとするめぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む社会の実現
- 5.豊かに実る美しい地域づくりと滋賀・びわ湖ブランドの発信
- 6.「文化とスポーツの力」を活かした元気な滋賀の創造
- 7.人やものが行き交う活力ある県土づくりと安全・安心社会の実現

7つの重点政策のうち、本年度の監査対象としている試験研究機関に主に関係する政策は上記 3.4.5 であり、それらにかかる「現状と課題」「目指す方向」「施策の展開」を記載していく。

### 3. 滋賀の強みを生かし、新たな強みを生み出す滋賀発の産業の創造

#### ・現状と課題

県内企業の99.8%を占める中小企業・小規模事業者には、経営基盤の強化と「先を見通す力」や「技術力」、「経営理念」等の企業の強みを一層活かす工夫が求められています。

また、国内市場の縮小が懸念される中、将来の成長分野への参入や海外市場への展開などが期待されるとともに、地域内の経済の好循環や地域の活性化に役割を果たすことが求められています。

近畿圏、中部圏、北陸圏の結節点に位置し、交通の要衝に当ることから、古くから内陸工業県として発展し、産業や大学等の知的資源が集積する一方で、景気や輸出動向の影響を受けやすい産業構造となっていることから、滋賀の特性を活かした新たな産業振興が求められています。

東日本大震災後のエネルギー情勢の変化により、我が国は新たなエネルギー制約に直面しており、化石燃料への依存度低減、エネルギー自給率の向上に向けて、再

生可能エネルギーの導入促進とともに、省エネ・節電の徹底、エネルギー関連産業の振興等の総合的な取組の推進が課題となっています。

・目指す方向

中小企業・小規模事業者の事業活動活性化に向け、自らの成長を目指す取組の円滑化、経営基盤の強化、産業分野の特性に応じた事業活動の活発化などへの支援を行うとともに、地域の中で地域資源の活用や消費が促進される環境づくりを進めます。また、海外企業とのビジネスマッチングを支援し、アジアをはじめとした海外諸国での円滑な事業展開を促進します。

水・環境など、多様な分野の産業や技術、人材が集積し、豊富な地域資源を有する滋賀の強みを活かして、「水・エネルギー・環境」、「医療・健康・福祉」、「高度モノづくり」、「ふるさと魅力向上」、「商い・おもてなし」の5つの切り口でのイノベーションの創出に取り組むとともに、本社機能や研究開発拠点機能を有する企業の誘致を進めるなど、滋賀発の力強い産業の創出を図ります。

本県の地域特性やポテンシャル等を踏まえた滋賀ならではのエネルギーの地産地消を推進するとともに、エネルギー関連産業の振興や、エネルギーの利用や供給の効率化に係る技術開発の促進を図ります。

・施策の展開

【施策1】 滋賀の潜在資源を活かした地域産業の育成と海外展開支援

【施策2】 これからの時代を切り拓くイノベーションの創出

【施策3】 地域主導による「地産地消型」・「自立分散型」の新しいエネルギー社会づくり

#### 4.琵琶湖をはじめとするめぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む社会の実現

・現状と課題

これまでの水質浄化対策の推進により、琵琶湖の富栄養化は抑制されてきましたが、琵琶湖流域では、在来魚介類の減少や水草の異常繁茂などの課題が生じているほか、琵琶湖を守る水源林では、ニホンジカ被害の増加や森林所有者の高齢化などによる林地境界の不明瞭化など様々な課題が生じています。

希少な野生動植物の絶滅のおそれや、外来生物の移入と定着、特定の野生鳥獣種の生息域の変化などにより、本来の生態系の維持が危ぶまれています。

稚魚の放流や外来魚の駆除、漁場と産卵繁殖場の整備・保全などの対策を実施しており、ニゴロブナやホンモロコなどの漁獲量は増加していますが、在来魚全体の漁獲量としては、年々減少しています。

低炭素社会の実現を目指す中、本県の温室効果ガス排出量は減少幅が縮小しており、特に家庭・業務部門での削減が進んでいない状況にあります。また、資源循環の取組を推進し、循環型社会の形成につなげていく必要があります。

琵琶湖を健全な姿で次世代に引き継いでいくため、あらゆる世代を通じて継続的に環境学習に取り組み、環境保全行動へつなぐとともに、地域に根ざした取組を通じて「持続可能な社会を築く力」を育む必要があります。

#### ・目指す方向

琵琶湖を健全な姿で次世代に引き継ぐために、「森～川～里～湖」という大きな視点から、これまでの水質保全対策に加えて、在来魚の回復をはじめとする琵琶湖流域生態系の保全・再生や、暮らしと湖の関わりの再生を進めるとともに、様々な生き物でにぎわう、生命あふれる自然環境の再生を進めます。

低炭素社会の実現を目指して、企業や家庭、個人が、自らのライフスタイルやビジネススタイルの転換を進め、節電や省エネ行動を広げていくとともに、公共交通機関や自転車の利用など人と環境に優しいエコ交通の普及や再生可能エネルギーなどの導入促進を図ります。廃棄物については、可能な限り適正な循環的利用を行い、循環型社会の形成に向けて取り組みます。

環境への関心と問題解決能力を高め、持続可能な社会づくりに向けて主体的に実践行動できる人育てを目指し、ライフステージに応じた環境学習の充実を図るとともに、琵琶湖博物館や環境学習センターなど、環境学習の拠点機能を活かした取組を進めます。

#### ・施策の展開

【施策1】琵琶湖環境の再生・継承

【施策2】低炭素化など環境への負荷が少ない安全で快適な社会の実現

### 【施策3】環境の未来を拓く「人」・「地域」の創造

#### 5.豊かに実る美しい地域づくりと滋賀・びわ湖ブランドの発信

##### ・現状と課題

農林水産業従事者の減少や高齢化等が進行しており、若者にとって魅力ある農林水産業にしていくことや、生産の場であるとともに多面的機能を有している農山漁村地域の活力の維持向上が課題となっています。

生産物価格の低迷や生産コストの増大など農林水産業の経営環境が悪化しており、担い手の規模拡大や経営改善、6次産業化など生産物の付加価値向上による所得の確保が必要となっています。

環境こだわり農業や「おいしが うれしが」キャンペーンの取組は拡大してきましたが、環境こだわり農産物の付加価値の向上や、近江米、近江牛、近江の茶、湖魚といった主要品目の県外向けの情報発信の強化とブランド力の一層の向上が必要です。

本県には、琵琶湖や豊かな歴史文化など、様々な地域資源があり、これまでから産学官が連携して情報発信に取り組んできましたが、民間によるブランド力調査では、依然として低い評価となっています。

観光客数は、長期的には増加傾向にありますが、本県ゆかりの大河ドラマの放映による増加や新型インフルエンザ発生による減少など、外的要因の影響を受けやすく、持続的な誘客が求められています。また、観光地としての滋賀の認知度が十分でなく、地域資質を活かした特色あるツーリズムをさらに展開していく必要があります。

##### ・目指す方向

農林水産業の担い手の確保・育成とその経営の複合化・多角化等による体質強化、安全・安心な農林水産物の生産・供給により、産業として競争力のある農林水産業の確立を図ります。農地や森林等の豊かな地域資源を適切に維持するとともに、新たな魅力として創出・発信することで、農山漁村の活性化を図ります。

環境こだわり農産物をはじめとする農林水産物の流通・販売の促進や地産地消の

推進、地域の産品および資源の価値・情報を発信する取組みを進めるとともに、「滋賀・びわ湖ブランド」として、滋賀ならではのブランド力の向上を図ります。

琵琶湖に代表される滋賀ならではの素材や強みを掘り起し、観光ブランド「ビワイチ」の推進により、広く発信していくとともに、豊かな自然や歴史・文化の魅力を活かした特色あるツーリズムを展開し、さらに首都圏における情報発信機能の強化をすることにより、国内外からの観光客の増加を図ります。

・ 施策の展開

【施策 1】 滋賀の強みを活かした農林水産業振興と魅力ある農山漁村づくり

【施策 2】 滋賀のブランド力向上と地産地消の推進

【施策 3】 「滋賀ならではの」の特色を活かした、魅力あふれる観光の創造

滋賀県が基本構想に掲げる各施策を推進するためには、各試験研究機関が、基本構想としっかりとリンクした試験研究課題に効果的・効率的に取り組むことが重要であり、そのためには、試験研究課題に対する PDCA サイクルの整備と実行が必要となる。

## 1.2 試験研究の評価について

### 1.2.1 国の研究開発評価について

試験研究の評価について検討するにあたり、まず、その参考とすべき国の評価指針を知る必要があり、以下に記載していく。

#### (1) 国の研究開発の大綱的指針について

国は研究開発評価について平成 9 年 8 月に「国の研究開発全般に共通する評価の実施方法のあり方についての大綱的指針」を発表した。その後、数度の改定を経て、直近では、平成 24 年 12 月に「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（以下「大綱的指針」という。）を策定している。

国の研究開発の大綱的指針の改定の経緯は以下のとおりである。

**国の研究開発全般に共通する評価の実施方法のあり方についての大綱的指針（H9.8）**

（研究開発機関及び研究開発課題に関する評価の本格的な導入、定着化を促進。）





**国の研究開発評価に関する大綱的指針(H13.11)**

(研究開発施策及び研究者等の業績に関する評価も含め、厳正な評価の実施を推進。)



**国の研究開発評価に関する大綱的指針(H17.3)**

(創造への挑戦を励まし成果を問う評価、世界水準の信頼できる評価、活用され変革を促す評価等を推進。)



**国の研究開発評価に関する大綱的指針(H20.10)**

(評価の継続性の確保、評価の効率化、国際水準による評価の実施等を推進。)



**国の研究開発評価に関する大綱的指針(H24.12)**

(研究開発プログラムの評価の導入、アウトカム指標による目標設定を促進。)

(注) 平成 28 年 12 月に第 4 次改定が行われているが記載は省略している。

## (2) 大綱的指針の基本的な考え方

大綱的指針は、国の研究開発評価について基本的な方針を示したものであり、各種の評価を実施する主体がその特性や研究開発の性格に応じて本指針に沿った的確な評価を実施することによって、研究開発に適した効率的で質の高い評価が行われ、優れた研究開発が効果的・効率的に行われることを目指すものである。研究開発評価の観点は次のようになっている。

- ①優れた研究開発の成果を創出し、それを次の段階の研究開発に切れ目なく連続してつなげ、研究開発成果の国民・社会への還元を迅速化する、的確で実効ある評価を実施すること。
- ②研究者の研究開発への積極・果敢な取組を促し、また、過重な評価作業負担を回避する、機能的で効率的な評価を実施すること。
- ③研究開発の国際水準の向上を目指し、国際競争力の強化や新たな世界的な知の創造などに資する成果の創出を促進するよう、国際的な視点から評価を実施すること。

④研究開発政策各階層（政策体系）の相互の関連付けを明確化し、最も実効性の上がる階層において PDCA(Plan-Do-Check-Action)サイクルを確立すること。

⑤研究開発の推進からその成果の利用、活用に至るまでを視野に入れて、取り組むべき課題に対応した目標（アウトカム指標等による目標）を設定し、その達成状況を的確に把握すること。

大綱的指針の適用対象とする研究開発評価とは「研究開発施策・研究開発プログラム・研究開発課題・研究者等の業績及び研究開発機関等の評価を指す」としている。また、効果的・効率的な評価の実施として「研究開発評価はそれ自体を目的とするのではなく、研究開発マネジメントの中で有効に機能するよう、評価が適切に実施され、また、評価結果が目的に沿って確実に活用されることが重要である。このため、評価を実施する主体は、誰がどのような目的で評価を実施するのか、また、評価結果は誰がどのように活用し、どのような効果を生じるのか等に関して、それぞれの主体、その役割と責任などをあらかじめ明確にし、それを関係者に周知した上で評価を実施する。」「評価を実施する主体は、評価者の選任、評価業務の効率化等を図るため、研究開発成果、評価者、評価結果等の評価関連情報について、標準化して蓄積し、これらを横断的かつ相互に活用できるよう、利便性の高い電子システムを導入する。さらに、評価業務を効率化するため、申請の受付、書面審査、評価結果の開示等に電子システムを導入する。」と記載している。

大綱的指針では、現状の研究開発は施策の目標に対する各研究開発課題の位置付け、関連付けが不明確であり、結果として各研究開発課題の総体としての効果が十分に発揮されているとは言えない状況にあることにより、政策課題を解決し、イノベーションを生み出していくためには、研究開発課題や研究資金制度を研究開発プログラムとして設定（プログラム化）し、適切な評価を実施することを通じて、次の研究開発につなげていくことが重要であることから、研究開発プログラムの評価の導入が必要であるとしている。その設定の基本的な考え方は以下となる。

#### 研究開発プログラムの設定の基本的考え方

①研究開発プログラムにより解決すべき政策課題及び時間軸を明確にした検証可能な目標（アウトカム指標による目標）を設定するとともに、上位の階層である施策に

おける位置付けが明確であること。

②目標の実現に必要な研究開発課題及び必要に応じた研究開発以外の手段のまとまりによって構成され、目標達成に向けた工程表（手段及びプロセス）が明示されること。

③研究開発プログラムの推進主体と、個々の研究開発課題の実施又は推進主体との役割分担及び責任の所在が明確であること。等

※アウトカム指標:成果の本質的又は内容的側面であり、活動の意図した結果として、定量的又は定性的に評価できる、目標の達成度を測る指標

## 1.2.2 滋賀県の試験研究評価について

国の大綱的指針を参考に、滋賀県の試験研究評価について検討していく。

### (1) 滋賀県立試験研究機関等の研究課題に関する評価指針について

滋賀県では平成16年6月に滋賀県立試験研究機関等の研究課題に関する評価指針（以下「評価指針」という。）が策定され、滋賀県科学技術政策推進会議の座長（副知事）から同会議委員（関係機関・部局の長）宛てに、県立試験研究機関等の研究課題の評価に関する実施要綱等の策定、研究課題の評価の実施が依頼された。評価指針の策定を受け、各試験研究機関にて評価実施要綱等を策定している。

評価指針の全文を以下に記載する。

#### 滋賀県立試験研究機関等の研究課題に関する評価指針

##### 第1 指針の趣旨

「滋賀県立試験研究機関等の研究課題に関する評価指針」（以下、「指針」）は、県立の試験研究機関（以下、「試験研究機関」）等において必要な研究課題の評価（以下、「研究課題評価」）を実施するための基本的な事項を示すものである。

試験研究機関もしくは試験研究機関所管部は、指針を踏まえ評価に関する実施要綱等を定め、評価を実施するものとする。

##### 第2 評価の目的

###### 1 研究の効果的・効率的な推進

研究課題評価を実施し、その結果を研究費や人材等限られた研究資源の適切

な配分に反映させることにより、研究の効率的、効果的な推進を図る。

## 2 研究職員の意欲向上

研究課題評価を通じて、研究職員に適切な助言を与えることなどにより、研究意欲の向上と研究機関の活性化を図る。

## 3 県民の理解の確保

研究の内容や成果とともに研究課題評価の結果やこれに基づく改善措置を公開することで、研究活動について県民の理解を得る。

# 第3 評価の基本的な方針

## 1 公平性と透明性の確保

評価にあたっては、客観的な数値指標の活用を図るとともに、県職員による内部評価に加え、外部有識者等を評価者とする外部評価を実施し、さらに、結果を公表することにより、公平性と透明性の確保に努める。

## 2 実効性と継続性の確保

研究資源の配分や研究計画の立案にあたって評価結果が十分反映されるよう配慮するとともに、評価が一研究課題の結果の良否や継続の可否の判断のみならず試験研究活動全体の向上のため実施するものであるとの認識のもと、評価の実施と次の研究計画への反映と良好なサイクルを構築し、評価の実効性と継続性の確保に努める。

# 第4 評価の対象

## 1 評価の対象

原則として、試験研究機関が行う基礎研究、応用研究および開発研究ならびにこれらに付随する試験、分析等からなる研究開発を評価の対象とする。

普及、指導、依頼試験業務、定例的に実施されている調査、分析については、研究機関の長が認める場合のみ評価の対象とする。

## 2 外部評価の対象

前項のうち、試験研究機関もしくは試験研究機関所管部が定める重点的な試験研究課題の評価を外部評価の対象とする。

# 第5 評価に関わるものの責務

## 1 評価者の責務

評価者は、各々の試験研究機関の役割や目的を十分理解したうえで、研究課題に関する客観的かつ厳正な評価を実施することにより、試験研究活動の改善等のために必要な助言を行うものとする。

また、評価者は、個人情報や企業情報、知的財産の内容等、評価を通じて知り得た情報の機密の保持にかかる義務を有するものとする。

## 2 試験研究機関もしくは試験研究機関所管部の責務

試験研究機関もしくは試験研究機関所管部は、それぞれの業務内容に応じた評価実施要綱等を定め、評価実施体制を整備し、適正な評価を実施するとともに、評価結果を試験研究活動の改善等に適切に活用するものとする。

## 3 研究職員の責務

研究職員は、研究課題評価の重要性を認識し、評価結果を適切に活用して試験研究に取り組むものとする。

## 4 滋賀県科学技術政策推進会議の責務

滋賀県科学技術政策推進会議は、研究課題評価の推進を統括するとともに、評価の結果、部局横断的な取組が必要と認められた場合等において調整を図るものとする。

また、評価の結果、本県における科学技術政策の推進上特に重要と思われる課題等について、滋賀県科学技術振興会議に報告するものとする。

# 第6 評価体制の整備等

## 1 評価実施要綱等

試験研究機関もしくは試験研究機関所管部は、指針に従い研究課題評価に関する実施要綱等を定めるものとする。

## 2 評価実施体制の整備

試験研究機関もしくは試験研究機関所管部は、外部評価の前提となる適切な内部評価の実施及び外部有識者等を評価者とする外部評価委員会の設置等、評価の実施に必要な体制整備を行うものとする。

## 3 外部評価者の選任

外部評価者には、各々の試験研究機関の役割や目的を理解するとともに評価対象となる試験研究分野に関する知見等の評価能力を有しかつ公正な立場で評価できる外部有識者や、多角的に評価を行うために必要な者から選任するよう努める。

## 第7 評価の種別

### (1) 事前評価

研究課題の選定、研究内容や研究資源配分の見直しの参考にするとともに研究課題への適切な助言を得るために、試験研究課題の選定時に、事前評価を実施する。

### (2) 中間評価

試験研究の実施機関が5年以上の課題について、中間段階での研究進捗状況を検証し、研究内容や研究資源配分の見直しや研究の中止の参考にするとともに研究課題への適切な助言を得るため、3年を目安に、中間評価を実施する。

### (3) 事後評価

終了した研究課題を総括するとともに、今後の研究計画の立案の参考とするため、試験研究終了後に、事後評価を実施する。

### (4) 追跡評価

研究終了後、波及効果が現れるまで一定期間を要する等の理由により各試験研究機関が必要と認める研究課題については、より正当な評価を得るため、試験研究終了後の一定の期間を経過した適切な時点に、追跡評価を実施する。

## 第8 評価結果の取り扱い

### 1 評価結果の尊重

試験研究機関および試験研究機関所管部は、研究課題評価の結果を尊重し、それぞれが有する権限・責任の範囲内で、試験研究手法の変更、予算、研究職員等の研究資源の配分の見直し等に取り組むものとする。

### 2 公開のあり方

研究課題評価の結果及びこれに基づく改善の取り組みについては、機密の保持が必要な場合を除き、個人情報や企業情報、知的財産権の取得等に配慮した

上で、適切な方法により一般および被評価者に公開するものとする。

### 3 滋賀県科学技術政策推進会議への報告

評価を実施した試験研究機関もしくは試験研究機関所管部は、評価の実施結果について滋賀県科学技術政策推進会議に報告するものとする。

## 第9 その他留意事項

### 1 評価に伴う過重な負担の回避

評価に伴う評価者、被評価研究課題の担当者双方の作業負担が過重とならないよう、十分に配慮すること。

また、研究課題評価の結果を別途実施している「施策評価」にも活用するなどし、施策評価との整合を図るとともに、重複作業を回避するように努めること。

### 2 多様な試験研究課題の性格に応じた適切な配慮

柔軟性を欠いた画一的な評価により斬新さや創造性が軽視され、研究内容が平凡なものに偏ることのないよう、十分配慮すること。

### 3 研究課題評価と研究職員個人の評価との混同の回避

研究課題評価の結果や評価を通じて得た助言は研究職員の資質向上に活用すべきであるが、研究課題評価の結果が研究職員個人としての評価とみなされ、研究活動以外の業務に支障を及ぼすことのないよう留意すること。

### 4 数値的指標の活用と偏重に関する配慮

論文の提出数や被引用度数、特許の取得件数等といった数値的指標は一定の客観性を有するなど公平性、透明性の確保のため有効であるが、必ずしも試験研究の成果を一義的に表わすものではないことから、評価にあたってはこれを活用しつつも偏重することのないよう配慮すること。

### 5 評価システムの継続的見直し

社会や研究を取り巻く情勢の変化に応じた適切な研究課題評価を実施するため、必要に応じて指針や実施要綱等の見直しを行うものとする。

## (2) 評価指針の改定状況について

評価指針は平成 16 年 6 月に策定されて以降、現在までに 12 年間 1 度も改定されていない。前述のとおり国の大綱的指針は、平成 16 年以降をみても平成 17 年 3 月、平成 20 年 10 月、平成 24 年 12 月と 3 度の改定がなされている。県の評価指針においても「第 9 その他の留意事項 5 評価システムの継続的見直し」として「社会や研究を取り巻く情勢の変化に応じた適切な研究課題評価を実施するため、必要に応じて指針や実施要綱等の見直しを行うものとする。」と明記している。

国の大綱的指針は、数年に 1 回見直し・改定が行われているにもかかわらず、県の評価指針は策定以降 12 年間も見直しが行われていない。12 年間も社会や研究を取り巻く情勢に変化はなかったのだろうかという理解に苦しむ。下記に記載する滋賀県科学技術政策推進会議も現在実態がない。

## (3) 滋賀県科学技術政策推進会議について

滋賀県科学技術政策推進会議（以下「推進会議」という。）は科学技術政策の総合的かつ計画的な推進を図るとともに県立試験研究機関等の有機的な連携を図るために、平成 14 年 3 月に設置された。各部局の部長が委員となり、各担当課長が幹事として組織されたが、平成 19 年度（平成 20 年 2 月）に幹事会が開催されたのを最後に以後は何も開催されておらず、休眠状態にある。平成 17 年 4 月に県の科学技術政策の所管が企画調整課から新産業振興課（当時）に移管されたことに伴い、推進会議の所管課も同時期に変更されている。（新産業振興課は、現在、モノづくり振興課となっている。）推進会議は組織としては存続しているということであるが、組織図等の資料は一切ないとのことであった。

評価指針では、「第 5 評価に関わるものの責務 4 滋賀県科学技術政策推進会議の責務」として「滋賀県科学技術政策推進会議は、研究課題評価の推進を統括するとともに、評価の結果、部局横断的な取組が必要と認められた場合等において調整を図るものとする。また、評価の結果、本県における科学技術政策の推進上特に重要と思われる課題等について、滋賀県科学技術振興会議に報告するものとする。」と記載され



ており、また、「第 8 評価結果の取り扱い 3 滋賀県科学技術政策推進会議への報告」として「評価を実施した試験研究機関もしくは試験研究機関所管部は、評価の実施結果について滋賀県科学技術政策推進会議に報告するものとする。」となっている。

ところが、推進会議は、8 年以上開催実績がない。推進会議は県立試験研究機関等の有機的な連携を図るため、研究課題評価の推進を統括するなどの重要な役割を担っていたにもかかわらず、8 年以上全く開催されていない状況を考えれば、各試験研究機関の研究評価が滋賀県の全体最適の視点をもって行われていない可能性がある。担当部局からは「部局横断的な検討課題がなかったため、事務の効率化の観点より推進会議を開催していない」という説明を受けたが、本来、評価指針が想定した推進会議の役割は、その程度のレベルのものであったのだろうか。推進会議自体が部局横断的な検討課題の有無を判断する組織ではないのか。

また、各試験研究機関では評価指針を踏まえ評価に関する実施要綱等を定めている。実施要綱等では、試験研究課題の評価実施結果を推進会議に報告する旨を定めており、報告書を実態のない推進会議に提出しているという、無駄な手続を継続している。報告を行っている試験研究機関と行っていない試験研究機関があるとのことであったので、モノづくり振興課の管理状況を確認するため過去 5 年間の報告書の提出状況を求めたところ、農政水産部所管の 3 試験研究機関および商工観光労働部所管の 2 機関については報告が行われているが、それ以外の機関については報告が行われた事実が確認できなかったとの回答であった。このことから、報告の取り扱いについても、評価指針をふまえた全庁統一的な対応がなされていないことがわかった。

早急に、推進会議等の組織の再構築を図る必要がある。

### 1.3 環境関係の試験研究機関について

#### 1.3.1 環境関係の試験研究の概要

環境関係の試験研究は琵琶湖環境部が所管し、環境科学研究センターと琵琶湖博物館の2機関で行われている。ともに琵琶湖に大きく関係する研究課題を扱っているが、その役割は異なっている。

項目	環境科学研究センター	琵琶湖博物館
主な役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>琵琶湖と滋賀県の環境（以下「琵琶湖環境」という。）にかかる継続的なモニタリング。</li> <li>琵琶湖環境が直面する様々な課題に対する行政への政策提言</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「湖と人間」のあり方を県民とともに考え、ともに行動する博物館</li> <li>次代を担う人が育つ拠点となる博物館</li> <li>地域活性化の核となる博物館</li> </ul>
試験研究の方向性	<p>1. 琵琶湖流域における課題の複雑性・多様化に関する研究</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>「つながり」に着目した総合型研究の推進</li> <li>機関連携による知見の総合化</li> </ul> </div> <p>2. 生活や社会のあり方等に関する人々の意識変化</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>人々が豊かさを感じられる社会の具体化と道筋提示</li> <li>適切なリスク評価とリスク管理</li> </ul> </div>	<p>1. 博物館のテーマに沿って独創的な研究・調査に取り組み、その成果を展示や交流活動に活かしながら、たえず成長・発展する博物館を目指す。</p> <p>2. 地域の人びととともに歩む博物館として、研究・調査内容を地域の人たちと共に行うことを心がけ、集積された資料や情報を誰もが活用できるよう整備していく。</p> <p>3. 琵琶湖周辺に立地する他の研究機関や大学あるいは世界各地の湖沼研究にかかわる研究機関とネットワークを作りながら、長期的かつ総合的な試験研究を行う。</p>

すなわち、環境科学研究センターは現在の行政課題に密着した研究を行い、琵琶湖博物館は行政ニーズには捉われない、琵琶湖に関係する幅広い、独創的な研究を行う

中で、琵琶湖と人とがどのようにして共生してきたか、また共生していくべきかを中心に研究している。

したがって、扱う研究課題の選定方法、選定結果、研究の評価過程にも違いが表れている。以下、順に機関ごとに検討する。

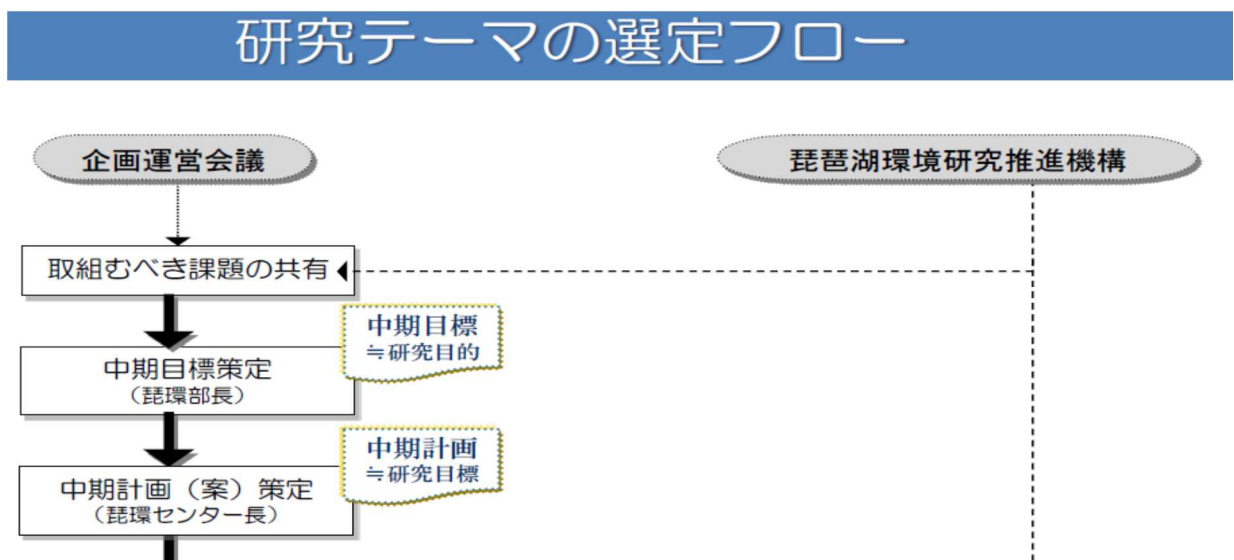
### 1.3.2 環境科学研究センター

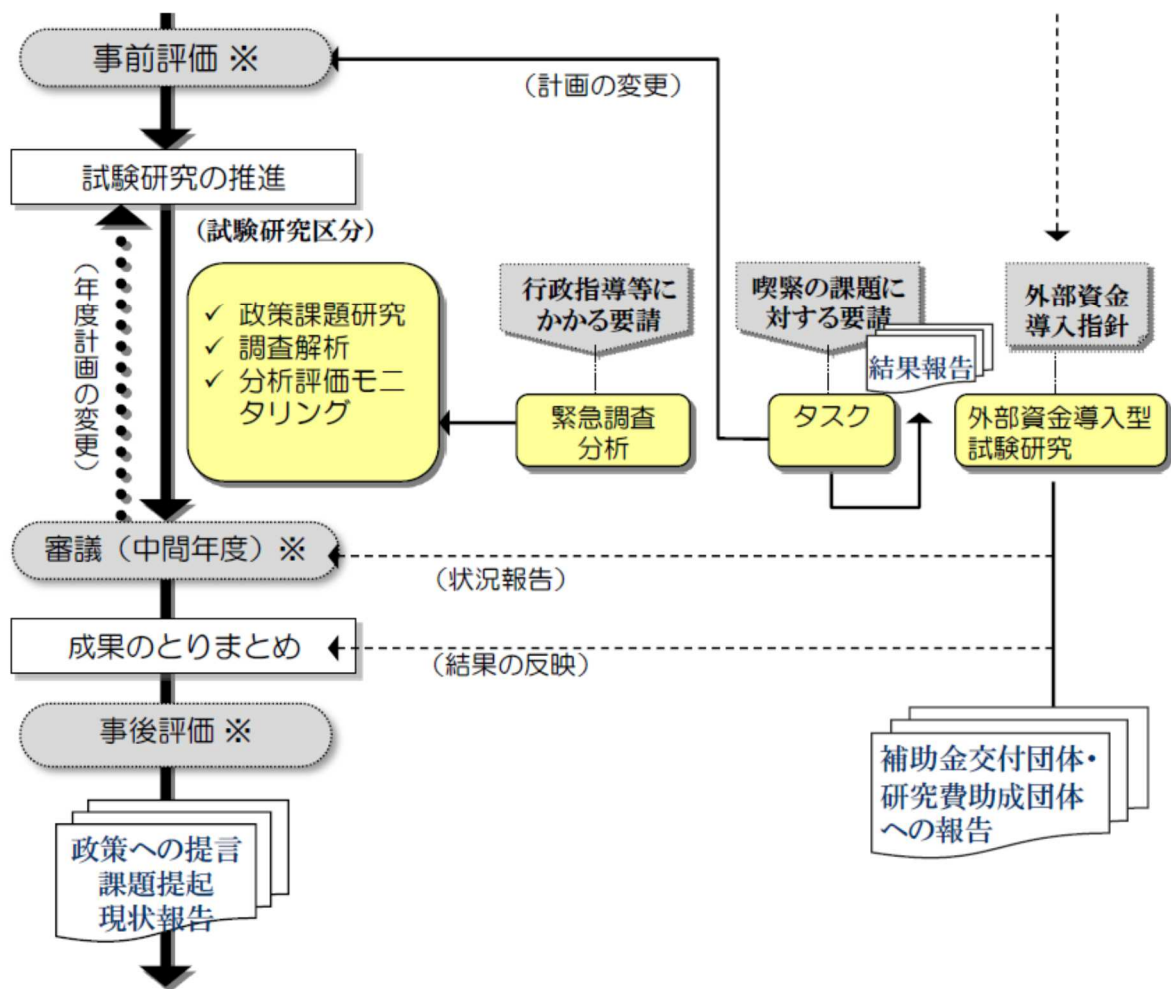
#### (1)研究課題の選定方法および評価

環境科学研究センター（以下、1.3.2では「センター」もしくは「琵琶湖センター」という。）では、行政施策推進に必要な研究課題として行政機関から要請のあった課題や、琵琶湖環境の課題解決に必要な課題としてセンターからの提案による課題を内部で検討・選定し、内部評価委員会による内部評価（注1）、企画運営会議（琵琶湖環境部長、琵琶湖環境部次長、センター長、副センター長の4名で構成）による県庁関係課との調整、評議員会による外部評価を経て、中期目標で研究の方向性を定め、その方向性に即した中期計画を立案し研究テーマを選定する。

また、研究の実施前と実施後に、内部評価委員会による内部評価、評議員会による外部評価（注2）を実施している。それに加えて、中期計画の進捗状況および実績について、内部評価委員会に対しては年度ごとに、評議員会に対しては中期計画の中間年度に報告している。

上記をまとめた、研究テーマの選定フローは下図のとおり。





### 環境課題の解決に向けた行政の取組

※の各段階で、

- ①内部評価委員会、②企画運営会議、③評議員会 に諮る。
- (②と③の順番については、議題に応じて検討)

(注 1) 内部評価委員会による内部評価

内部評価委員会はセンター長、副センター長、次長、総合解析部門長、環境監視部門長の5名で構成される。評価は5段階（事後評価は7段階）で点数化し、委員の評価を加重平均して総合評価とする。評価結果は、評議員会の評価結果と併せて、内部評価結果等を調査研究内容・手法等の変更や予算等調査研究資源の配分の見直し等に反映するものとする。

(注 2) 評議員会による外部評価

評議員会委員は、滋賀県琵琶湖環境科学研究センター評議員会設置要領の第3条において、以下の者のうちから、センター長が選任し、就任を依頼することとなってい

る。また、任期は2年となっているが、再選も可能。

(委員選定基準)

- (1)学識経験を有する者
- (2)報道機関の職員
- (3)公募委員
- (4)その他、センター長が認める者

なお、直近の改選は平成27年度に実施しているが、その際にセンター長が留意した事項は下記のとおり。

○学識経験者は中期計画（平成26年～平成28年）における研究テーマとの関連性を考慮した上で平成25年度に選定しており、平成28年度は中期計画の最終年度となるため、可能な限り、継続しての就任を依頼した。

○報道機関の職員は、改選時の県政記者クラブ幹事社に依頼している。

○公募委員は、改選時にホームページ等で募集している。

○センター長が適当と認める者として、経済界の視点から意見を入手するため、県経済団体に推薦を依頼している。また、県民視点からNPO団体所属者にも就任を依頼している。

評議員会による評価は、内部評価と同様に評価は5段階（事後評価は7段階）で点数化し、委員の評価を加重平均して総合評価とする。

## (2)研究内容

環境科学研究センターが認識している基本的課題と、それに対する研究構成は下表のとおりである。

基本的課題	研究構成
琵琶湖流域生態系の保全・再生	(重点研究プロジェクト(注1)) 政策課題研究(注2)1：湖辺域における底質環境の評価に関する研究 政策課題研究2：在来魚の保全・再生に向けた流域管理に関する研究

	<p>政策課題研究 3: 在来プランクトン食魚の餌資源評価に関する研究</p> <p>政策課題研究 4: 生物多様性の保全と持続可能な利用の促進に向けた研究</p> <p>政策課題研究 5: 琵琶湖を育む森林の適切な管理方策に関する研究</p> <p>調査解析(注 3)1: 北湖深水層と湖底環境の総合評価</p> <p>分析評価モニタリング(注 4)1: 琵琶湖等水環境のモニタリング</p>
持続可能な滋賀社会の構築	<p>政策課題研究 6:</p> <p>持続可能な琵琶湖・滋賀の社会像とその実現方法に関する研究</p>
環境リスク低減による安全・安心の確保	<p>政策課題研究 7: モニタリング計画策定に向けた放射性物質の挙動予測に関する研究</p> <p>調査解析 2: PM2.5 等の大気汚染物質にかかる移流影響の把握</p> <p>調査解析 3: 化学物質の影響把握と総量リスク評価手法の検討</p> <p>分析評価モニタリング 2: 大気環境のモニタリング</p> <p>分析評価モニタリング 3: 水士壤環境の発生源モニタリング</p>

(注 1)重点研究プロジェクト

琵琶湖環境において特に喫緊かつ重点的な対応を求められる課題の解決に向けて、緊密な研究間連携のもと、一体的に推進する必要がある試験研究テーマを「重点研究プロジェクト」として編成し、全体的視野に立った政策提言を行う。

(注 2)政策課題研究

モニタリング結果や既存の知見等の幅広い集約や、モデル等の活用により、全体的視野から総合解析を推進し、これまでの施策効果の総合的な検証を含めた施策等の方向性やあり方を提言する研究を言う。

(注 3)調査解析

モニタリングを基礎とした調査手法等の検討やデータの収集、解析を行うことにより、新たに発見された課題の詳細な把握や予見される現象を整理する研究を言う。

(注 4)分析評価モニタリング

法律等に基づいて現状を把握するための基礎的データの収集と分析結果の評価を行うことにより、発生源や環境基準の適合状況を監視し、環境の変化や新たな課題の発見を行う研究を言う。

### (3)研究評価の変遷

平成 22 年度から平成 27 年度の 6 年間の研究および評価の推移は以下のとおりである。なお、表中において、「内部」は内部評価委員会による評価、「外部」は評議員会による評価を言う。

#### ①第 2 期中期計画（平成 20 年度～平成 22 年度）にかかる研究評価

		H22 年度	H23年度(事後評価)		H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
			内部 (H23.6.3)	外部 (H23.8.1)				
第 2 期中期計画 (H20   22)	政策課題	1	琵琶湖流域管理システムに関する政策課題研究	7	6	【評価の区分】 1 劣っている 2 大幅に見直す必要がある 3 やや劣っている 4 一部見直す必要がある 5 普通 6 高く評価できる 7 非常に高く評価できる	研究終了	
		2	面源負荷とその削減対策に関する政策課題研究	6	5			
		3	水質汚濁メカニズムの解明に関する政策課題研究	6	6			
		4	内部負荷による湖内水質変動の解析および生態系保全に向けた水質管理に関する政策課題研究	5	5			
		5	湖岸生態系の保全・修復および管理に関する政策課題研究	6	6			
		6	持続可能社会システムに関する政策課題研究	6	5			
解析モニタリング	解析モニタリング	1	琵琶湖の低酸素化の実態把握および北湖生態系に与える影響の把握に関する解析モニタリング	5	4			
		2	水環境モニタリングの最適化に関する解析モニタリング	5	5			
		3	琵琶湖におけるプランクトン等の長期変遷に関する解析モニタリング	6	6			
		4	大気環境の現状評価に関する解析モニタリング	7	6			

②第3期中期計画（平成20年度～平成22年度）にかかる研究評価

		【評価の区分】 1 大幅に見直す必要がある 2 一部見直す必要がある 3 普通 4 高く評価できる 5 非常に高く評価できる	H22年度 (事前評価)		H23 年度	H24年度	H25 年度	H26年度(第三期の事後評価)		H27 年度			
			内部 (H22. 8.3)	外部 (H22. 9.27)		内部 (H24.5.21) 外部 (H24.7.20)		内部 (H26.5.19)	外部 (H26.7.17)				
政策課題	1	持続可能社会システムに関する研究	3	4	研究初年度であるため、評価なし。	中間年度であるため、事業進捗等の報告を実施し、それに対するコメントのみ	次期中期計画の事前評価のため、評価実施せず	本来は、事後評価が必要であるが、委員のコメントしか実施せず。		4			
	2	琵琶湖流域における水・生物・暮らしの「つながり」の再生に関する研究	4	4						4			
	3	琵琶湖湖の水質管理指標に関する研究	4	3						4			
	4	南湖生態系の順応的管理方法に関する研究	3	3						4			
調査解析	1	北湖深水層と湖底環境の把握	3	3						研究終了	3		
	2	プランクトンの季節的遷移から見た水質評価手法の検討	3	4							4		
	3	大気降下物に関する解析評価	4	4							4		
	4	化学物質の影響把握と分析手法の検討	3	3							4		
奥課題		環境リスクの評価と対応方策検討事業	(注1)										4

(注1) 東日本大震災を契機に取り組み始めた研究のため、平成22年度時点では研究は開始していない。

(注2)平成26年度の内部評価委員会による評価は本来実施すべきであったが、内部評価委員会事務局において事後評価手続を適切に認識できていなかったため、評価がで



きていない。

なお、環境科学研究センターも問題は十分認識しており「今後は適切に実施する。」、とのことである。

③第3期中期計画（平成26年度～平成28年度）

【評価の区分】 1 大幅に見直す必要がある 2 一部見直す必要がある 3 普通 4 高く評価できる 5 非常に高く評価できる		H22年度	H23年度	H24年度	H25年度 (第四期の事前評価)		H26年度	H27年度 (第四期の中間評価)
					内部 (H25.5.27)	外部 (H25.7.29)		内部 (H27.5.25) 外部 (H27.7.13)
第四期中期計画 (H26   H28)	政策課題	1	湖辺域における底質環境の評価に関する研究			4	3	研究初年度であるため、評価なし。  中間年度であるため、事業進捗等の報告を実施し、それに対するコメントのみ
		2	在来魚の保全・再生に向けた流域管理に関する研究			3	4	
		3	在来プランクトン食魚の餌資源評価に関する研究			3	3	
		4	生物多様性の保全と持続可能な利用の促進に向けた研究			3	2	
		5	琵琶湖を育む森林の適切な管理方策に関する研究			組織体制の変更に伴い、平成26年度に旧森林センターの研究部門が統合されたことにより、移管された研究になるため、センターの事前評価は実施していない。		
		6	持続可能な琵琶湖・滋賀の社会像とその実現方法に関する研究			3	4	
		7	緊急時モニタリングの実施支援に向けた放射性物質の挙動予測に関する研究			3	4	
調査解析	1	北湖深水層と湖底環境の総合評価			3	3		
	2	PM2.5等の大気汚染物質にかかる移流影響の把握			3	3		
	3	化学物質の影響把握と総量リスク評価手法の検討			3	4		

(注1) 平成26年度は研究初年度であるため、評価実施せず。

(注2) 平成27年度は中間年度であるため、事業進捗等の報告を行い、それに対する

るコメントのみ。

上表を見ると、平成 26 年度の内部評価委員会による評価が行われていないことを除いては、「滋賀県立試験研究機関等の研究課題に関する評価指針」に沿って事前・中間・事後評価が行われている。また、平成 26 年度および平成 27 年度の評議員会の議事録を閲覧したところ、検討状況に特に問題は認められなかった。

#### (4)研究成果の活用状況

研究成果の政策への反映については、研究計画策定段階において、行政機関等と行政課題や研究成果の見通しについて意見交換を実施し、研究報告書（研究成果と提言集の 2 部構成）としてとりまとめ、研究成果が政策へ反映されやすいようにしている。

具体的な成果は下図のとおりである。

(注) 下図では、複数の研究課題をまとめて成果を記載しているものがあるため、(3) 研究評価の変遷に記載した研究課題と、完全には整合しないものがある。

### 琵琶湖センターの調査研究成果の活用状況



※センター中期計画期間：第1期(H17-19)、第2期(H20-22)、第3期(H23-H25)、第4期(H26-H28)

## (5)検討結果

環境科学研究センターについては、センターの目的に沿った研究が行われ、かつ、評価も概ね「滋賀県立試験研究機関等の研究課題に関する評価指針」に沿って行われている。

しかし、下記の指摘事項がある。

### ○平成 26 年度の内部評価委員会による評価が行われていないこと

平成 26 年度の内部評価委員会による評価については、内部評価委員会は開催している。しかし、事務局において事後評価手続が適切に認識できていなかったため、各研究課題に対し、内部評価委員からの意見を徴取したものの、評価基準に基づく評価ができていない。なお、環境科学研究センターでは、既に適切な評価が出来ていなかったことは認識しており、今後は内部評価委員会による評価を適切に行うこととしている。

### 1.3.3 琵琶湖博物館

琵琶湖博物館で行われている研究は、前述のとおり「湖と人間」のあり方に大きく関係するものであり、「こうした目標や意義について、研究者自ら常に意識し、それに沿った成果を効果的に創出し社会に還元するように努力しなければならない」（鍵括弧内は「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針【概要】」より。）ものである。

すなわち、県民に対して「湖と人間」のあり方を探り続けることが、琵琶湖博物館の存在意義である。しかし、そもそも「湖と人間」のあり方は非常に難しいテーマである。すなわち、琵琶湖とは誰のためにあるのか、もっと広く言うと人間のみならず全生物と湖のあり方を考える必要があるろうし、また、人の慣習や宗教観などをも意識しなければならない非常に大きなテーマである。

このようなチャレンジングな、人間や生物の根幹に関わる課題に取り組んでいる研究施設があることは県民の誇りと言えるが、一方であまりにも幅広いテーマを扱うため、以下の課題があると考えられる。

（監査人が考える課題）

○研究課題が「湖と人間」のあり方に沿ったものか否か。

○他の滋賀県立研究施設と比べて幅広いテーマを扱うことができるということは、研究の自由度が比較的高いと言える。自由度が比較的高いということは琵琶湖博物館および研究者に博物館のテーマを意識した研究課題が求められること。

○博物館は、「豊かな感性と知性あふれる力ある社会を築くことに貢献する」（日本博物館協会、2011年）ものであり、これを実現するための博物館活動には、倫理観が必要であること。

これらを勘案しながら、検討する。

#### (1)琵琶湖博物館の方向性

滋賀県では平成26年3月に「新琵琶湖博物館創造基本計画」を策定し、琵琶湖博物館の方向性が示されている。方向性に関する箇所は下記のとおり。

##### 1. 基本計画の策定にあたって

###### (1) 琵琶湖博物館17年間の取り組み

琵琶湖博物館は、湖と人間の間を過去にさかのぼって研究・調査し、資料を収集・整理し、その成果を展示や交流活動を通じて発信することにより、湖と人間の望ましいあり方を県民とともに考える博物館として平成8年10月に開館しました。それまでの博物館像にとらわれず社会の期待の一步先を行く博物館として、「湖と人間」というテーマでオリジナルな研究成果をもとに展示を作り上げ、また、全国の博物館に先駆けて交流事業を博物館活動と位置づけて「はしかけ\*1」や「フィールドレポーター\*2」といった地域の人びとが博物館活動に主体的に参加する制度を創設し、開館以来、全国的に高い評価を受けてきました。

その後、研究・調査は進展し、湖と人間のかかわりについて新しい考え方や研究成果が蓄積されるとともに、県政課題や県民ニーズの高い課題についても研究が進み、成果は行政施策に活用されてきました。また、多様な交流活動を通じて地域の人びととの協力関係が構築され、博物館活動の基盤が形成されてきました。さらに、開館当初から国際学芸員を配置し、海外博物館との共同研究を積極的に推進するなど国際的な博物館活動を展開してきました。あわせて、収集した資料・標本を分類してインターネットで公開するなど成果の発信にも努めています。

このように、開かれた博物館をめざしてきた結果、小中学生の環境学習をはじめ、研究・生涯学習・観光の場として多様な人びとに利用していただき、平成 24 年 6 月に来館者数は 800 万人に達したところです。

## (2) 社会的背景の変化と新博物館への社会的要請

開館以来 17 年が経過し、琵琶湖博物館を取り巻く社会状況も大きく変化してきました。時代は少子高齢化・成熟化・ふるさと回帰社会へと変化し、人びとの地域社会への関心が高まるとともに、環境に関する価値観も多様化してきました。また、府県域にとどまらない自然共生型社会づくりなど、広域的な環境保全への要請が強まるとともに低炭素社会の実現に向けた社会的な動きも生まれ、博物館に対する新しいニーズ・期待が高まっています。

一方、県では平成 12 年に琵琶湖の総合保全の指針となるマザーレイク 21 計画\*3 が策定され総合的な施策が推進されるとともに、生物多様性\*4 や生態系サービス\*5、持続可能社会\*6 などの新たな環境概念が社会的に認知されるようになりました。さらに、平成 23 年にはマザーレイク 21 計画の第 2 期改定があり、「琵琶湖流域生態系の保全・再生」と「暮らしと湖の関わりの再生」が二つの柱となり、琵琶湖の総合保全は新たな段階を迎えています。

こうした社会的な変化の中、設立当初から「湖と人間」をテーマに取り組んできた琵琶湖博物館は、これまでの蓄積と成果を生かし、現在検討中の第四次滋賀県環境総合計画において基本目標に掲げられている『環境の未来を拓く「人」・「地域」の創造』の実現に向け、主体的に実践・行動できる人育ち・人育てによる持続可能な社会づくりを目指し、環境学習の拠点機能を生かした取組を進めることが求められています。

琵琶湖博物館の『地域の人びととともに「湖と人間」の新しい共存関係を築いていく』という使命を達成するためには、「湖と人間」のあり方を県民とともに考え、ともに行動し、人づくりに貢献する博物館として、過去・現在・未来をとらえなおし、「湖と人間」の共存のあり方を新しい常設展示で提示していく必要があります。また、交流の場としての博物館から、地域での実践・行動を担う人が育つ博物館へと進化していく必要があります。

### (3) 博物館の「木」から地域の「森」へ

こうしたことから、琵琶湖博物館では開館以来実施してきた館内アンケート調査や新たに実施したマーケット調査を踏まえ、また、県民ワークショップや外部有識者からも意見をいただき、平成24年度に「新琵琶湖博物館創造ビジョン」を策定し、リニューアルの方向性を明らかにしました。

同ビジョンでは、『博物館の「木」から地域の「森」へ』という構想をまとめました。これまで琵琶湖博物館は研究・調査や交流などの活動を通じて(1)で述べたとおり多くの成果を生み出し、地域社会の中で一定の役割を果たすようになってきました。つまり、幼木からスタートした琵琶湖博物館は成木になったといえます。

リニューアルでめざす新琵琶湖博物館は、展示交流空間の再構築を通じてより多くの人びとに琵琶湖博物館を利用していただくことにより、地域の人びとの一人ひとりの心に「種子、挿し木、幼木」を渡していく博物館、親木となる博物館をめざします。そして、将来あるべき姿として、琵琶湖とその集水域および淀川流域の自然・歴史・暮らしへの理解が深まり、地域の人びととともに「湖と人間」の新しい共存関係を築いた社会の実現、言わば『湖をめぐる博物館の「森」の誕生』をめざします。

### (4) 基本計画の策定

湖をめぐる博物館の「森」が一層広がっていくためには、琵琶湖博物館が琵琶湖や環境に関する県民の心のよりどころとなり、関西の命の水を湛える琵琶湖の象徴施設、さらに「飲水思源\*7」の思いを下流府県の人びとと共有する場として、その存在感を県内外で高めていくことが必要です。

琵琶湖博物館が、環境先進地域「関西」をリードする環境学習と情報の収集・発信の拠点として、また、地域に根ざしながら広く世界を視野に入れた研究・交流のネットワーク施設としてその使命を果たすとともに、より多くの人びとに利用していただくことをめざし、「新琵琶湖博物館創造基本計画」を策定します。

#### (資料) 用語の解説

\*1 はしかけ

地域の人びとが自主的・主体的に博物館活動に参加する制度。参加者自らが活動を企画・運営し、現在、里山体験や田んぼの生き物調査、発掘調査などを行う17のグループがあり、336名(平成25年12月末現在)が登録している。

#### \*2 フィールドレポーター

琵琶湖博物館開館時から行っている参加型制度の一つで、地域の人びとが県内の自然や暮らしについて、身の回りで調査を行い、その結果を定期的に博物館に報告をする、いわば「地域学芸員」のこと。

#### \*3 マザーレイク 21 計画

琵琶湖を健全な姿で次世代に引き継ぐための指針として、平成12年(2000年)3月に策定された琵琶湖総合保全整備計画。平成23年(2011年)10月に第2期計画に改定された。

#### \*4 生物多様性

あらゆる生物種の多さと、それらによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態を言い、さらに、生物が過去から未来へと伝える遺伝子の多様さまでを含めた幅広い概念。生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。生物の種の多様性、種内(遺伝子)の多様性、生態系の多様性の総称。

#### \*5 生態系サービス

生物のつながりによって成り立っている生態系から、「食べ物、空気、気候の制御、住む場所、文化的背景、精神的な安らぎ」など、人間が受けている様々な便益・恩恵のこと。

#### \*6 持続可能社会

人間活動を地球の環境容量内に収めつつ、すべての人々が安全で質の高い生活を享受でき、それが将来世代にも継承される社会。

#### \*7 飲水思源

「その実を落とす者はその樹を思い、その流れに飲む者はその源を思う」という、北周の詩人・瘞信の「微調曲」という詩に基づく故事成語。飲み水の源を忘れないようにすること。

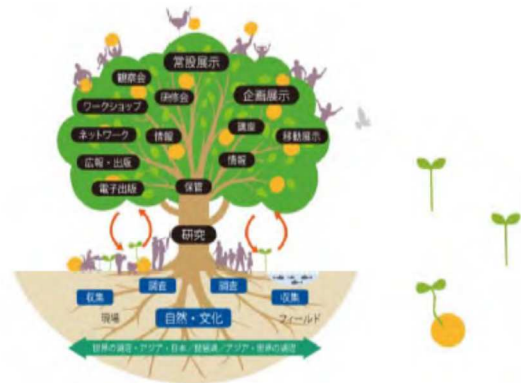
## ～博物館の「木」から地域の「森」へ～

### <今の琵琶湖博物館>

#### 成木になった琵琶湖博物館

研究・調査や交流活動などにより、多くの成果を生み出してきた一方で、展示構造が固定的なため、それらの成果を生かしきれていない課題に直面している。

より魅力的な交流プログラムなどの開発も含め、時代に即した情報受発信力の強化を求められている。

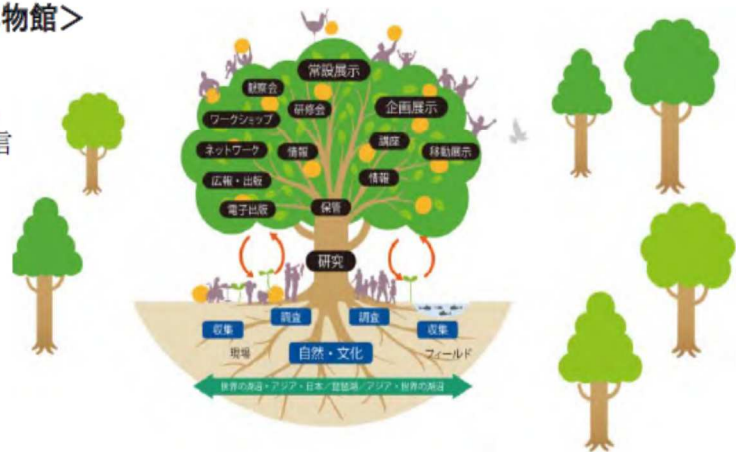


### <リニューアルをめざす新琵琶湖博物館>

#### 親木となる琵琶湖博物館

展示交流空間の再構築を通じて、タイムリーでわかりやすい情報受発信の機能を高め、より多くの人びとに琵琶湖博物館を利用してもらう。

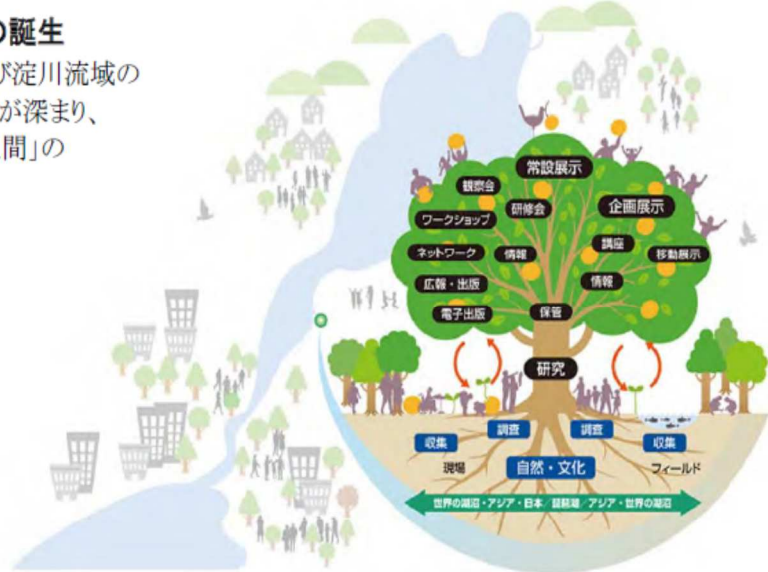
地域の人びと一人ひとりの心に「種子、挿し木、幼木」を渡していく博物館をめざす。



### <将来的な地域の姿>

#### 湖をめぐる博物館の「森」の誕生

琵琶湖とその集水域および淀川流域の自然、歴史、暮らしへの理解が深まり、地域の人びととともに「湖と人間の新しい共存関係を築いた社会の実現。



『新琵琶湖博物館創造ビジョン』より



また、展示などのリニューアルの効果等が、今後の研究の方向性にも大きく影響があるため、これに関係する箇所も「新琵琶湖博物館創造基本計画」から抜粋する。

## 8 事業規模およびスケジュール、期待される効果

### (4) 博物館の「木」から地域の「森」へ

リニューアルを通して、琵琶湖博物館の発信力・活動機能が強化されることにより、次のような効果が期待され、「湖と人間」の新しい共存関係が築かれた社会が実現します。

◆心に「種」を 一気づきを促し、地域の未来を地域の人びとと考えますー

○過去から学び、現在を見直し、未来を新たな視点で考える深みのある理解が促進されます

・琵琶湖の自然や環境の歴史を、「いま」とつなげて知り、学ぶことによって、琵琶湖の未来を考えるまなざしが養われます。新琵琶湖博物館には、親しみやすい身近な入り口としての機能と、地域社会へのより高次なかかわりが同時的に用意され、関心や知識の高さによらずそれぞれに合った博物館利用・体験ができ、それぞれの視点で琵琶湖の未来を考えることができます。

○地域の問題を自分のこととして理解し、琵琶湖の大切さに気づき、誇りに思う人びとが増加します

・新琵琶湖博物館では、多様な人が「琵琶湖」というテーマのもとに集まり、学び合い、交流します。さまざまなプロフィールの人とふれあうことで、知らなかった琵琶湖が発見され、新たな感動が生まれます。そうした積み重ねから、琵琶湖に関わる問題が自分のものとして「自分化」されていき、琵琶湖の、地域の守り人としての自覚が生まれ、深い愛着が培われていきます。

◆「苗」を育てる ー自らの力で活動する人びとを育み、ともに歩みますー

○博物館利用が促進されることで、次代を担う人が育ちます

・新琵琶湖博物館は、多彩なプログラムやイベントを通じ、人が交流し活動する、生きた博物館となります。利用者は、観覧し、参加するだけでなく、多様な世代との交流・活動を通じて、博物館という場を足がかりに自ら実践・活動するようにな

り、琵琶湖と地域の文化を深く理解し、行動する人材が新博物館のもとに育っていきます。

○暮らしの中に博物館が定着し、地域で新たな活動が生まれ、広がります

・暮らしの中に博物館が定着し、地域の人びとと博物館との関わりが深まります。人びとが日常的に博物館を利用することにより、その活動が活発となり、博物館だけにとどまらず、それぞれの地域で新たな活動が生まれます。さらに、その活動は琵琶湖とその集水域から、流域にまで広がります。

◆地域に根ざした木々をつなぎ、発展し続ける「森」へ

○琵琶湖博物館を拠点とした新しい社会的なネットワークが形成され、「湖と人間」の新しい共存関係が築かれた社会が実現します

・県民、NPO、企業、学校・大学等多様な主体と琵琶湖博物館がつながり、連携と協働が進むことにより、琵琶湖とその集水域および淀川流域の自然、歴史、暮らしについて理解が深まり、地域の人びととともに「湖と人間」の新しい共存関係が築かれた社会、湖をめぐる博物館の「森」が誕生します。

そして、琵琶湖博物館創造基本計画の「研究活動編（案）」が下記のとおりである（「研究活動編（案）」とあるのは、平成29年2月16日開催予定の、外部委員からなる博物館協議会で審議を経た後に、平成28年度内に正式な決裁を経て公表する予定のためである。なお、本監査報告時点では正式に公表されているかもしれないが、監査スケジュールの都合上、本報告書では「研究活動編（案）」で統一する。）。

## 研究活動編（案）

### 1. はじめに

平成26年3月、新琵琶湖博物館創造基本計画が策定されました。ここでは、これまでの博物館の研究・調査や事業の実績に基づき、また社会状況の変化にも対応して『博物館の「木」から地域の「森」へ』という構想がまとめられ、その理念の基に展示や交流のリニューアル計画（第1期から第3期）が開始されました。この研究活動編では、新琵琶湖博物館創造基本計画の一環として、平成27～平成32年度における研究活動方針について策定します。

## 2. これまでの実績

平成 8 年 10 月にオープンした琵琶湖博物館は研究・調査を博物館活動の基盤と位置づけ、総合研究 11 件、共同研究 94 件、専門研究を行ってきました。これらの研究・調査は学芸員、特別研究員だけでなく、はしかけ、フィールドレポーター、地域の人びとと一緒にいったものもあります。これらの研究成果は、原著論文 572 件や学会発表 1676 件、研究調査報告書 25 件にまとめられ、企画展示 23 件、水族企画展示 28 件、講座 369 件など博物館事業に活かしてきました。

## 3. 研究成果の事業への展開

平成 27～平成 32 年度の研究活動は、開館以来蓄積されてきた研究成果や収集した資料を 3 期に渡って、展示や交流事業に展開する期間として位置づけます。

まず第 1 期では、平成 8～平成 25 年度までに行われた生態系研究領域の研究を中心に、C 展示室および水族展示のリニューアルを行います。第 2 期では、平成 8～平成 27 年度までに行われた博物館学研究領域の研究を中心に、交流空間のリニューアルを行います。そして、第 3 期では、平成 8～平成 29 年度までに行われた環境史研究領域の研究を中心に、A 展示および B 展示のリニューアルを行います。

## 4. 継続的な研究推進

琵琶湖博物館は、これまで研究・調査活動こそが博物館活動の根幹であると位置づけて、「湖と人間」のテーマのもと、琵琶湖とその周辺の多面的な価値を地域の人たちと共に探ってきました。この理念や活動はこれからも継続していきます。研究テーマとしては、

### (1) 「湖と人間」の共存関係を考えるための価値を発見する研究

新しい時代にふさわしい「湖と人間」の共存関係を考えるための新知見を提供します。

・琵琶湖淀川水系の固有種を含む生物多様性やその形成過程や環境の変化など、琵

## 琵琶湖淀川水系の自然や地史に関する研究

- ・湖と人の関わりの歴史を先史時代から前近代、そして近代から現代までたどり、文化と自然の関係性として自然観の確立過程やその変化、先人の暮らしや知恵など琵琶湖地域の歴史的・文化的特徴を捉える研究
- ・現在進行している琵琶湖の変化を記録し、未来に向けたあり方を検討するための材料を提供する研究

## (2) 「古代湖」としての琵琶湖の価値を探る研究

世界各地の古代湖との比較研究を行い、古代湖のひとつである琵琶湖の多面的な価値を探ります。

- ・国際協力協定を結んでいる海外の博物館、研究機関と連携して、古代湖の形成とその環境変化、固有種の成立、種分化や進化、湖辺での暮らしや歴史的な人と湖との関わり捉えた比較研究
- ・まず世界最古の古代湖であるバイカル湖をはじめ、その他の海外の古代湖と琵琶湖との比較研究

## (3) 研究を推進、蓄積、発信するための博物館学的研究

地域の人びとと共に研究し、資料を蓄積し、成果をわかりやすい形で発信できる博物館となるような研究を行います。

- ・琵琶湖淀川水系の生物目録づくりなど、はしかけグループやフィールドレポーター、地域の活動団体などの地域の人々とともに、生物多様性や文化の多様性を把握する参加型研究
- ・田んぼ研究会など、あるテーマや対象について、様々な立場の人びとが互いに研究交流を行うことで、新たな研究課題を発掘、推進する研究
- ・次代に継承する地域の生物や人間の活動に関する資料・標本を保存記録し、将来を考える情報を蓄積するための研究

## 5. 研究における博物館の「木」から「森」へ

新琵琶湖博物館創造基本計画の3つの理念である「湖と人間」のあり方を県民とともに考えともに行動する博物館、次代を担う人が育つ拠点となる博物館、地域活性化の核となる博物館を、博物館の研究活動を通じて具現化していきます。

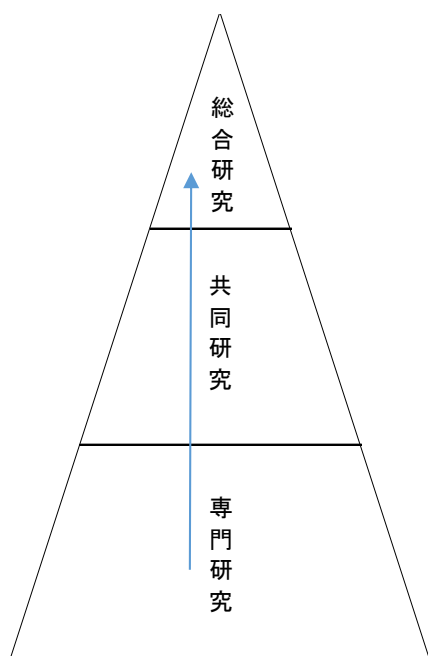
- ・ 古代湖の比較研究を通じて、国内外の研究者とともに最先端の研究を行う
- ・ 研究調査で得られた最新の情報や資料を誰でもが活用し、地域の人々とともに自ら地域を調査し新たな知見が得られる研究を広める
- ・ 研究成果をわかりやすく発信する新たな出版物や、ホームページを活用した情報発信を行い、それを踏まえた新しい視点の研究につなげる

## (2)研究種類および研究領域構成等

以下、(2)～(4)において、研究の種類等、研究課題選定、評価など研究のあり方について詳細に検討する。

### ①研究の種類

最初に研究内容であるが、琵琶湖博物館で行われる研究は、総合研究、共同研究、専門研究の 카테고リーに分かれ、専門研究が共同研究、総合研究へと内容が昇華するイメージで、より深みのある研究が行われる。



#### ①総合研究

「湖と人間」をテーマとする琵琶湖博物館にふさわしい学際的・総合的な課題に対する研究。

#### ②共同研究

総合研究に比べ、個別専門性が高い研究分野において琵琶湖博物館の学芸職員の企画に基づき、博物館内部や外部の研究者との共同によって行われる研究。

#### ③専門研究

総合研究や共同研究を担う学芸職員が、個別専門分野での高度な研究能力を維持していくために実施する研究。

総合研究、共同研究、専門研究のそれぞれについて、詳細に説明すると下記のとおりである（平成28年9月発刊の総覧より抜粋。）。

### (1)総合研究

「湖と人間」をテーマとする琵琶湖博物館にふさわしい学際的・総合的な課題に取り組むことで、通常の個別専門的な研究ではできない新たな独自の知見を蓄積していく。得られた知見を、県内はもとより国内外へ情報発信することで、琵琶湖の“価値”や琵琶湖博物館の存在意義を、一般社会に認知させていく。

こうした意味で、総合研究は、琵琶湖博物館の理念を実現する最も重要な研究として位置づけられているとともに、琵琶湖の将来を考えていく上でも重要な役割を担っている。総合研究は、琵琶湖博物館の学芸職員の企画に基づき、博物館内部や外部の研究者などとの共同によって実施され、期間は3年から10年である。

### (2)共同研究

総合研究に比べ、個別専門性が高い研究分野において、琵琶湖博物館の学芸職員の企画に基づき、博物館内部や外部の研究者との共同によって行われる研究である。しかし既存研究分野の課題にこたえるだけでなく、独自の研究課題や新しい問題をも発見、創造し、情報発信していくことをめざしている。将来、総合研究への萌芽となるようなテーマも含まれ、期間は1年から5年である。

### (3)専門研究

総合研究や共同研究を担う学芸職員が、個別専門分野での高度な研究能力を維持していくために実施する研究である。期間は設けない。

## ②研究領域の構成

琵琶湖博物館では下記のとおり、環境史研究領域、生態系研究領域、博物館学研究領域の3つの研究領域について、研究活動を行っている（平成28年9月発刊の総覧より抜粋。）。

### ①環境史研究領域

『「湖と人間」との関わりが、歴史的にどのように出来上がっていったのか』をテーマに研究調査を行っている。

### ②生態系研究領域

『「湖と人間」との関わりが、今どのようになっているのか』をテーマに研究調査

を行っている。

### ③博物館学研究領域

『「湖と人間」をテーマとする博物館はどうあるべきなのか』をテーマに研究調査を行っている。

## (3)研究課題の選定および評価方法

研究課題の選定および評価方法は、①総合研究、共同研究および申請専門研究（専門研究のうち特別な経費を要求する研究）と②専門研究とで分かれる。

### ①総合研究、共同研究および申請専門研究

琵琶湖博物館では、研究期間に関わらず、事前評価・中間評価・事後評価を毎年実施する。琵琶湖博物館の評価方法との関係は下表のとおり。

評価方法	事前・中間・事後のいずれか
琵琶湖博物館総合研究・共同研究審査委員会（以下「審査会」もしくは「審査委員会」という。）	新規研究：事前評価 継続研究：中間評価
研究報告会	中間評価、事後評価
博物館長（以下「館長」という。）面談など	中間評価、事後評価

また、評価方法の詳細は下記のとおり。

### (ア)審査会による評価

翌年度実施予定の研究（継続研究含む）に関して、毎年9月前後に実施する。

館長と副館長、館外の有識者で構成される審査会が研究計画の妥当性や進捗状況、研究成果を審査している。外部委員は8名であり、主に申請のあった個々の研究計画（以下「研究計画」という。）の審査を行う。館長は審査会の審査結果を参考にして、研究計画の採用、不採用および研究経費の配分等の事項の決定し、その結果内容を審査委員に配布する。

審査会の概要は「琵琶湖博物館総合研究・共同研究審査委員会設置要綱」（以下「設置要綱」という。）に示されているので、関係個所を抜粋する（「(注)」は監査人追加。）。

（目的）

第1条 滋賀県立琵琶湖博物館（以下「博物館」という。）の研究活動の実施に当

たり、琵琶湖博物館基本方針（注）に基づき、博物館外の有識者の助言を受けて、博物館にふさわしい研究活動を総合的視点に立って効果的に推進するため、琵琶湖博物館総合研究・共同研究審査委員会（以下「審査会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 審査会の所掌事項は次のとおりとする。

(1)審査会は、博物館が実施する総合研究および共同研究について、研究テーマ等の検討を行い、博物館長に助言する。

(2)審査会は、申請のあった個々の研究計画（以下「研究計画」という。）の審査を行う。博物館長は、研究計画の採用、不採用および研究経費の配分等の事項の決定に当たり、審査会の審査結果を参考とする。

（審査会）

第3条 審査会は、博物館長および副館長ならびに外部の有識者からなる委員（以下「外部委員」という。）により構成する。

2 外部委員は、博物館長が委嘱する。

3 外部委員は8名以内とする。

4 外部委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、再任は4回までとする。

5 審査会に委員長をおき、博物館長の職にあるものをもって充てる。

6 審査会の議長は、委員長がこれにあたる。

（中略）

（その他）

第5条 この要綱に定めのない事項については、別途博物館長がこれを定める。

（注）琵琶湖博物館基本方針について

琵琶湖博物館基本方針とは、「琵琶湖博物館創造基本計画（平成8年10月20日施行、平成13年10月25日改定）」のことである。

また、委員は以下のとおり博物館ホームページに示されている（敬称略）。



氏 名	現 職
中村正久	滋賀大学環境総合研究センター 特任教授
西 源二郎	公益財団法人東京動物園協会 理事
濱崎一志	滋賀県立大学人間文化学部地域文化学科 教授
瀬田勝哉	武蔵大学 名誉教授
遊磨正秀	龍谷大学理工学部環境ソリューション工学科 教授
林田 明	同志社大学理工学部 学部長
細谷和海	近畿大学農学部水産学科 教授
太田義人	滋賀県総合教育センター 係長
篠原 徹	滋賀県立琵琶湖博物館 館長
高橋啓一	滋賀県立琵琶湖博物館 副館長
津田清和	滋賀県立琵琶湖博物館 副館長

そして、審査会の審査手順は、「琵琶湖博物館総合・共同研究・申請専門研究計画の審査について」（館長発出）などに、下記の通り示されている。

#### 1. 仮判定

最初に書面審査（仮判定）が行われる。評価は下記の4段階に分かれる。

- A) とくに優れており、面接をするまでもなく採用に値するもの
- B) 採用に値すると考えられるが、いちおう面接を行って決めるもの
- C) 採用に値するかどうか不明であり、面接を行って決めるもの
- D) 面接をするに及ばず採用に値しないもの

このうち、審査委員8名の総合評価がB評価とC評価の研究が、ヒアリング審査の対象となる。

#### 2. ヒアリング審査

研究者からヒアリングを行って審査が行われる。審査基準は下記のとおり。

##### 【継続研究】

- A) おおむね良いので、このまま進めてよいもの

B) 研究計画内容に若干の修正を要するもの

C) 大幅な見直しを要するもの

A : 4 点、B : 3 点、C : 2 点として評価点を集計する。

【新規研究】

A) 優れており、採用に値するもの

B) 採用に値すると考えられるが、研究計画内容の一部の再検討を要するもの

C) 採用に値すると考えられるが、主に申請額の再検討（減額）を要するもの

D) 再検討をするまでもなく、採用に値しないもの

(イ) 研究報告会による評価

研究報告会とは、年一回研究部が主催しているものであり、この場にも研究審査委員が出席して、それぞれの発表に対する質疑や報告会の最後に行う総評の時間に参加したすべての審査委員から評価（ただし、点数化していない。）や助言を受けている。また、年度末には研究ごとに研究報告書が作成され、審査委員に送付している。

(ウ) 館長面談など

その他にも中間評価や事後評価の場として、年4回の館長面談（副館長、研究部長、事業部長も列席し、研究・事業用面談シートに基づき面談）や領域会議、研究報告会、公開研究セミナーなどでの報告や発表、業績目録による公開などがあるが、これらの場には研究審査委員の出席や評価を求めている。

② 専門研究

専門研究は、審査会による評価が行われないこと以外は、総合研究等と同じ評価体制となっている。

専門研究は、個別専門分野での高度な研究能力を維持していくために実施する研究であることから、期間と費用（88,000円）が少なく済む研究であり、研究費のほとんどは旅費と消耗品費である。そのため総合研究等の評価を行うほどの重要性はなく、上記のような評価体制となっている。

③ 問題点

○評価体制全般を網羅的に規定した文書がない

琵琶湖博物館の評価体制は上述のとおりであるが、評価体制を全て網羅的に規定した文書がなく、「滋賀県立試験研究機関等の研究課題に関する評価指針」との整合性を的確に説明できない状況にある。

すなわち、総合研究等に関しては、審査会の概要を定めた「琵琶湖博物館総合研究・共同研究審査委員会設置要綱」および審査会の審査手順を示した「琵琶湖博物館総合・共同研究・申請専門研究計画の審査について」（館長発出）しかなく、審査会以外の評価については規定がない。そして、専門研究については評価体制に関する規定が全くない。

また、監査人から琵琶湖博物館に対して「どの評価方法が事前評価・中間評価・事後評価のいずれに該当するか」を質問したところ、状況を適切に理解していなかったと判断せざるを得ない回答があった。

具体的には下記のやりとりが、監査人と琵琶湖博物館との間で行われている。

(A)平成 28 年 11 月 28 日付質問とそれに対する回答（最初の質問と最初の回答）

○監査人質問

「研究評価において、以前、設置要綱等をご提出いただきましたが、これによると事前評価・中間評価・事後評価・追跡評価といった考え方ではなく、新規研究・継続研究の考え方を採用されていると理解していますが、その理解でよろしいでしょうか？」

○琵琶湖博物館回答

「総合研究・共同研究審査委員会は（中略）事前の評価である。中間評価や事後評価としては、（中略）研究報告会があるが、（後略）」

すなわち、「事前評価＝審査会」、「中間評価・事後評価＝研究報告会」という回答である。しかし、監査人が検討した結果、継続研究も審査会において評価されていることから、「事前評価・中間評価＝審査会」ではないかと考え、追加で下記質問を行った。

(B) 平成 28 年 12 月 14 日付質問とそれに対する回答（2 回目質問と 2 回目の回答）

○監査人質問

(前略) 審査委員会は継続中の研究に関しても審査を行っています。すなわち、中間評価も審査会で審査していると思いますが、いかがでしょうか？ (後略)

○琵琶湖博物館回答

(前略) 継続研究であっても、申請は単年度ごとに申請し、審査会で審査や審議を経て、評価を受けており、結果的には研究期間中は常に中間評価を受けていることになる。(後略)

すなわち「審査会で中間評価も行っている。」旨の回答である。また、2回目回答において、最初の回答文について肯定も訂正も明確にしていらないが、これは琵琶湖博物館自身が評価指針との整合性を正しく理解できていないため、と考えざるを得ない。

以上から、琵琶湖博物館としての評価体制全般がどのように機能しているか、判別しにくい状況にある。

したがって、研究評価体制を極力「滋賀県立試験研究機関等の研究課題に関する評価指針」と整合すべく、本庁とも十分に協議の上で評価体制を規定化する必要がある。

#### (4)研究テーマおよび審査の状況について

##### ①研究テーマと審査の状況について

平成 23 年度から平成 27 年度に実施された各研究テーマと評価の変遷は下図のとおりである。なお、「H23 年度」とは平成 23 年に実施する研究の評価を平成 22 年 9 月に実施しているものである。以下の年度も同様である。

研究テーマ	期間	評価の変遷						
		H23年度	H24年度	H25年度	H26年度		H27年度	
		審査	審査	審査	一次	二次	一次	二次
琵琶湖の生物多様性の成立過程の解明	2011～2015	94.4	100	100	95.0	95.0	90.9	90.9
竹生島および鶴の山におけるカワウ営業林の森林衰退-回復過程の解明	2010～2011	94.4						
琵琶湖地域における堆積環境変化の広域性と古気候変化との関係	2011～2012	88.9	96.4					
山と湖をつなぐ地下水環境域	2011～2012	88.9	78.6					
「ミュージアム・リテラシー」を軸とした戦略的博物館学への展開	2011	50.0						
水田からみた環境負荷抑制に働く社会的総合作用の解明	2011～2014	58.3	71.4	77.8	62.5	70.8		
定期サンプリングによる湖内におけるドワマスの基礎的生態情報の取得	2011～2013	97.2	96.4	91.7				
レイク・モンスターなど湖や川の不確認生物の歴史と多様性、その生物学のおよび民俗学的検証に関する研究	2011～2012	58.3	78.6					
針葉樹トガサワラ属化石の系統と生育環境の解明	2011～2013	80.6	92.9	94.4				
モンゴル北部森林被害(火災・蛾食害)跡再生困難地での「倒木遮蔽更新」仮説の検証と再生促進手法の開発	2011～2012	57.5	85.7					
侵略的外来魚の生息抑制に関する総合的研究	2011～2013	77.5	89.3	86.1				
日本中世における内水面の環境史的研究-その環境と生業-	2007～2011	90.0						
琵琶湖水系における古墳時代首長の領域と地域性	2010～2014	95.0	100	100	77.5	77.5		
水辺エコトーンの変遷と、その「再生」可能性についての環境史的研究	2012		40.6					
2010年代の滋賀県のトンボ類の分布状況に関する研究	2012～2014		93.8	100	85.0	85.0		
古琵琶湖の置き土産～滋賀県南部のミズゴケ湿地群の総合的研究～	2012～2016		90.6	97.2	87.5	87.5	88.6	88.6
「人をつなぐ人材」を軸とした戦略的博物館学への展開	2012～2015		65.6	61.1	62.5	62.5	59.1	47.2
日本中世史は「種」を問題とすることができるか-社会史から環境史への挑戦-	2012～2013		90.6	94.4				
2012年の南湖の沈水植物の現存量分布	2012		93.8					
滋賀県で使用された揚水機についての基礎的研究-民俗学からみた景観研究の検討に向けて-	2012		71.9					
X線CT画像を使ったシガゾウの分類学的再検討	2013～2015			100	95.0	95.0	97.5	97.5
微小な生物の飼育技術開発および展示方法	2013～2015			100	87.5	87.5	79.5	100
スレ症を目的とした塩水浴の治療メカニズムの解明	2013～2014			100	75.0	91.7		
琵琶湖を支える生命と物質の循環系に関する研究-I	2013～2014			86.1	70.0	83.3		
琵琶湖周辺における縄文時代以降の定量的植生復元に向けた基礎的研究-花粉分析データの収集と定量的復元のための手法の検討-	2013			100				
過疎集落と他出先市街地における二地域居住の実態の解明	2013～2014			97.2	62.5	87.5		
前近代を中心とした琵琶湖周辺地域における自然および自然観の通時的変遷に関する研究	2014～2018				57.5	89.6	79.5	100
侵略的外来魚の生息抑制技術の新規開発・高度化に関する研究	2014～2016				70.0	66.7	70.5	91.7
カワウと森と人との関係史に関する研究成果の統合と発信	2014				77.5	77.5		
南湖の沈水植物分布の定量調査	2014				85.0	85.0		
イバラモの生活史と多様性に関する研究	2014～2015				70.0	77.1	75.0	83.3
琵琶湖地域における化石ヒン属の果実形態からみた分類とその変遷	2014～2015				82.5	82.5	88.6	88.6
大型植物遺体・花粉分析に基づく琵琶湖地域における最終氷期の森の復元	2015～2017						81.8	97.2
滋賀県におけるカヤネズミの生息適地要因	2015						72.7	80.6
カワウと森と人の関係史に関するデータベース構築	2015						88.6	88.6

また、平成 27 年度の審査の結果、下図の通り予算が配分されている（単位：円。）。

平成27年度研究課題一覧 総合・共同・申請専門研究・専門研究

カテゴリー	略称	タイトル	研究期間	予算配分額
総合研究	1 生物多様性解明	琵琶湖の生物多様性の成立過程の解明	2011~2015	6,298,000
	2 自然観	前近代を中心とした琵琶湖周辺地域における自然および自然観の通時的変遷に関する研究	2014~2018	3,420,000
共同研究	1 ミズゴケ湿地	古琵琶湖の置き土産～滋賀県南部のミズゴケ湿地群の総合的研究～	2012~2016	700,000
	2 シガゾウ	X線CT画像を使ったシガゾウの分類学的再検討	2013~2015	606,000
	3 微小生物	微小な生物の飼育技術開発および展示方法	2013~2015	884,000
	4 外来魚高度化	侵略的外来魚の生息抑制技術の新規開発・高度化に関する研究	2014~2016	454,000
	5 氷期の森	大型植物遺体・花粉分析に基づく琵琶湖地域における最終氷期の森の復元	2015~2017	703,000
申請専門研究	1 イパラモ	イパラモの繁殖生態に関する研究	2015	296,000
	2 化石ヒシ	琵琶湖地域における化石ヒシ属の果実形態からみた分類とその変遷	2014~2015	401,000
	3 カヤネズミ	滋賀県におけるカヤネズミの生息適地要因	2015	437,000
	4 カワウDB	カワウと森と人の関係史に関するデータベース構築	2015	672,000
カテゴリー		タイトル		予算配分額
専門研究	1 館長	琵琶湖を中心とした人と自然の関係をめぐる研究・交流・展示		900,000
	1 環境史研究	古琵琶湖層群から新しく発見された魚類頭骨化石の形態解析		88,000
	2	鮮新-更新統境界付近の古琵琶湖層群と東海層群		88,000
	3	日本中世の捨田についてー「水辺」の生業と支配ー		88,000
	4	農村における資源利用をめぐる再生のありかた		88,000
	5	琵琶湖流入河川の土砂動態に関する研究		88,000
	6	琵琶湖周辺における縄文時代以降の環境変遷復元に向けた基礎的研究-古生態学データの整理とデータベース		88,000
	7	揚水機に関する基礎的研究-既往研究および使用事例の整理-		88,000
	8	過疎集落と他出先市街地における二地域居住の実態の解明		88,000
	1 生態系研究	日本各地のヒメカイエビ属標本の同定に関する研究		88,000
	2	水生双翅目昆虫アシナガバエ科の分類学的研究		88,000
	3	カワウの巣の昆虫相に関する研究		88,000
	4	希少淡水魚における性決定について		88,000
	5	水田地帯における営農に合わせた生態系保全活動の基礎調査		88,000
	6	県環境行政施策資料の整理と活用		88,000
	7	東アジアのカイミジンコデータベースの拡大		88,000
	8	琵琶湖南湖の沈水植物の繁茂状況の把握		88,000
	9	琵琶湖産魚類の遺伝的多様性と個体群構造の変化に関する基礎的研究		88,000
	10	魚類・貝類の保全に関する基礎的研究		88,000
	11	木育の導入に向けて		88,000
	12	ろ過槽等飼育器材の消毒に及ぼす阻害物質の影響		88,000
	13	琵琶湖周辺域における水田利用魚類の生態・保全に関する研究		88,000
	1 博物館学研究	琵琶湖集水域における古墳時代首長の領域と地域性		88,000
	2	中池見湿地の珪藻群集と環境指標性		88,000
	3	地球物理学を手がかりとする博物館学の展開		88,000
	4	マミズクラゲの性決定機構の解析		88,000
	5	教員の専門性を支える博物館の役割について		88,000
6	小学校の高度利用へアプローチ		88,000	
7	集落用水系をめぐる民俗儀礼の研究：近世湖南地域の虫送りと雨乞いを例に		88,000	

## ②監査上の検討事項

### (ア)戦略的博物館学について

平成 23 年度から平成 27 年度の評価の変遷を見ると、戦略的博物館学の評点が低くなっている。すなわち、『「ミュージアム・リテラシー」を軸とした戦略的博物館学』（研究期間：2011 年）および共同研究『「人をつなぐ人材」を軸とした戦略的博物館学への展開』（研究期間：2012 年～2015 年）の評点が低い。評点が低いこと自体は、評価が厳格に行われていることの証左ではあるが、検討すべきは低評価に至った理由である。

そこで、最近の研究である『「人をつなぐ人材」を軸とした戦略的博物館学への展開』の評価状況を確認すべく、「審査委員会の審査結果-コメントと要望-」（琵琶湖博物館館長コメント）を閲覧したが、これによると審査委員に十分な理解を得ようとするようなプレゼンテーションではなかったようである。また、この研究の研究代表者は、2015 年 9 月の審査会において共同研究「科学館的手法を湖沼現象の理解に結びつける方法論の実践的研究」の研究代表者として評価を受けているが、この研究も 2015 年 9 月の審査会で評価を受けた研究の中で、最も低い評価となっている。

このように戦略的博物館学の評点が低い状態で推移していることは、博物館学そのものが比較的新しい研究分野であること、また、当該共同研究の代表者が他の研究などで非常に繁忙であった（2015 年度琵琶湖博物館業績目録より）など、様々な原因が考えられるものの、博物館学研究領域の中核をなすであろう研究の評点が低く、長年に渡り研究成果が十分出ていない状況は、琵琶湖博物館として決して好ましいものではない。低い評点が続いている原因を博物館として検討し、研究成果が出るよう改善を求めたい。

### (イ)専門研究「琵琶湖を中心とした人と自然の関係をめぐる研究・交流・展示」について

平成 27 年度に実施された専門研究「琵琶湖を中心とした人と自然の関係をめぐる研究・交流・展示」は、共同研究等よりも多額の 900,000 円が予算配分されているがこれは館長の出張旅費（フランス（9 泊 10 日））である。これも一種の研究費で

はあるが、2015年度琵琶湖博物館専門研究計画調書を見ると純粹に旅費のみであるため、他の専門研究とは区別するために、当該費用は旅費として計上することも検討されたい。



#### 1.4 工業関係の試験研究機関について

工業関係の試験研究機関としては、工業技術総合センターおよび東北部工業技術センターの2機関がある。

ともに商工観光労働部が所管しており、設置目的も下記のとおり地域ないし本県の産業競争力強化を図ること、とある。また、研究評価等は同じ基準等に基づいて実施している。従って、本報告書では特に説明のない限りは両機関共通の事項として検討し、相違がある事項のみ機関ごとに検討する。

	設置目的
工業技術総合センター	技術相談、設備機器の利用開放、依頼試験分析、研究開発、技術講習、研究会活動、情報発信等により、企業の技術力向上を支援し、本県の産業競争力強化を図る。
東北部工業技術センター	繊維、化学、環境、機械、金属、デザイン等の分野の技術相談、設備機器の利用開放、依頼試験分析、研究開発、技術講習、情報発信等を行うことにより、企業への技術移転、企業における新製品・新技術開発等の支援を図り、地域の産業競争力強化を図る。

##### 1.4.1 研究課題の選定および評価の方法

###### (1) 研究課題の選定

企業ニーズの把握を起点とし、解決までに短期間で対応可能なものは技術指導で、比較的長期間かかるものを研究開発で対応している。

企業ニーズ対応の一例として、「技術相談」で電話があり、来所して相談による解決や「機器利用」によって結果を出すことで日常の課題を解決する。開発の必要がある内容が発生した場合は「共同研究」へ発展し、外部資金を獲得（特許取得を伴うことが多い）することで加速的に開発を進め製品化を進めるのが理想的な例である。

したがって、最初に企業ニーズをどのように把握するかがポイントとなるが、その概要は下記のとおりである。

###### ①機器利用

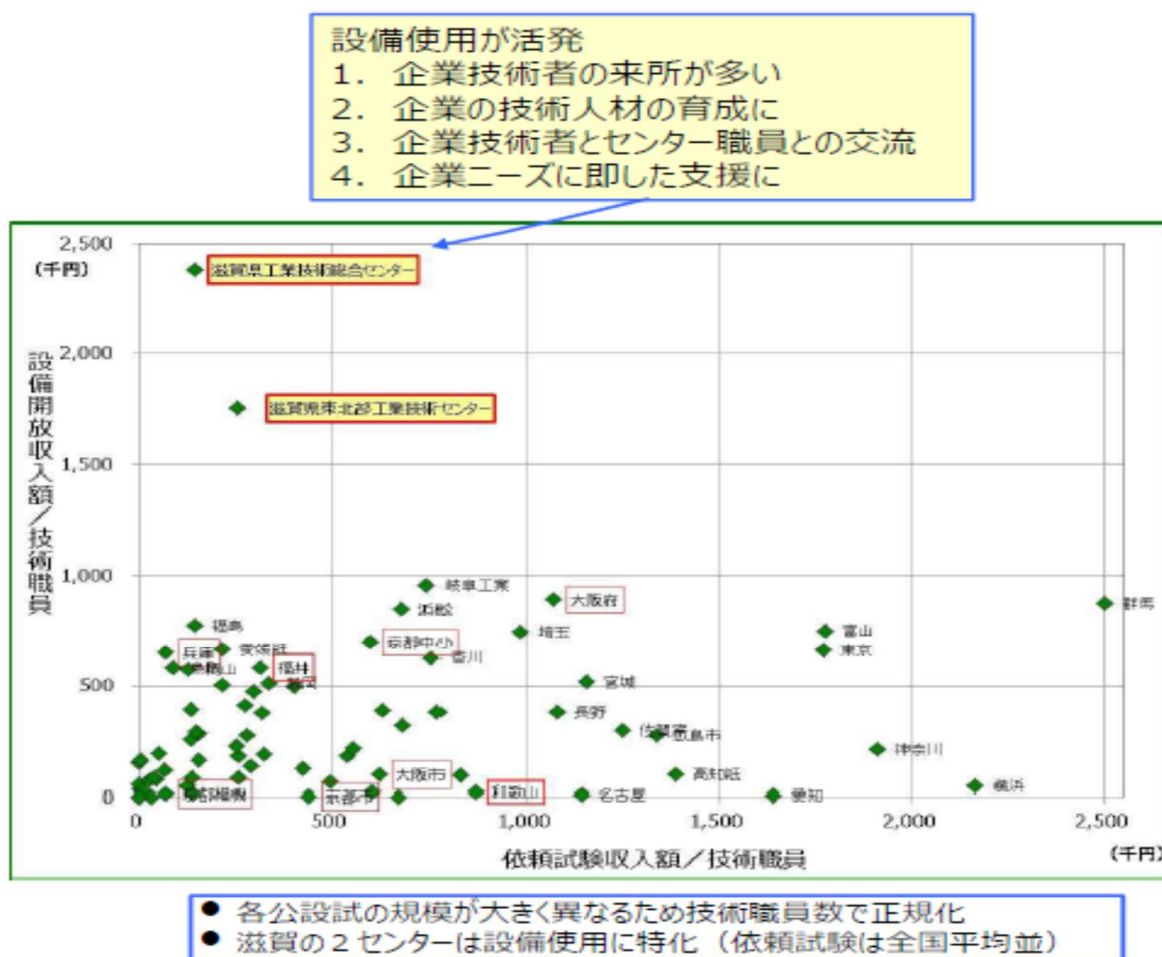
企業用に試験用機器を貸出しており、環境試験、電気測定、機械・材料、精密測定、観察、分析、物性、バイオ関連、試作・試料調整、繊維関連、窯業関連の各分野の試

験に応じた機器が存在する。

機器は、両機関で同種類の機械も存在するが、繊維関連（東北部工技センター）、窯業関連（工技総合センター）など、それぞれの機関にしかない機器も存在する。

機器貸出は単に機器を貸し出すだけではなく、職員が企業側の質問（機器利用方法や試験結果に関する事項など）に答えることによって、様々な企業の課題を把握するとともに、実際の製品に求められる、異分野にもおよぶ広範な技術知識や技術レベルの違う企業の現場を理解した幅広いレベルの能力を身に付けることが可能となる。

ちなみに、工業技術総合センターから入手した資料によると、下図のとおり、他府県と比べて機器貸出（設備利用）は活発な状況にある。



## ②技術相談・企業訪問など

企業が来所もしくは電話等による技術相談のほか、センター職員が直接企業を訪問することにより、企業ニーズを把握している。

### ③運営懇話会など

その他にセンターの効果的・効率的な運営を行うため運営懇話会（委員：産業界、大学、支援機関）を開催し、企業ニーズについても意見を得ている。

### ④その他

上記の他、センターが開催する講演会などでのアンケート調査、業界団体の各種会議への出席、公設試以外も参加する研修などへの参加などを通じた意見交換や資料入手など、様々な手段で技術シーズや企業ニーズを把握している。

## (2)研究評価

詳細は「研究推進のためのアクションプラン」（2016年6月改定。以下「アクションプラン」という。）に定められており、研究課題の選定および評価の方法に関する事項は下記のとおりである。

### 1. アクションプランの目的

アクションプランは、商工観光労働部試験研究機関（以下「試験研究機関」という。）の行う研究開発について、（中略）研究開発の企画立案から成果移転までの実施方法を具体的に定めることを目的とする。

### 2. アクションプランの重要性

（前略）研究担当者は、研究開発活動の一環として評価の重要性を十分に認識し、評価の結果を積極的に研究開発に生かしていく。また、所属長は評価結果を研究開発の見直しや研究開発業務の適正化に反映させるとともに、機関の運営改善にも最善の努力を払う。

### 3. アクションプランの対象

#### ○重点研究

試験研究機関が行う研究のうち以下のものを重点研究とする。

1) 県の重点施策あるいは産業振興新指針などの県政の方針・方向性に合致し、産業振興上特に重要と認められる研究。

なお、重点研究とする場合の判断基準を以下に示す。

- ・産業界のニーズとしてある程度の大きさのまとまり、規模があること

- ・ 産業界への波及効果が大きいと期待されること
- ・ 県内産業への競争力強化に大きく貢献すると期待されること
- ・ 県として独自性のあるコア技術が形成・蓄積されると期待されること
- ・ 県として革新的な技術開発につながり新産業創出に貢献すると期待されること

2)産業振興以外の行政課題を解決するための研究であって、特に重要と認められる研究

#### ○経常研究

試験研究機関が行う研究のうち、重点研究以外を経常研究とする。

なお、原則として上記の研究をアクションプランの対象とするが、外部制度の評価を受ける場合や日程的に評価が困難な場合、あるいは試験研究機関として副次的な研究テーマについては、対象としないことができる。

#### 4. アクションプランの構成

アクションプランは、研究開発の企画、計画、検討、実施、報告および評価から構成される。

##### ○研究企画・評価

研究担当者は、新しく取り組もうとする研究開発について研究企画を立案する。評価委員会は、その妥当性について評価を行う。所属長は、評価結果をもとに研究企画の修正や研究種別の変更または研究中止を含む見直し等の判断を行う。

##### ○実施計画・検討

研究担当者は、当該年度の研究目標と研究内容について実施計画を立案する。グループリーダー（グループリーダーおよび支所長をいう。（以下 GL））は、グループ検討会を開催し、その内容についてグループ員によるディスカッションを行うとともに、必要に応じて実施計画の修正等の指導を行う。

##### ○進捗状況報告・検討

研究担当者は、半年間の研究への取り組みについて進捗状況を報告する。GLは、

グループ検討会を開催し、その結果についてグループ員によるディスカッションを行うとともに、必要に応じて修正等の指導を行う。

#### ○年度報告・評価

研究担当者は、研究目標に対する当該年度の研究実績について報告し、評価委員会は、その結果について評価を行う。所属長は、評価結果をもとに、次年度以降の研究の継続や変更、中止等の判断を行う。

最終年度の経常研究については、終了年度の視点から年度報告と評価を行う。

#### ○終了報告・評価

研究担当者は、研究の終了後に研究目標に対する研究実績について報告し、評価委員会は、その結果について評価を行う。所属長は、評価結果をもとに、終了した研究課題を総括するとともに、今後の成果普及に努めるよう指導する。

#### ○技術移転等報告

研究担当者は、研究の終了後に行った研究成果の技術移転状況や技術指導活用状況、および学会等発表・新聞等掲載状況などについて報告を行う。研究が終了した年度の翌年度から5年間は毎年、その後は記載事項があった場合に報告する。

なお、所属長は特に大きな成果や波及効果が認められる場合は、部内および外部評価委員会に報告し意見を得るとともに、県民等への成果の公表に努める。

### 5. 評価委員会および検討会

試験研究機関が行う研究について、以下の評価委員会による評価および検討会による検討を行う。

#### ○グループ検討会

研究担当者の所属グループ内の職員により検討を行う。

【対象】すべての研究

【分類】実施計画検討、進捗状況検討

#### ○所内評価委員会

研究担当者の所属機関の原則として参事級以上のものにより評価を行う。

【対象】原則としてすべての研究

【分類】研究企画・評価（経常研究のみ）、年度報告・評価、技術移転等報告

○部内評価委員会

部内評価委員会により評価を行う。

【対象】 重点研究

【分類】 研究企画・評価、終了報告・評価

○外部評価委員会

【対象】 重点研究

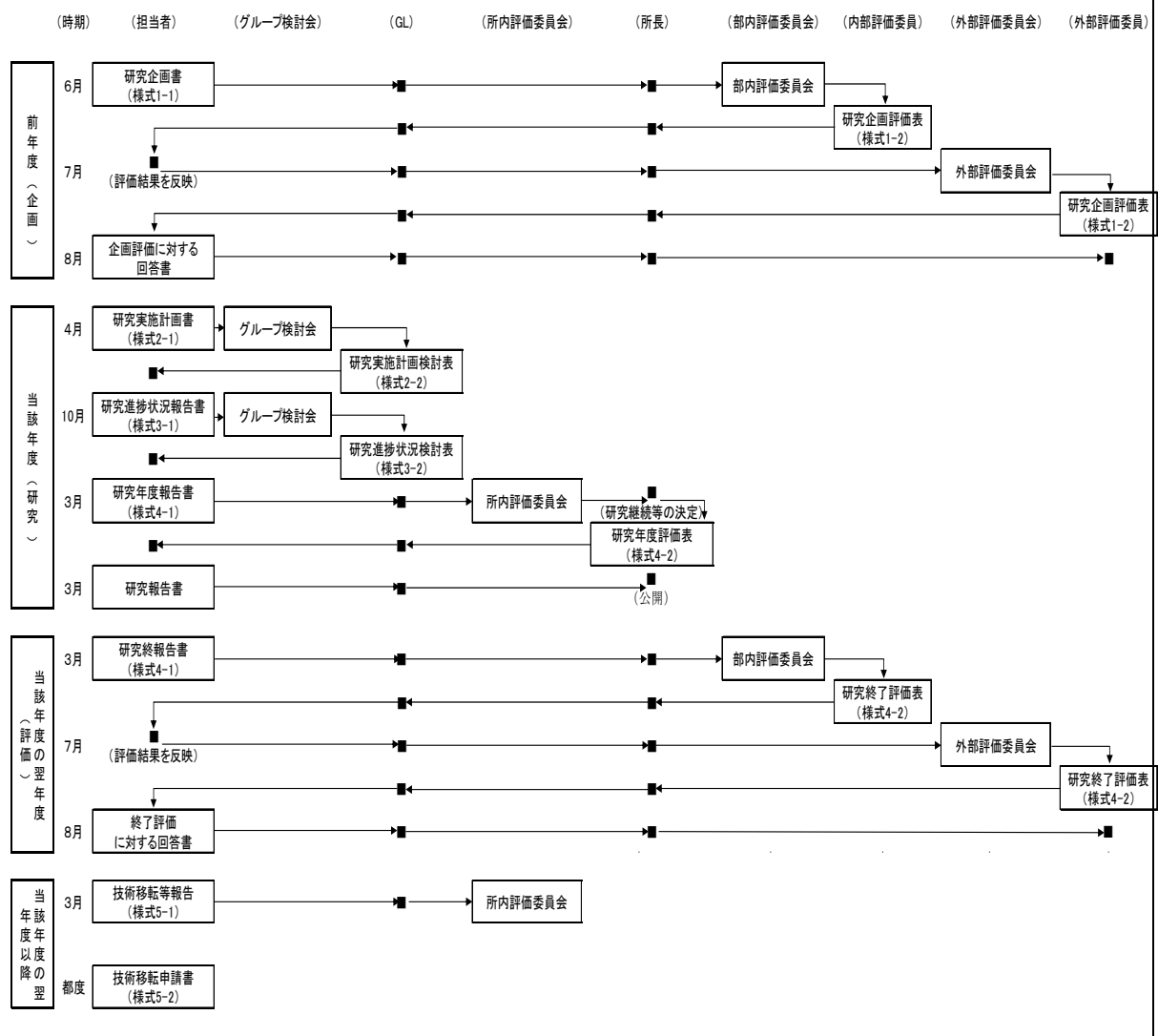
【分類】 研究企画・評価、終了報告・評価

6. アクションプランの実施方法

1)実施フローとタイムスケジュール

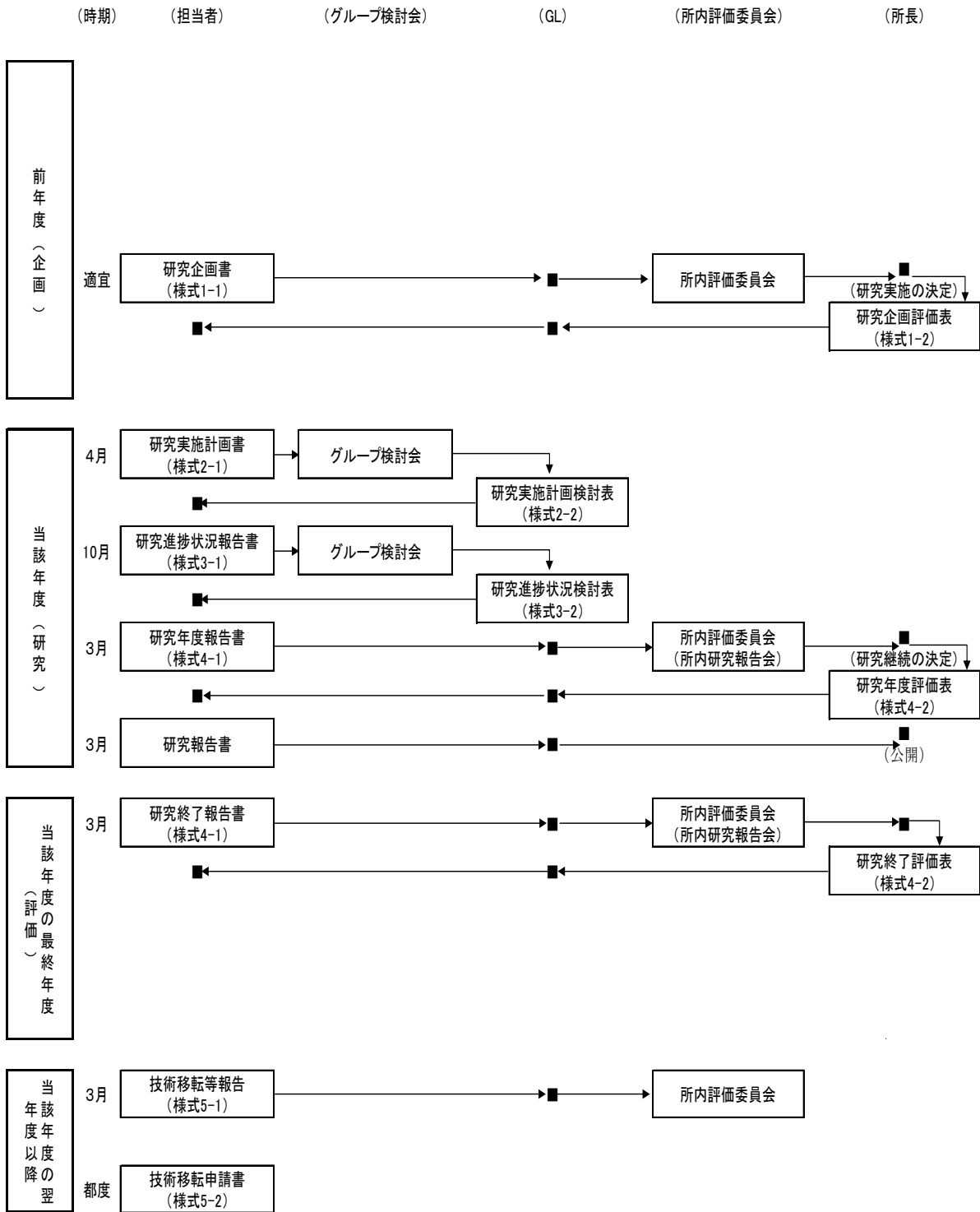
研究推進/評価システムのフロー（重点研究）

■印は部門長の確認・承認を得るの意味



# 研究推進/評価システムのフロー（経常研究）

■印は部門長の確認・承認を得るの意味



(後略)

以上を要約すると、下図のとおりとなる。

研究推進／評価システムの概要

年度	時期	単年度及び 複数年度研究の流れ	重点研究		経常研究	
			説明	書類	説明	書類
研究着手の 前年度	5月	企画立案	担当者が研究企画書を作成	研究企画書 (様式1-1)	担当者が研究企画書を作成 [時期適宜]	研究企画書 (様式1-1)
	6月	企画評価	部内評価委員会 評価委員が研究企画評価表 を作成	研究企画評価表 (様式1-2)	所内評価委員会 [時期適宜] 評価委員が研究 企画評価表を作成	研究企画評価表 (様式1-2)
	7月	●	外部評価委員会 評価委員が研究企画評価表 を作成	研究企画評価表 (様式1-2)		
	8月	課題の決定	所長が研究実施を決定		所長が研究実施を決定	
	9月		[予算要望]		[予算要望]	
研究実施 年度	4月	実施計画立案	担当者が研究実施計画書を作成	研究実施計画書 (様式2-1)	担当者が研究実施計画書を作成	研究実施計画書 (様式2-1)
	4月	実施計画検討	グループ検討会 GLが研究実施計画検討表を 作成	研究実施計画検討表 (様式2-2)	グループ検討会 GLが研究実施計画検討表を 作成	研究実施計画検討表 (様式2-2)
	10月	進捗状況報告	担当者が研究進捗状況報告書 を作成	研究進捗状況報告書 (様式3-1)	担当者が研究進捗状況報告書 を作成	研究進捗状況報告書 (様式3-1)
	10月	進捗状況検討	グループ検討会 GLが研究進捗状況検討表を 作成	研究進捗状況検討表 (様式3-2)	グループ検討会 GLが研究進捗状況検討表を 作成	研究進捗状況検討表 (様式3-2)
	3月	研究成果報告 年度報告	担当者が研究報告書を作成 担当者が研究年度報告書を作成	研究報告書 研究年度報告書 (様式4-1)	担当者が研究報告書を作成 担当者が研究年度報告書を作成	研究報告書 研究年度報告書 (様式4-1)
	3月	年度評価 (継続の決定)	所内評価委員会 所長が研究の継続等を決定	研究年度評価表 (様式4-2)	所内評価委員会 所長が研究の継続等を決定	研究年度評価表 (様式4-2)
研究終了の 翌年度	3月	終了報告	担当者が研究終了報告書を作成	研究終了報告書 (様式4-1)	担当者が研究終了報告書を作成	研究終了報告書 (様式4-1)
		終了評価	部内評価委員会 評価委員が研究終了評価表 を作成	研究終了評価表 (様式4-2)	所内評価委員会 評価委員が研究終了評価表 を作成	研究終了評価表 (様式4-2)
	7月 適宜	研究報告書 業務報告書	研究内容の公表 外部評価結果の公表	研究終了評価表 (様式4-2)	研究内容の公表 外部評価結果の公表	
研究終了 後5年間	3月	技術移転等報告	担当者が技術移転等報告書を作成 所内評価委員会 [6年目以降は記載事項がある場合のみ報告]	技術移転等報告書 (様式5-1)	担当者が技術移転等報告書を作成 所内評価委員会 [6年目以降は記載事項がある場合のみ報告]	技術移転等報告書 (様式5-1)
都度 ・ 適宜	都度 都度 適宜 適宜	[移転] 研究成果の移転 研究生、研修生の受け入れ [機器] 研究用機器の説明会、開放 [特許等] 職務発明規定による		[企業等] 技術移転申請書 (様式5-2)		[企業等] 技術移転申請書 (様式5-2)

(3)研究評価の状況

重点研究・経常研究ともに毎年度末に所内評価を行い、研究継続の可否等まで踏み込んだ評価を行っている。

また、重点研究については、研究企画評価、終了評価を部内評価委員会および外部評価委員会で実施している。例えば、工業技術総合センターの重点研究の評価実施状況は下図のとおりである。



研究テーマ	評価の変遷														
	23年度			24年度			25年度			26年度			27年度		
	所内	部内	外部	所内	部内	外部	所内	部内	外部	所内	部内	外部	所内	部内	外部
ものづくり価値を評価する手法の開発研究 (H20-H22)		終了	終了												
感性価値対応型陶器製品の開発研究 (H21-H22)		終了	終了												
キャパシタ用炭素材料の高純度化に関する研究 (H24-H26)		企画	企画	中間評価			中間評価			終了				終了	終了
耐熱性素地の高品位化の研究 (H24-H25)		企画	企画	中間評価			終了				終了	終了			
信楽焼陶土の高品位化の研究 (H22-H23)	終了				終了	終了									
アルミ・マグネシウムダイカスト用金型の低温拡散表面処理硬化法の開発 (H21-H23)	終了				終了	終了									
多孔質材料を生かした生活陶器の開発 (懐かしい未来に向けて) (H25-H26)					企画	企画	中間評価			終了				終了	終了
感性価値対応型陶器製品の研究開発2 (5感にひびくふしぎな陶器) (H23-H24)	中間評価			終了				終了	終了						
ものづくり感性価値を高めるための開発手法に関する研究 (H23-H24)	中間評価			終了				終了	終了						
低膨張セラミックスの開発研究 (H26-H27)								企画	企画	中間評価			終了		
地域ブランド確立のための伝統発酵食品の食品機能性評価と製品開発 (H23-H25)	中間評価			中間評価			終了				終了	終了			
新規リチウムイオン2次電池電極用バインダーの開発 (H27-H29)											企画	企画	中間評価		
信楽焼の特性を生かした坪庭用資材の開発 (H27-H29)											企画	企画	中間評価		
CAEを用いたゆるみ止めナットのワッシャ形状最適化に関する研究 (H28-H30)														企画	企画
海外産粘土鉱物を用いた新陶土の開発 (H28-H30)														企画	企画

(注1) 矢印は研究期間を示す。

(注2) 「所内」は工技総合センター内部での評価、「部内」は部内評価委員会による評価、「外部」は外部評価委員会による評価であることを示す。

なお、各評価において点数による評価を行っているが、評価の意図は研究を効果的に進めるための指導に利用出来るような内容とすることであるため、優劣を決めるよ

うな評価ではなく技術移転の取り組みや企業の技術力向上への寄与などの項目について助言をするような前向きな対応になっている。そのため上表は評価を行ったか否かの表となっている。

ただし、これは厳しい評価を行っていないことを意味するものではなく、評価が低い研究は当然に中止を含めた厳しい対応を取っている。具体的には、工技総合センターにおいては、平成 28 年度に部内評価の結果、中止した研究がある。また、東北部工技センターでは、平成 24 年度に外部評価の結果、中止した研究がある。

#### 1.4.3 研究効果の把握について

アクションプランでは、下記のとおり追跡調査について規定している。

##### ○技術移転等報告

研究担当者は、研究の終了後に行った研究成果の技術移転状況や技術指導活用状況、および学会等発表・新聞等掲載状況などについて報告を行う。研究が終了した年度の翌年度から 5 年間は毎年、その後は記載事項があった場合に報告する。

なお、所属長は特に大きな成果や波及効果が認められる場合は、部内および外部評価委員会に報告し意見を得るとともに、県民等への成果の公表に努める。

これに基づいて、両機関ともに追跡調査を行い、研究効果を把握している。具体的には、下記のとおり。

具体的な費用対効果を把握する方法までは見つけられていないものの、研究成果の効果については、業務報告、成果事例発表等で成功事例を一般に公表している。しかし、研究成果を商品化するためには、成果活用事例や開発内容ごとに対応方法が異なり難しい面があり、成功例を参考に他の研究成果の有効活用を図っております。

両機関ともに、現状できる限りの効果把握を行っており、参考となる事例も公表している。なお、具体的な費用対効果の把握については、「3 人件費の状況について」の「3.3.1(1) 研究毎に投下された職員費の把握について」を参照されたい。

#### 1.4.2 各拠点における課題

1.4.1 では試験の状況について述べたが、各拠点では施設の老朽化、統合による効率化等の課題がある。以下、拠点ごとに検討する。

#### (1)施設の老朽化について

##### ①東北部工技センターについて

彦根庁舎および長浜庁舎ともに建物建築後、相当年数が経過しており老朽化が進んでおり、早期に対応が必要である。また、彦根と長浜は比較的近く交通事情が年々整備されている現在において、庁舎を二つ設置する意義も乏しいと思われる。そのため、彦根庁舎と長浜庁舎の統合をも含めた検討をすべきである。

また、下記(2)にも記載のとおり、両庁舎の老朽化を機に、工技総合センターと東北部工技センターを合わせての効率的な工業支援体制も検討すべきである。

##### ②信楽窯業技術試験場について

信楽窯業技術試験場も建物建築後、相当年数が経過しており老朽化が進んでいる。そのため、このままでは信楽窯業技術試験場の運営に行き詰まることとなり、移転・建て直し等の対策を検討すべきである。

本課題については過去から10年以上に渡って継続的に検討されており、滋賀県立陶芸の森（以下「陶芸の森」（注）という。）付近への移転なども検討されている。しかし、信楽窯業技術試験場は昭和42年に改築されたものであり、限界も近づいていることを勘案すると、早急に何らかの結論を出すよう、検討を急がれたい。

##### （注）陶芸の森について

陶芸の森は、やきものを素材に創造・研修・展示など多様な機能を持つ公園として、また、人・物・情報の交流をとおして地域産業の振興や新しい文化創造の場とするとともに、滋賀から世界へ情報を発信することを目的に整備され、平成2年6月に信楽に竣工、開設された施設である。

#### (2) 工技総合センターと東北部工技センターの効率的な工業支援体制について

上記のとおり、東北部工技センターの庁舎は老朽化が進んでおり、早期に対応が必要であり、県の財政事情や振興方針の両面を考え、今後の県の工業振興体制について検討すべきである。

その際に、各庁舎の状況を考慮して、使用頻度の高い機械の配置や老朽化した機械

の廃棄も含めた検討を行うことによって、財政的に更なる効率的な運用も可能になる。また、庶務業務や施設管理の効率化も見込める。

この他、県の政策方針である県北東部の工業振興や地場産業振興を含めた総合的な工業支援体制の構築が必要である。

### (3) 信楽窯業技術試験場の後進人材育成について

研修生（注）の受講料については、陶土などの材料経費を除いて無料としている。しかし、受益者に応分の負担を求める観点から、有料化を検討すべきである。なお、地域振興の観点から、信楽産地への定着率（現状は約 90%）を維持・向上すべく、研修生支援制度についても検討されたい。

#### （注）研修生

滋賀県窯業技術者養成事業に基づき信楽等県内窯業の後継者を養成する目的で昭和 48 年から行われている。現在は大物ロクロ成形科、小物ロクロ成形科、素地釉薬科、デザイン科が設置されている。

これまでに修了した研修生は 500 名を超え、関係業界で経営者、技術者、製品開発者などの立場で活躍している。

## 1.5 農業・水産業関係の試験研究機関について

### 1.5.1 滋賀県の農業・水産業の現状と課題

試験研究機関を考えるうえで、滋賀県の農業・水産業の現状と課題を理解する必要がある。平成 28 年 3 月に策定された「滋賀県農業・水産業基本計画」（以下「基本計画」という。）により、留意すべきと思われる点を抽出して記載していく。なお、基本計画は「滋賀県基本構想」（平成 27 年 3 月策定）を上位計画とする農業・水産業部内の基本計画として位置づけ、県の農政の総合的な推進の指針としている。

#### 【農業について】

##### (1)担い手

- ・米価の低迷(特に平成 26 年度)が続き、収益性が低下してきています。
- ・経営体質の強化では生産に加え新たに 6 次産業化に取り組む意欲ある農水者が増えています。これらの取組が所得の向上につながるよう取組への支援が求められています。

##### (2)農業生産

###### ①水稲・麦類・大豆など土地利用型作物

- ・本県は、近畿圏では唯一、消費量より生産量が多い、いわゆる米移出県であるため、近江米の需要量を確保するためには、県内需要の確保(地産地消)に加えて、県外における安定的な需要の確保を図る必要があります。
- ・主食用米の品質は、近年、高温などの異常気象により低迷しており、これに対応するため、技術改善を進めてきましたが、1 等米比率は全国平均を下回る年が多く、更なる技術改善や品種転換が必要となっています。
- ・加工用米など非主食用米の作付面積は拡大しています。(H21 : 611ha→H25 : 1,764ha)特に飼料用米については、新たな「食料・農業・農村基本計画」において、生産目標の大幅な拡大が示されています。(H25 : 11 万トン→H37 : 110 万トン)
- ・飼料用米は販売単価が極めて安いことから、省力化、単収向上、収量性の高い品種の選定など生産コストの削減を進める必要があります。

###### ②野菜・果樹・花き・茶

- ・水田率が 92%と高く、土地利用型の水田作経営が中心であるため、野菜を水田農業

における戦略作物と位置づけ、野菜等園芸品目との複合経営を推進しています。

- ・販売用野菜の作付面積は増加しているものの、依然として野菜、果樹、花きなど園芸作物の生産量が少ない状況にあることから、一層の生産拡大が必要です。(H25 年産出額の全国順位：野菜 45 位、花き 44 位、果樹 47 位)

- ・水田における野菜等園芸品目の生産は、湿害を受けやすく、収量、品質が不安定であることに加え、労力がかかるため、生産が伸び悩んでおり、生産性向上技術の開発や低コストで省力化の図れる機械、施設の導入が必要です。

- ・茶農家の後継者不足により、荒廃茶園の増加が懸念されます。

- ・1人当たりの茶購入量の減少に伴い、リーフ茶の需要が減少し、荒茶価格が低迷していることから、新たな需要の開拓が必要です。

- ・県外において、近江の茶の知名度は低い現状にあるため、認知度の向上が求められています。

### ③畜産

- ・牛肉の産出額は 54 億円(H25)で、畜産全体の約 5 割を占めています。

- ・肉用牛農家戸数は近年横ばい傾向にありますが、1戸当たりの飼養頭数は、北海道に次いで全国 2 位(H26)の規模となっています。

- ・肉用牛のうち約 7 割を近江牛である和牛が占めており、飼養頭数は近年横ばい状況にあります。

- ・今後は、水田を活用した自給飼料の生産・利用の一層の拡大を進めるとともに、近江牛の増頭のためには、繁殖・肥育一貫経営の推進だけでなく、酪農経営の強化と乳用牛への受精卵移植技術を活用した和牛子牛の県内確保に取り組む必要があります。併せて、他産地との差別化を図るため、近江牛のブランド力の強化が必要です。

- ・養鶏は、鶏卵・鶏肉とともに県内販売を主体とする地産地消の強みを活かした経営となっています。また、本県特産の「近江しゃも」が生産・販売されています。

### (3)生産基盤

- ・施設の多くは、整備後 30 年以上が経過するなど、老朽化が進行し、揚水機の緊急停止や漏水事故などの突発的な事故が多発しています。

#### (4)消費・流通

・近江米、近江牛、近江の茶および湖魚を県産農畜水産物の主要品目として県外に発信し、ブランド化を推進していますが、近江米は近畿圏以外で、近江の茶や湖魚は県外で、認知度が低い状況にあります。

・ニコロブナなどの湖魚については、これまでの不漁や魚食離れも相まって市場が縮小し、需要が伸び悩んでいることから、水産物の流通・消費拡大が必要となっています。

・近江牛の貴重な飼料である稲わらの県内自給率は約7割であり、地域産資源の一層の活用が必要となっています。

・外来魚の生息量は駆除により減少(H20:1,400トン→H25:916トン)していますが、在来魚の回復のためには、更なる駆除が必要です。

#### 【水産業について】

・ニコロブナの漁獲量は平成22年には24トンに減少したものの、平成25年には39トンまで増加し、ホンモロコは平成20年の10トンから平成25年には16トンまで増加するなど、一部の魚種では増加の兆しが見られます。しかし、漁獲量の4割を占めるアユなどが減少しているため、琵琶湖漁業全体の漁獲量は減少傾向(H20:1,368トン→H25:871トン)にあります。

・在来魚介類の資源が著しく減少しているため、種苗放流によって資源を補うことが必要となっています。

・外来魚については、漁業者が行う刺網や小型定置網などによる駆除に加え、電気ショックカーボードなどを用いた効率的な駆除に取り組んだ結果、生息量は減少傾向にあります。在来魚の回復のためには、更なる駆除が必要となっています。

・琵琶湖漁業の就業者は減少(H20:824人→H25:687人)しており、新規就業者の確保が必要となっています。

・本県ならではのビワマスや淡水真珠などの需要が高まりつつあるため、これらの魚介類の養殖の振興が必要となっています。

#### 【農村・漁村について】

・野生獣による農作物の被害額は、減少しているものの依然高い水準(H24:347百万

円→H25：227 百万円)にあり、獣害対策に取り組む集落を拡大することが必要です。

## 1.5.2 「しがの農業・水産業新戦略プラン」について

### (1) 概要

平成 23 年 3 月に滋賀の農業・水産業を取り巻く状況と課題を踏まえ、「しがの農業・水産業新戦略プラン」(以下「新戦略プラン」という。)が策定された。新戦略プランは県の農政の総合的な推進のための指針となるだけでなく、市町、関係団体、生産者、消費者等の各主体が情報を共有し、それぞれの役割に応じて主体的に取組を進めるうえでの共通の指針となるものとし、計画期間は平成 23 年度(2011 年度)から平成 27 年度(2015 年度)までの 5 年間としている。将来の姿を目指し、次に掲げる 6 つの重点戦略の取組によって達成すべき基本的な指標は以下としている。なお、参考に H27 年度目標に対する実績を記載した。

項 目	現状(H21)	目標(H27)	実績(27)	達成率%
担い手への農地集積率	54%	70%	67%	81
農用地区域内の農地面積	50,790ha	50,950ha(H32)	50,532ha (H26)	0以下
農作物作付延べ面積	52,500ha(H20)	55,000ha	53,200ha	28
琵琶湖漁業の漁獲量 (外来魚を除く)	1,368t(H20)	2,200t	880t (H26)	0以下
化学合成農薬の使用量(H12比)	33%削減 (H18～H20の 平均値)	40%削減	41%削減 (H24～H26の 平均値)	100以上
農業・水産業分野における 温室効果ガス排出削減量	—	19,000tCO <sub>2</sub> 相当 (2007年農業・ 水産業の排出量 の約7%)	15,400tCO <sub>2</sub> 相当	81

### (2) 重点戦略

#### ①農業の安定経営

- ・担い手の確保・育成
- ・新規就農者の確保
- ・農地の利用集積
- ・担い手の経営体質強化

<成果目標>



成果指標	現状(H21)	目標(H27)	実績(H27)	達成率%
集落営農型農業法人数	76法人	150法人	246法人	100以上
新規就農者数（計画期間累計）	—	200人	532人	100以上

## ②農業水利資産の保全と農村振興

- ・農業水利資産のアセットマネジメントの推進
- ・滋賀らしい農村地域力の向上

### <成果目標>

成果指標	現状(H21)	目標(H27)	実績(H27)	達成率%
県域アセットマネジメントシステム推進体制の整備				
施設情報等のデータベースシステム構築	施設の位置等の基本情報整備	診断結果等の詳細情報の整備、システム運用	診断結果等の詳細情報の整備、システム運用	目標達成
機能保全計画を策定した基幹水利施設	196箇所 〔水源施設等53箇所 水路453km〕	440箇所 〔水源施設等125箇所 水路1,034km〕	440箇所	100
基幹水利施設の有する多面的機能発揮のため、施設管理者と集落等が締結する管理協定数	272箇所	378箇所	481箇所	100以上
世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の取組面積	33,000ha	36,000ha	35,760ha	92
年間農業体験者数	22万人	30万人	304,100人	100以上
農家民宿開業数	9件	100件	81件	79
集落ぐるみによる獣害対策に取り組む集落	66集落	500集落	383集落	73

## ③消費者と生産者をつなぐ

- ・地産地消など消費を拡大する取組の促進
- ・県産農畜水産物による滋賀の地域ブランド力の向上
- ・食の安全と消費者の信頼確保

### <成果目標>

成果指標	現状(H21)	目標(H27)	実績(H27)	達成率%
「おいしが うれしが」キャンペーン登録店舗数	596店	800店	1,401店	100以上
県内卸売市場の県産野菜入荷率	24.9% (H19)	30%	26.5% (H25)	31
学校給食への地場産物利用率（食材数ベース）	23.4%	25%以上	29.8%	100以上
県育成水稻品種作付割合	15%	25%	18%	30
認定「近江牛」指定店数	124店	200店	227店	100以上
GAPに取り組む生産組織数	51団体	150団体	130団体	80

④需要に応える農畜産物づくり

- ・水田の有効活用
- ・近江米等の生産振興
- ・園芸作物等の生産振興
- ・近江牛等の生産振興

<成果目標>

成果指標	現状(H21)	目標(H27)	実績(H27)	達成率%
新規需要米作付面積	156ha	1,710ha	1,037ha	57
うち県内向け飼料用稲 稲WCS	121ha	310ha	261ha	74
〃 飼料用米	25ha	500ha	186ha	34
麦 作付面積	7,410ha	8,500ha	7,750ha	31
単位面積あたりの収量	262kg/10a	300kg/10a	250kg/10a	0以下
大豆 作付面積	5,430ha	6,000ha	6,540ha	100以上
単位面積あたりの収量	154kg/10a	200kg/10a	148kg/10a	0以下
県育成水稻品種作付割合（再掲）	15%	25%	18%	30
販売用野菜作付面積	1,016ha	1,500ha	1,446ha	89
果樹、花きの新規栽培農家数	—	100農業者	98農業者	98
（計画期間累計）				
「かぶせ茶」の生産量	53t	100t	94t	87
近江牛の飼養頭数	11,361頭	13,000頭	11,818頭	28

⑤ 環境こだわり農業と温暖化対策

- ・環境こだわり農業のさらなる展開
- ・農業・水産業からの温暖化対策

<成果目標>

成果指標	現状(H21)	目標(H27)	実績(H27)	達成率%
水稻における環境こだわり農産物栽培面積の割合	33%	50%	43%	59
耕畜連携による家畜ふん堆肥の利用率	64%	80% (30,000tの利用拡大)	67%	19
流域単位での農業排水対策の取組面積	14,978ha	16,800ha	17,079ha	100以上
「魚のゆりかご水田」など豊かな生き物を育む水田取組面積	111ha	250ha	255ha	100以上
家畜飼料の県内自給率	10%	20%	11%	10
米1等比率	80%	毎年80%以上	74%	20

#### ⑥ 水産業の再生

- ・ 漁場と産卵繁殖場の整備・保全による自然生産力の向上
- ・ 水産資源の増産
- ・ 水産有害生物駆除による漁場の保全
- ・ 水産業の持続的発展

#### <成果目標>

成果指標	現状(H21)	目標(H27)	実績(H27)	達成率%
砂地造成累積面積	13.5ha	53ha	54.0ha	100以上
ニゴロブナの漁獲量	39t(H20)	75t	51t(H26)	33
セタシジミの漁獲量	66t(H20)	130t	43t(H26)	0以下
ホンモロコの漁獲量	10t(H20)	60t	14t(H26)	8
外来魚生息量	1,400t (H20年度末)	900t	1,092t (H26年度末)	62

### 1.5.3 滋賀県農林水産試験研究推進計画について

#### (1) 概要

滋賀県農林水産試験研究推進計画（以下「研究推進計画」という。）は、上記 1.5.2 に記載の新戦略プランを上位計画とする農林水産試験研究の基本計画として位置づけられ、計画期間は新戦略プランと同様、平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間としている。

#### (2) 試験研究の役割と推進方策

研究推進計画では以下のように記載している。

##### 1 試験研究の果たす役割

農林水産業の諸課題に的確に対応するためには、革新的技術の開発や調査研究の蓄積とその活用に期待されるところが極めて大きく、試験研究機関の果たすべき責務は重大です。

農林水産分野の試験研究は、自然科学から社会・人文科学まで広範な分野が有機的に連携し、長期的な視点に立って、基礎的・先導的研究から実用技術の開発までを扱う総合的研究です。しかも、農林水産業は地域に展開し、成立する産業であるため、その内容や形態は気候、地勢、土壌等の自然的条件に大きく制約され、また社会的条件によっても異なることから、その振興・発展には地域の実態に応じた技術の開発と体系化が求められます。したがって、試験研究機関は、行政や普及機関と十分連携を取りながら、試験研究に対するニーズの把握と研究成果のフォローアップを適切に行い、効率的に研究を進める必要があります。

また、試験研究機関には、専門分野の基礎的研究を行う大学や国の試験研究独立行政法人等との連携・協力を密にし、その研究成果を活用しながら、地域に適合した技術体系の確立を図るための応用的試験研究や、地域において直接活用される技術開発のための試験研究が求められています。

##### 2 研究推進の基本方向

農林水産業の試験研究は、「しがの農業・水産業新戦略プラン」および「琵琶湖森林づくり基本計画」の実現を目指して、行政、普及および生産現場など各方面か

らの要請に応えながら技術的諸課題を解決するとともに、研究内容によっては、本県農林水産業の振興方向に即して先導的役割を果たすものです。

このため、「しがの農業・水産業新戦略プラン」および「琵琶湖森林づくり基本計画」の基本方向に沿って、本県の農林水産業を支える革新的技術の開発を進めることとし、今後5年間で進める具体的な課題を第2章、第3章に掲げます。

### 3 研究推進の方策

#### (1)試験研究課題評価システムの実施

- ・試験研究の推進にあたっては、試験研究活動が県民のニーズを反映し、透明性が確保された中で、効率的・効果的に実施され、より優れた研究成果があげられるよう、試験研究課題評価を実施します。

- ・試験研究課題評価の実施にあたっては、事前評価、中間評価、事後評価および追跡評価の各段階について、試験研究機関ごとの内部評価会議ならびに農林水産技術会議が設置する外部の専門家等による外部評価委員会において、プロジェクト研究などの重点課題の点検・助言・評価を行います。

#### (2)産官学の連携と研究交流、人材育成

- ・試験研究を効率的に推進し、優れた研究成果を生み出すためには、研究環境の充実とともに、創造的人材の育成確保や研究者の資質向上を図ることが必要です。

- ・国の試験研究独立行政法人や大学等への派遣研修や学会、各種研究会等に積極的に研究員を派遣し、研究者の資質向上、試験研究のレベルアップを図ります。

- ・産官学の役割分担を明確化し、それぞれの特徴を十分に活用して共同研究を推進するとともに、外部の人材をアドバイザーや研究協力者として研究交流を進めます。

- ・種苗法に基づく新品種の登録や特許法に基づく特許出願等を積極的に推進します。

#### (3)成果の効果的活用と県民へのPR

- ・農林水産技術会議主催で、生産者、消費者、関係者等、幅広い県民を対象に、研究成果発表会を開催し、各試験研究機関の取組の理解促進を図ります。

- ・各試験研究機関は、分野ごとに生産者・普及機関等が集う研究会等において研究

成果を発表するとともに、マスコミやインターネット等を通じて公表し、効果的な普及を図ります。

・試験研究の内容や成果を幅広く県民に PR、普及・啓発するため、試験研究機関の一般開放をはじめとした各種関連イベントにおいて新技術の紹介を行うほか、見学者の受け入れ態勢の整備や広報活動の充実、体験学習の機会の提供等に努めます。

また、研究推進計画では前述の新戦略プランに定める重点戦略ごとに、重点的に取り組む試験研究課題を定めている。なお、農業技術振興センターの課題は【農技】、畜産技術振興センターの課題は【畜技】、水産試験場の課題は【水試】と記載している。

#### ①農業の安定経営に関する研究

- ・農家の作業技術の数値化およびデータマイニング手法の開発【農技】
- ・園芸作物の装置化・システム化生産技術の開発【農技】(再掲)

#### ②農業水利資産の保全と農業振興に関する研究

- ・持続的な農業を展開するための獣害防止技術の開発【農技】
- ・効率的で簡易な滋賀県型和牛放牧の確立【畜技】

#### ③消費者と生産者をつなぐことに関する研究

- ・市場契約等の流通を前提にした園芸作物の生産技術の開発【農技】
- ・県独自水稲品種および地域性の高い園芸品目の高品質生産技術の開発【農技】(再掲)
- ・牛肉のおいしさの分析およびおいしさ指標の数値化技術の確立【畜技】
- ・生産コストと付加価値を考慮した近江しゃもの飼育管理技術の確立【畜技】
- ・高成長系ビワマスの養殖普及拡大を目指した調査研究【水試】
- ・漁獲物の品質保持向上技術の開発【水試】
- ・食の安全を支える基盤的研究とリスク管理技術の開発【農技】

#### ④需要に応える農畜産物づくりに関する研究

- ・新規需要米の取組拡大に向けた加工技術と生産技術等の開発【農技】
- ・県独自水稲品種の高品質生産技術開発と水稲品種育成のための基盤的技術の開発

## 【農技】

- ・ 麦・大豆の高位生産安定技術確立および環境影響評価と養分動態の解明【農技】
- ・ 麦・大豆の優良品種の選定【農技】
- ・ 無人ヘリによる鉄コーティング種子の播種安定化技術の検討【農技】
- ・ 水田利用による園芸作物省力生産技術の開発【農技】
- ・ 園芸作物の装置化・システム化生産技術の開発【農技】
- ・ 高品質な近江茶の生産安定技術の開発【農技】
- ・ 肉用牛、乳用牛の省力・低コスト飼養管理技術の確立【畜技】
- ・ 哺乳子牛の省力的管理技術の確立【畜技】
- ・ 肥育牛の効率的肥育技術の確立【畜技】
- ・ 水田の高度活用により生産された飼料用米等の近江牛および乳用牛への調整・給与技術の確立【畜技】

## ⑤ 環境こだわり農業と温暖化対策に関する研究

- ・ 環境こだわり農業のさらなる推進・定着に向けた基盤的技術と生産技術の開発【農技】
- ・ 農業生態系における生産多様性の指標および評価手法の開発【農技】
- ・ 水田の冬期湛水における環境影響評価および営農面への影響調査【農技】
- ・ 温室効果ガス発生量の定量的評価と削減効果の検証【農技】
- ・ 温暖化に対応しうる水稻品種の育成【農技】
- ・ 温暖化に対応しうる水稻品種の育成基盤の技術開発【農技】
- ・ 温暖化に対応しうる水稻・園芸作物の生産技術の確立【農技】
- ・ 琵琶湖の水産物に及ぼす影響把握調査【水試】

## ⑥ 水産業の再生に関する研究

- ・ セタシジミ大型種苗の大量生産放流技術開発研究【水試】
- ・ 水位等漁場環境の変化に伴う影響の把握研究【水試】
- ・ 沿岸環境の産卵繁殖場としての機能向上のための調査研究【水試】
- ・ 天然産卵親魚資源把握のための調査研究【水試】
- ・ ホンモロコ繁殖要因解明研究【水試】

- ・内湖放流ニゴロブナ・ホンモロコの寄与率等調査研究【水試】
- ・在来魚介類資源の回復による琵琶湖漁場環境改善技術開発研究【水試】
- ・水田等を利用した種苗生産技術の開発【水試】
- ・放流種苗の水産資源への寄与状況の把握【水試】
- ・放流種苗の再生産への寄与実態の把握調査【水試】
- ・セタシジミ大型種苗の大量生産放流技術開発【水試】(再掲)
- ・琵琶湖水系産イワナ・アマゴの種苗化研究【水試】
- ・溪流マス類の放流手法に関する研究【水試】
- ・アユ冷水病ワクチンの実用化研究【水試】
- ・高成長系ビワマスの養殖普及拡大を目指した調査研究【水試】(再掲)
- ・湖産アユの特徴を発揮させる高品質な生産を目指した養殖技術開発【水試】
- ・真珠母見養成技術開発【水試】
- ・オオクチバス稚魚発生抑制調査研究【水試】
- ・生息量減少に対応した駆除手法の検討【水試】
- ・重要魚種の資源量および漁獲量の把握システム開発など資源管理型漁業推進のための調査研究【水試】

以上の各試験研究課題を試験研究機関毎に集計すると以下のようなになる。

	農技	畜技	水試	計
研究課題数	19	7	21	47

(各重点政策に重複して記載している研究課題(再掲)を除く。)

新戦略プランに基づき 5 年間に取組むべき研究課題を各試験研究機関が同レベルでとらえていると考えると、各施設の規模（予算、人員等）との整合性は取れていないと思われる。水産試験場は他の試験研究機関と比べ、研究予算は少ないが研究課題数は最も多い。多くの研究課題に取り組むことは望ましいが、一方、前述の新戦略プランの「水産業の再生」にかかる成果指標の達成率は低い結果となっている。達成率が低い原因が水産試験場にあるとは言わないが、各水産業の経済規模、費用対効果等を考慮し、研究課題の選択と集中を図る必要がないのであろうか。試験研究内容の検



討、成果等は追って記載する。

ところで、前述のとおり研究推進計画は平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間で計画期間とする計画であるが、計画期間終了後の総括がなされていない。当件について県は「計画の期間中に終了するものもあり、毎年度の研究成果の達成状況をもって評価している。」とのことである。通常、計画を立てれば PDCA サイクルを廻して計画に対する結果をチェックするのが常識と考える。チェックをしなければアクションもない。研究推進計画は上位計画である滋賀県農業・水産業新戦略プランに沿って策定されたものであり 5 年計画の総括は必要不可欠と考える。

#### 1.5.4 滋賀県農林水産関係試験研究課題評価実施要領等について

効果的・効率的な研究課題に優先的に取り組んでいくためには、研究課題選定の合理性、費用対効果の検討等を行う試験研究評価の仕組みの整備と適切な運用が極めて重要と考える。以下において、試験研究評価の仕組みを記載していく。

##### (1) 概要

農政水産部では平成 17 年 3 月に滋賀県農林水産関係試験研究課題評価実施要領等（以下「評価実施要領等」という。）を策定し、平成 19 年 3 月に改訂の後、現在に至っている。評価実施要領等は以下のとおりである。

#### 滋賀県農林水産関係試験研究課題評価実施要領

##### （目的）

第 1 条 この要領は、県の農林水産関係試験研究機関が実施する研究課題の評価（以下「研究課題評価」という。）について、「滋賀県立試験研究機関等の研究課題に関する評価指針」に基づき、必要な事項を定める。

##### （評価の対象）

第 2 条 研究課題評価の対象は、国等の別機関で研究評価を受ける課題や定例的に実施している調査・分析等を除き、県の農林水産試験研究機関が実施する全ての研究課題とし、試験研究機関等による厳正な内部評価を行う。

2 内部評価を実施した研究課題のうち、プロジェクト研究や共同研究など、滋賀県農林水産技術会議（以下「技術会議」という。）で決定した重点的な研究課題を

各専門分野の有識者等による外部評価の対象とする。

(評価体制)

第3条 研究課題評価は、内部評価および外部評価により行う。

2 内部評価を実施するため、試験研究機関ごとに内部評価会議を設置し、行政および普及関係機関等の参画を求める。

3 外部評価を実施するため、別に定めるところにより、外部評価委員を設置する。

(評価の区分と内容)

第4条 研究課題評価は、毎年実施することとし、その実施時期や性質等により次のとおり区分する。

(1)事前評価

新規に実施しようとする研究課題について、県民ニーズや農林水産行政から見た緊急性や重要性など多様な観点から、研究課題の設定時に全体計画および初年度の研究計画等に関して事前評価を行う。

(2)中間評価

原則として、研究期間が5年以上の課題を対象として、研究開始後3年を目安として、研究進捗状況を検証するとともに、社会経済情勢等の変化および研究開発の進展等を踏まえ、研究計画見直しの必要性などについて中間評価を実施する。

(3)事後評価

研究終了時に研究課題を総括するとともに、今後の研究計画の策定等に生かすため、研究目標の達成度など研究の成果について総合的な観点から事後評価を行う。

(4)追跡評価

原則として、研究終了後3年が経過した研究課題について、成果の実用化や普及状況を把握・分析し、今後の試験研究に反映させるため、事後評価に準じて追跡評価を実施する。

(評価項目)

第5条 研究課題評価は、評価の区分に応じ、以下に掲げる評価項目等により実施する。

(1)事前評価

ア 県民生活または本県農林水産業への貢献の可能性

イ 予算規模・実施体制の妥当性

ウ 目標の明確性、達成可能性

エ 緊急性、重要性、新規性等

#### (2)中間評価

ア 県民生活または本県農林水産業への貢献の可能性

イ 行政施策への反映の可能性

ウ 研究目標の達成度、達成の可能性

エ 研究計画の妥当性、進捗度等

#### (3)事後評価

ア 県民生活または本県農林水産業への貢献の可能性

イ 行政施策への反映の可能性

ウ 研究目標の達成度

エ 研究成果の波及可能性等

#### (4)追跡評価

ア 県民生活または本県農林水産業への貢献の可能性

イ 研究成果の活用状況

ウ 行政施策への反映状況

エ 研究の発展可能性

(評価の基準性)

第6条 研究課題評価は、客観的で透明性のあるものとするため、評価項目ごとに概ね5段階の評価基準を設定し、可能な範囲で定量化する。

2 外部評価については、前項の評価基準を用いるほか、必要に応じて評価委員等が行う記述によるコメントを併用することができるものとする。

(評価結果の活用)

第7条 農林水産技術会議および各試験研究機関は、研究課題評価の結果を以後の研究計画、予算の効率的な配分等に適切に反映させるものとする。

(評価結果の公表)

第 8 条 評価の結果については、個人情報または法人情報、知的所有権の取得等機密保持が必要な場合を除き、県民に分かりやすい形で公表する。

(評価結果の報告)

第 9 条 試験研究機関は、内部評価の結果を技術会議に報告するものとする。

2 国等の別機関で研究評価を受ける課題において、その評価を受けた場合は、その結果を技術会議に速やかに報告するものとする。

3 外部評価の実施結果については、技術会議が滋賀県科学技術政策推進会議に報告する。

(留意事項)

第 10 条 技術会議および各試験研究機関は、評価が円滑に実施されるよう、その実施体制等の整備充実に努める。

2 施策評価との整合を図るとともに、国等の助成試験課題に対する評価作業と重複しないよう配慮する。

3 より効果的、効率的な評価システムとなるように必要に応じ見直しを行う。

(その他)

第 11 条 この要領に定めるもののほか、研究課題評価に関して必要な事項は別に定める。

## 農林水産関係試験研究課題評価実施細則

### 1. 趣旨

本細則は、滋賀県農林水産関係試験研究課題評価実施要領（以下「要領」という。）の規定に基づく評価の実施に関し、必要な事項について定める。

### 2. 外部評価の対象課題

(1) 要領第 2 条の 2 に定める外部評価の対象とする研究課題は、原則、次のとおりとし、緊急的に実施が必要な研究課題等を除く。

①新規の実施しようとする研究課題

②複数の県立研究機関が連携して実施する、あるいは大学や企業等と連携、協力

して実施する共同研究

③その他研究の必要性や重要性等の観点から、滋賀県農林水産技術会議(以下「技術会議」という。)において外部評価が必要とされる研究

(2) 事前評価を受けて実施している研究課題について、中間、事後および追跡評価の各評価を実施する。

### 3. 評価調書の作成

(1) 要領第4条に定める各評価を実施するにあたっては、試験研究機関は、評価の区分に応じて、次のとおり研究課題評価調書を作成する。

調書名	様式	調書の作成年度
事前評価調書	様式第1号	研究実施予定前年度
中間評価調書	様式第2号	研究開始後3年目(または中間年)
事後評価調書	様式第3号	研究終了翌年度
追跡評価調書	様式第4号	研究終了後3年目

(2) 各評価については、評価項目ごとに次の5段階(1点~5点)で評価し、全項目を合計して評価点数を算定する。

点数	評価基準(説明)
5点	妥当
4点	ほぼ妥当
3点	普通
2点	やや問題あり
1点	大いに問題あり

### 4. 研究課題評価の実施手順

(1) 各試験研究機関において研究課題評価調書を作成後、内部評価会議を実施し、その結果をとりまとめ、評価実施年度の8月末までに技術会議事務局(以下「事務局」という。)に提出する。

(2) 事務局は提出された評価調書のうち、外部評価の対象となるものについて

は、関係資料を添付し、事前に外部評価委員に送付する。

- (3) 外部評価委員に対して、試験研究機関によるプレゼンテーションを行った上で、評価委員の意見を聴取する。
- (4) 評価委員は、提出書類およびプレゼンテーション等をもとに評価を行い、外部評価シート(様式第5号)を作成し、事務局に提出する。
- (5) 事務局は、提出された各評価委員の外部評価シートを外部評価結果一覧表(様式第6号)に整理する

農林水産関係の評価実施要領等をベースに、各試験研究機関で、各々の評価実施要領等を定めている。各試験研究機関の要領等は全く同じ文書ではないが、実質的に同じ内容のものとなっている。農政水産部において、要領等の細部の文言の統一までは図っていないが、必要な事項については、要領に盛り込み、適切に管理しているとのことである。以下に、参考として、農業技術振興センターのものを記載する。

#### 滋賀県農業技術振興センター試験研究課題内部評価実施要領

##### 1. 目的

本要領は、滋賀県農林水産関係試験研究課題評価実施要領(以下「要領」という。)の規定に基づき農業技術振興センターで行う内部評価の具体的な取扱いに関する事項等について定める。

##### 2. 内部評価の対象課題

要領第2条の1に定める内部評価の対象とする研究課題は次のとおりとする。

なお、新たな研究内容が伴わないで、研究課題の統廃合等により、単に研究課題名等を変更した研究課題については、原則として内部評価の対象としない。

- ① 農業技術振興センターが実施する試験研究のうち、定例的に実施している調査・分析等を除く全ての研究課題とし、原則として、事前評価については新たに次年度に実施しようとする課題を、中間・事後および追跡評価にあつてはその対象とする時点において実施している研究課題とする。

- ② 研究課題名の変更の有無にかかわらず、課題を構成する研究項目に大幅な変更を伴う等の新たな研究項目の追加や終了がある研究課題とする。

### 3. 評価調書の作成

- (1) 要領第4条に定める各評価を実施するにあたって、農林水産関係試験研究課題評価実施細則の3に定める研究課題評価調書を作成する。

調書名	様式	調書の作成年度
事前評価調書	様式第1号	研究実施予定前年度
中間評価調書	様式第2号	研究開始後3年目(または中間年)
事後評価調書	様式第3号	研究終了翌年度
追跡評価調書	様式第4号	研究終了後4年目

- (2) 評価委員が実施する各評価については、評価項目ごとに次の5段階(1点～5点)で評価し、全項目を合計して評価点数を算定する。

点数	評価基準(説明)		
5点	高い	妥当	目標(計画)以上
4点	やや高い	ほぼ妥当	目標(計画)どおり
3点	普通	普通	ほぼ目標(計画)どおり
2点	やや低い	やや問題あり	やや目標(計画)下回る
1点	低い	大いに問題あり	かなり目標(計画)下回る

### 4. 研究課題内部評価の実施手順

- (1) 各試験研究部署において研究課題評価調書を作成後、内部評価会議を開催する。
- (2) 内部評価会議において、各試験研究部署による説明を受けた上で、評価委員の意見を聴取する。
- (3) 評価委員は、提出調書および内容説明等をもとに評価を行い、内部評価シート(様式第5号)を作成し、事務局に提出する。
- (4) 事務局は、提出された各評価委員の内部評価シートを内部評価結果一覧表(様式第6号)に整理し、評価結果をとりまとめる。

- (5) 内部評価会議は、内部評価を行うとともに、併せて外部評価の対象課題案の選定について審査・決定する。

#### 5.評価結果の取扱い

- (1) 農業技術振興センターは、内部評価および外部評価の結果を受けて、次のとおり研究課題の最終的な取扱いを決定する。
- ① 事前評価を実施した研究課題において、4項目の評価点数の合計が平均で12点以上となった課題を採択する。
  - ② 中間評価を実施した研究課題において、4項目の評価点数の合計が平均で12点未満8点以上となった課題については、研究方法の修正等を行い課題を継続する。また、4項目の評価点数の合計が平均で8点未満となった課題については、原則として評価実施年度をもって終了する。
  - ③ 事前評価または中間評価等を実施した後、研究計画の変更が必要となった場合には、農林水産技術会議で了承を得る。
  - ④ 事後評価および追跡評価の結果を受けて、以後の研究計画や実施中の関連する研究課題に対する予算、人員等の資源配分に反映させる。
- (2) 上記の評価結果の取扱いについては、速やかに評価委員に報告する。

#### 農業技術振興センター試験研究課題内部評価会議設置要領

##### (目的)

第1条 この要領は、滋賀県農林水産関係試験研究課題評価実施要領(以下「実施要領」という。)第3条の規定に基づき、内部評価会議(以下「評価会議」という。)の組織および運営について、必要な事項を定める。

##### (所掌事務)

第2条 評価会議は、実施要領第4条に定める内部評価を行うとともに、研究計画の策定や研究の実施等に関して助言を行う。

##### (内部評価会議の評価委員)

第3条 評価会議は、8人以内で構成するものとし、その構成員(以下「評価委



員」という。)は十分な評価能力を有し、かつ公正な立場で評価できる農業技術振興センターのほか、普及および行政機関等の中から農業技術振興センターが要請する。

2 評価委員は、個人情報や企業秘密、知的財産の内容など研究課題評価を通じて知り得た情報の機密の保持に関する義務を負うものとする。

(座長)

第4条 評価会議に座長をおき、座長は農業技術振興センター所長が務める。

2 座長は評価会議を総括し、評価会議の議長を務める。

3 所長に事故あるときは、次長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 評価会議は、事務局の要請を受けて、座長が招集する。

2 座長は、必要に応じ、評価委員以外の者から意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 評価会議の事務局は研究企画室に置く。

(その他)

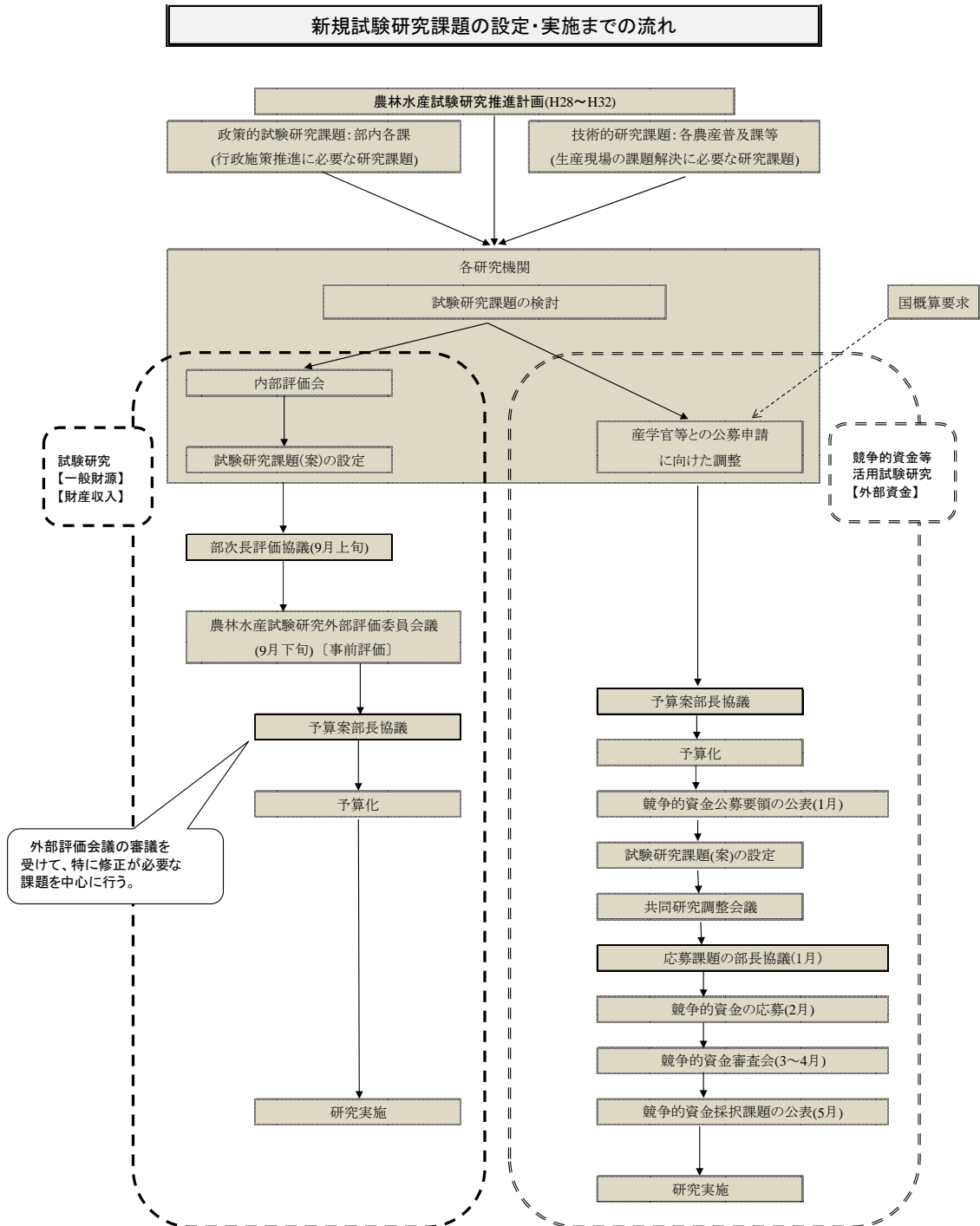
第7条 この要領に定めるもののほか、評価会議の運営に必要な事項は別に定める。

農業技術振興センター試験研究課題内部評価会議の評価委員名簿

分野	機関名	職名
研究	農業技術振興センター	所長
		次長
		次長
普及	農業技術振興センター	部長
		所長
行政	農政課	課長
	食のブランド推進課	課長
	農業経営課	課長

### 1.5.5 新規試験研究課題の設定・実施までの流れ

新規試験研究課題の設定・実施までの流れを図示したものは以下となる。



## 1.5.6 研究課題の評価について

### (1) 評価の現状

1.5.3 に記載した研究推進計画(平成 23 年度から平成 27 年度)において重点戦略ごとに重点的に取り組む試験研究課題を定めている。それらの試験研究課題について、1.5.4 に記載した評価実施要領等により、研究課題の評価を実施している。

各試験研究機関の各研究課題について評価の結果、評価の実施状況等をまとめた進行管理表が以下となる。

### ① 農業技術振興センター

別記様式  
滋賀県農林水産試験研究推進計画 進行管理表

【評価】 ◎計画どおり、○ほぼ計画どおり、△次年度から内容を見直して新たな試験項目を実施

【備考】 新計画において継続して実施する研究は、その概要を簡潔に記載ください(「継続」「一部継

試験研究課題	評価の実施状況					H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	《備考》 外部資金—外 県庁各課—令 指 導—指 継続調査—継
	H23 評価	H24 評価	H25 評価	H26 評価	H27 評価								
<b>I 農業の安定経営に関する研究</b>													
1 担い手の確保・育成													
①農家の作業技術の数値化およびデータマイニング手法の開発【農技】<H22～25年>													
・大型水田作経営における「匠(専業農家)の技」を情報技術、データマイニング手法を用いて科学的に解明し、新規就農者(従業員)等に継承する仕組みと人材育成プログラムの確立	◎	◎	◎	-	-								外
<b>II 農業水利資産の保全と農村振興に関する研究</b>													
1 滋賀らしい農村地域力の向上													
(1) 野生獣による農作物被害の軽減													
①持続的な農業を風聞するための獣害防止技術の開発【農技】<H22～24年>													
・近年、県内で被害が顕著化しているシカに焦点を当て、水稲、麦、大豆における被害回避を図る営農技術対策の体系化	◎	◎		-	-								外
<b>III 消費者と生産者をつなぐことに関する研究</b>													
1 地産地消など消費を拡大する取組の促進													
(1) 安定的かつ効率的な農畜水産物流通の促進													
①市場契約等の流通を前提にした園芸作物の生産技術の開発<H23～25年>													
・市場契約・加工業務用野菜(カボチャ、キャベツ、サトイモ等)を中心に、集落営農組織や大規模担い手農家が大量な栽培の導入を可能とする機械化省力生産技術の確立および輪作モデルごとの経営評価の実施	○	◎	◎	-	-	事前評価 内部・外部						事後評価 内部	
・新規で稲作農家や集落営農組織が大規模な栽培の導入を可能とする短茎小ギクの省力安定生産技術の確立			-	-	-	事前評価 内部・外部						事後評価 内部	
3 食の安全と消費者の信頼確保													
(1) 生産段階における自主的な管理の促進および農業等の適正使用の推進													
①食の安全を支える基盤的研究とリスク管理技術の開発【農技】													
・小麦、大豆のカドミウム吸収抑制技術の開発および収穫前段階でのカドミウム汚染リスク予測技術の開発<H20-H24>	◎	◎	-	-	-								外

IV 需要に応える農畜産物づくりに関する研究

1 水田の有効活用

(1) 水田の利活用と主食用米以外の作物の生産拡大

①新規模粟米の取組拡大に向けた加工技術と生産技術等の開発【農技】

・米粉を利用した洋菓子加工技術の確立に向けて、民間企業との協働のもと、製粉方法および品種による適性比較試験の実施および硬化抑制技術の開発 <H23-H24>	◎	◎	-	-																指
---	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

2 近江米等の生産振興

(1) 「高品質」「安全安心」「おいしい」近江米の生産振興

①県独自水稲品種の高品質生産技術開発と水稲品種育成のための基盤的技術の開発【農技】

・玄米千粒重が大きい「秋の詩」については、粒厚の年次間変動が大きいので、この年次間変動の縮減に向けた肥培管理技術の開発 <H23-H25>	◎	◎	◎	-	-															令
--	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

(2) 需要者ニーズに応える麦・大豆の生産振興

①麦・大豆の高産安定技術確立および環境影響評価と養分動態の解明【農技】

・耕盤破壊による根域拡大、深層追肥、土壌水分管理を組み合わせた麦・大豆の多収生産技術の確立 <H23-H25>	○	◎	◎	-	-															外
・需要増大が予想されるパン用小麦の品種選定および栽培マニュアル作成 <H23-H25>	◎	◎	◎	-	-															令
・水田輪作体系における地下水制御システム導入による琵琶湖等の水質保全に配慮した環境負荷低減型高産安定生産技術の開発 <H23-H25>	◎	◎	◎	-	-															外

②麦・大豆の優良品種の選定【農技】

・麦では、加工適性など実需者ニーズを重視し、生育特性、病害虫抵抗性およびカドウム低吸収性等に配慮した優良品種の選定 <H23-H27>	○	◎	◎	◎	◎															令
・大豆では、豆腐加工適性など実需者ニーズを重視し、生育特性、収量性や機械化への適性を重要視した優良品種選定 <H23-H27>	○	◎	○	○	◎															令
・国内において育成される早播き、遅播きに対応できる品種の本県における適応性評価および導入可能性の検討(上記、麦、大豆参照)	-	-	-	-	-															

(3) 米・麦・大豆の低コスト生産技術の普及

①無人ヘリによる鉄コーティング種子の播種安定化技術の検討【農技】

・飼料用稲の無人ヘリを使用した鉄コーティング種子の播種安定化技術の検討 <H23>	◎	-	-	-	-															外
--	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

3 園芸作物等の生産振興

(1) 水田を利用した園芸品目の生産拡大

①水田利用による園芸作物省力生産技術の開発【農技】

・果樹では、新規就農者に向けた生産技術としてこれまで開発してきたカキ、イチジク等のポット栽培に加え、安定した需要が見込まれるブルーベリー、モモのポット栽培等の生産技術の開発 <H22-H26>																					中間検討 内部	事後評価 内部
・ブルーベリー	○	○	○	-	-																	
・モモ	○	◎	◎	○	-																	
・花では、新規で稲作農家や集落営農組織が、大規模な栽培の導入を可能とする短茎小ギクの省力安定生産技術の確立、少量土壌培地耕による草花類(トルコギキョウ、アスター、ストック等)生産技術のマニュアル化 <H23-H25>																					事前評価 内部・外部	事後評価 内部
(短小ギク)	◎	◎	◎	-	-																	
(草花類)	○	◎	◎	-	-																	

(2) 特色ある園芸品目の生産拡大

①園芸作物の減量化・システム化生産技術の開発【農技】

・野菜では、少量土壌培地耕を用いた半促成キウリの増収技術試験、苗箱らく楽培地耕における主要品目の適応性試験の実施<H22-H24>																						事後評価 内部
・少量土壌培地耕	○	◎	-	-	-																	
・苗箱らく楽培地耕	○	◎	-	-	-																	



③温暖化に対応する水稲・園芸作物の生産技術の確立【農技】

・高温条件下において玄米品質が優れる水稲の理想的な生育パターンおよび窒素保有パターンの解明と、窒素素を用いた施肥素動態解析等による幼穂形成期までの生育状況に応じた穂肥施用法の開発(水稲早生品種(コシヒカリ等)の高温登熟に対する理想生育相の解明と施肥技術の確立) <H22-H26>	◎	◎	◎	◎	-														外	
・夏期における露地野菜苗の生育改善技術、施設野菜(トマト)の周辺環境制御や給液管理技術の確立等、各品目で生じている高温障害への対策技術の確立 <H22-H24>																				
・露地野菜苗	○	-	-	-	-															事後評価 内部
・トマト	○	◎	-	-	-															
・底面給水育苗法	-	◎	-	-	-															

事前評価では内部評価および外部評価の対象にしているのに、中間評価や事後評価では外部評価の対象としていない研究課題が散見される。当件については内部評価を実施した研究課題のうち、新規に実施しようとする研究課題を優先して外部評価の対象課題としているとのことである。しかし、前述の「農林水産関係試験研究課題評価実施細則」2 外部評価の対象課題(1)①として「新規に実施しようとする研究課題」を挙げているが、(2)として「事前評価を受けて実施している研究課題について、中間、事後および追跡評価の各評価を実施する。」としており、事前外部評価を実施した研究課題について、以後の外部評価を省略できる旨の定めはない。外部評価につき、決められたルールどおりに運用されていない。

② 畜産技術振興センター

滋賀県農林水産試験研究推進計画 進行管理表

試験研究課題	評価の実施状況					評価の実施状況							
	H23 評価	H24 評価	H25 評価	H26 評価	H27 評価	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	
<b>I 農業の安定経営に関する研究</b>													
<b>II 農業水利資産の保全と農村振興に関する研究</b>													
1 滋賀らしい農村地域力の向上													
(1) 野生獣による農作物被害の軽減													
<b>②効率的で簡易な滋養果型和牛放牧の確立【畜技】</b>													
・耕作放棄地等農地や森林などで活用できる小規模な移動放牧および放牧肥育技術の確立	○	○	○	○	○								
<b>III 消費者と生産者をつなぐことに関する研究</b>													
2 県産農畜水産物による滋賀の地域ブランド力の向上													
(1) 近江米、近江牛、近江茶、湖魚など個別製品のブランド力を高める取組への支援													
<b>②牛肉のおいしさの分析およびおいしさ指標の数値化技術の確立【畜技】</b>													
・おいしさに富んだ牛肉生産技術の確立を継続実施するとともに、おいしさについて、主観的な判断だけでなく、オレイン酸等モノ不飽和脂肪酸などの分析結果に基づいた客観的・科学的な評価技術の確立	○	◎	◎	◎	◎						事前評価 内部・外部	事後評価 内部・外部	事後評価 内部・外部

③生産コストと付加価値を考慮した近江しゃもの飼養管理技術の確立【畜技】

・近江しゃもの客観的な肉質評価技術の確立	○	×								事後評価 内部				
・近江しゃものおいしさと低コストを両立させた飼養技術の確立	-	-								事前評価 内部				

IV 需要に応える農畜産物づくりに関する研究

4 近江牛等の生産振興

(1) 近江牛等の生産拡大

①肉用牛、乳用牛の省力・低コスト飼養管理技術の確立【畜技】

・畜舎増設を伴わない周年放牧など、耕作放棄地等地域資源の有効利用と規模拡大に対応する省力的家畜飼養管理技術の確立	-	△	○											
・免疫の賦活化や抗酸化機能を有する機能性飼料を和牛繁殖牛に給与することにより、繁殖成績を向上させるとともに子牛の損耗を防止する技術の確立	-	-	-	◎				外部資金 (不採択)	外部資金 (不採択)		外部資金 (不採択)	外部資金 (不採択)		

②哺乳子牛の省力的管理技術の確立【畜技】

・省力的かつ効率的に安定した子牛の発育が得られる哺育育成システムの検討	-	-	◎	-	◎					事前評価 内部・外部				
-------------------------------------	---	---	---	---	---	--	--	--	--	---------------	--	--	--	--

③肥育牛の効率的肥育技術の確立【畜技】

・肥育牛の能力を無理なく最大限に引き出すため、子牛特性に合わせた高度栄養、飼養管理技術等効率的な肥育技術の開発	-		◎	◎	◎					事前評価 内部・外部				事後評価 内部・外部
---	---	--	---	---	---	--	--	--	--	---------------	--	--	--	---------------

(2) 県内産自給飼料の活用

①水田の高度活用により生産された飼料用米等の近江牛および乳用牛への調整・給与技術の確立【畜技】

・近江牛における飼料用米等の給与による肉量や肉質への影響および効率的な給与技術の確立	◎	◎	◎	◎	◎					事前評価 内部・外部		事後評価 内部・外部		事後評価 内部・外部
・乳用牛における飼料用米の給与による乳量、乳質や繁殖性への影響および効率的な給与技術の確立	◎	○	◎	-	-		事前評価 内部・外部					事後評価 内部		
・乳用牛における飼料用米、稲WCSを最大限に活用した給与技術の確立	-	-	○	○	○					事前評価 内部・外部				
・稲わらの飼料利用率を向上させるため、生稲わらのサイレージ調製過程でのβ-カロテン含量のコントロール技術の確立	-	-	◎	◎	○					事前評価 内部・外部				

農業技術振興センターと同様に、事前評価では内部評価および外部評価を実施しているのに、以後は外部評価を省略している研究課題がある。外部評価につき、決められたルールどおりに運用されていない。

また、上記Ⅲ. 2.(1)③「近江しゃものおいしさと低コストを両立させた飼養技術の確立」については、平成 25 年以降実施するため事前評価を受けたが、その後試験研究は行っていない。種卵の安定供給に専念するよう方針が変わったことから試験研究は実施していないということである。しかし、当該研究課題は「しがの農業・水産業新戦略プラン」を上位計画として策定された「滋賀県農林水産試験研究推進計画」で具体的に定められた「重点的に取り組む試験研究課題」である。通常は重点的に取り組む研究課題を実施しないことは考えられない。

### ③ 水産試験場

別記様式  
滋賀県農林水産試験研究推進計画 進行管理表

【備考】 新計画において継続して実施する研究は、その概要を簡潔に記載ください(「継続」「一部継続」の別を記載)。

試験研究課題	H23 評価	H24 評価	H25 評価	H26 評価	H27 評価	評価の実施状況						(備考) 外部資金—外 県庁令達—令 指 導—指 継続調査—継					
						H22	H23	H24	H25	H26	H27		H28				
<b>Ⅲ 消費者と生産者をつなぐことに関する研究</b>																	
2 県産農畜水産物による滋賀の地域ブランド力の向上																	
<b>④高成長系ビワマスの養殖普及拡大を目指す調査研究【水試】</b>																	
・高成長系ビワマスの全雌三倍体安定大量生産技術開発および普及現場での実証的養殖研究	○	○	○	◎	○								中間評価内部			中間評価内部	
<b>⑤漁獲物の品質保持向上技術の開発【水試】</b>																	
・漁獲直後の漁獲物の取扱方法の検討や新たな冷凍保存技術の評価	-	-	-	◎									事前評価内部 外部				外
<b>V 環境こだわり農業と温暖化対策に関する研究</b>																	
2 農業・水産業からの温暖化対策																	
(2) 温暖化に適応した農業・水産業の推進																	
<b>④琵琶湖の水産生物に及ぼす影響把握調査【水試】</b>																	
・イサザなど重要水産資源について、分布状況とその環境を把握するとともに、水温上昇、低酸素化となった場合の影響を実験的に調査、また、これら影響対策としての増殖手法を検討	◎	◎	◎	○													外
<b>Ⅵ 水産業の再生に関する研究</b>																	
1 漁場と産卵繁殖場の整備・保全による自然生産力の向上																	
(1) 砂地造成																	
<b>①セタシジミ大型種苗の大量生産放流技術開発研究【水試】</b>																	
・飼育試験による最適な餌料生物、給餌方法、収容密度の把握	◎	○	○	○	○								事後評価内部			追跡評価内部	継 令 (H23終了した課題は外部委託研究であったが評価対象とした)
・標識放流手法の開発と放流サイズ、時期の検討	◎	○	○	○	△												継 令
(2) ヨシ帯等造成																	
<b>①水位等造流環境の変化に伴う影響の把握研究【水試】</b>																	
・天然ヨシ帯と造成ヨシ帯におけるニゴロブナ稚魚の生残状況の評価	○	◎	○	○	○												継 令
<b>②沿岸環境の産卵繁殖場としての機能向上のための調査研究【水試】</b>																	
・天然ヨシ帯を含め様々な水辺移行帯での産卵繁殖機能の評価と機能向上の検討	-	○	○	○	○												継 令
<b>③天然産卵魚資源把握のための調査研究【水試】</b>																	
・ニゴロブナの資源構造解析による親魚の年齢構成の把握	○	○	○	○	◎												継 令





3 水産有害生物駆除による漁場の保全  
(1) 外来魚対策

①オオクチバス稚魚発生抑制調査研究【水試】

・効率的な駆除事業が展開できるよう、オオクチバスの行動特性を把握するとともに、各種駆除漁法の特性を評価	○	◎	◎	◎	◎														継 令
---	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	-----

②生産量減少に対応した駆除手法の検討【水試】

・オオクチバス、ブルーギルの繁殖時や冬期に網集する水域での効果的な駆除手法等の検討	○	◎	◎	◎	◎														外 (外部委託研究であったが、委託更新時に評価対象とした)
---	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----------------------------------

4 水産業の持続的発展

(1) 資源管理型漁業の推進

①重要魚種の資源量および漁獲量の把握システム開発など資源管理型漁業推進のための調査研究【水試】

・漁況調査、漁獲日誌等からの漁獲量把握手法の開発	△	○	△	△	△														継 令
・漁獲物調査による年齢組成などの資源構造の解析	◎	◎	◎	◎	◎														継 令

「滋賀県農林水産関係試験研究課題評価実施要領」では、国等の別機関で研究評価を受ける課題や定例的に実施している調査・分析等は研究課題評価の対象から除くとしている。これは国等の助成試験研究課題に対する評価作業と重複しないよう配慮しているものであり、より効果的・効率的な評価システムとするためである。ところが、水産試験場では外部委託研究等であっても内部評価・外部評価の対象としているものが散見される。また、事前の内部評価および外部評価を実施しているのに事後の外部評価を行っていないものや、同様に事前評価は行っているのに中間評価を行っていないものもある。研究評価につき、決められたルールどおりに運用されていない。

農業技術振興センター、畜産技術振興センター、水産試験場はいずれも上記のとおり「評価実施要領」「評価実施細則」に定められたルールどおりに運用されていない。過重な評価作業負担を排除し、かつ、効率的・効果的な研究評価を実施するため、各試験研究機関の勝手な運用を見直し、標準化を徹底する必要がある。

(2) 評価の検討

①推進管理表

各試験研究機関は毎年「滋賀県農林水産試験研究推進計画進行管理表」により研究課題の総合評価を行っている。評価は「◎計画どおり、○ほぼ計画通り、△次年度から内容を見直して新たな試験項目を実施」となっている。◎、○、△は各研究機関が内部で行い、所管課と調整し決裁手続後に農林水産技術会議事務局に報告している。

◎、○、△の評価レベルについて、客観的な評価指標はない。これは研究成果が現場に普及し、その効果が生じるまである程度時間を要することを考慮すると、定量的な指標を設定することは難しいためということである。

◎、○、△は年度ごとの進行管理として成果を評価しているものである。研究成果としての経済効果を指標とする必要はないが、第三者も理解し得る透明性のある客観的な評価を実施すべきと考える。

## ②外部評価について

内部評価を実施した研究課題のうち、プロジェクト研究や共同研究など、農林水産技術会議で決定した重点的な研究課題を各専門分野の有識者等による外部評価の対象としている。評価体制や評価項目等は前述の「評価実施要領」に記載のとおりである。

外部評価委員は2～3年ごとに見直されている。過去5年間の委員および出欠状況は以下となる（敬称略）。

平成26年9月1日～平成28年8月31日

分野		委員名	所属	役職	H26出席	H27出席
大学・研究機関等	農業	白岩 立彦	京都大学大学院農業研究科	教授(作物学)	○	○
	農業	鈴木 一実	滋賀県立大学生物資源管理学科	教授(植物病理学・作物保護学)	○	○
	農業	佐藤 隆徳	(独)農研機構近畿中国四国農業研究センター	研究領域長(環境保全型野菜)	○	○
	畜産	松井 徹	京都大学大学院農業研究科	教授(動物栄養学)	○	○
	水産	荒井 修亮	京都大学フィールド科学教育研究センター	教授(海洋生態系部門)	○	欠
	環境	菊池 玲奈	結・社会デザイン事務所	代表	○	○
生産・流通・消費関係	農業	上田 和子	JALが女性会議	副会長	○	欠
	農業	松井 博之	(株)長浜合同青果	社長	○	欠
	畜産	荻野 幸康	滋賀県農業共済組合	家畜部長	○	○
	水産	地村 由貴人	滋賀県漁業協同組合連合会	指導部長	○	○

平成 23 年 8 月 22 日～平成 26 年 8 月 21 日

分野		委員名	所属	役職	H23出席	H24出席	H25出席
大学・研究機関等	農業	白岩 立彦	京都大学大学院農業研究科	教授(作物学)	○	○	○
	農業	佐藤 隆徳	(独)農業・食品産業技術総合研究機構近畿中国四国農業研究センター	研究領域長(環境保全型野菜)	○	○	○
	畜産	松井 徹	京都大学大学院農業研究科	教授(動物栄養学)	○	○	欠
	水産	光永 靖	近畿大学農学部水産学科	講師(漁業生産システム)	○	欠	欠
	森林	鳥居 厚史	(独)森林総合研究所関西支所	地域研究監	○	○	○
生産団体・流通・関係	農業	中栄 重雄	滋賀県農業協同組合中央会	農業対策部審議役	○	○	○
	畜産	正田 忠一	(社) 滋賀県畜産振興協会	会長	○	○	○
	水産	谷 一広	南郷水産センター	所長	○	○	○
	森林	樋榮 浩之	滋賀県林業研究グループ連絡協議会	副会長	○	○	○
消費者代表	消費者	間宮 扶美代	こだわり滋賀ネットワーク	サブスーパーバイザー(野洲市南桜)	○	○	○

委員は「大学・研究機関等」と「生産・流通・消費関係」から各々選任されているが、留意すべきは、畜産、水産はそれぞれの関係から1名ずつの計2名の委員となっていることである。上記に出欠状況を記載しているが、委員の方が欠席された場合、畜産、水産は、その年度の評価については各分野の専門家は1名のみでの対応になってしまうことになる。

農業分野の専門家の委員はいるものの、それで「各専門分野における有識者による外部評価」といえるのであろうか。おそらく水産に係る研究課題の内容は、農業の専門家では詳細には判断できないものと推察する。農政水産部の試験研究機関として総合的な評価を受けることは重要であるとのことであるが、外部評価が機能するためには、研究課題実施要領に記載のとおり、「各専門分野の有識者等」により評価されなければならないと考える。

また、農業関係の試験研究機関は、いずれも農業、畜産、水産の各産業に密着した試験研究を実施しており、その意味では、研究成果を受け入れる実際の担い手が必要

とする研究課題であることが極めて重要となってくる。生産・流通・消費関係からの委員を選任しているものの、実際の各産業の担い手を代表しているとはいえない。外部評価のあり方を再検討いただきたい。

### ③ 評価指標の明確化について

研究課題を設定する場合、その目指すべきゴールが明確になっていて、はじめて合理的かつ効果的な研究計画が策定できると考える。各研究課題の目指すべきゴールは可能な限り客観性を持った数値目標が望まれる。現在、事前評価調書において「期待される成果」の記載欄があり、そこには「最終的な技術開発の目標や到達点、成果の活用方策、波及効果等について、数値等を用いてできるだけ具体的に記載する。」としているが、監査人が事前評価調書を査閲しても数値等を用いて具体的に記載されているものは非常に少ない。また、事後評価調書では、当初期待された成果に対する「研究の成果」「成果の活用」を記載する仕組みになっているが、数値等を用いた記載が少ないため客観性に欠ける。追跡調査も含め試験研究成果の定量的な評価が可能なものについてはその徹底を図るなどの改善が必要と考える。

## 1.5.7 農業、畜産、水産にかかる組織の統合について

### (1) 概要

平成10年12月策定の行政改革大綱に基づき、農業研究の横断的な対応、研究成果の迅速な普及を図るため、平成12年4月に農業試験場、農業大学校、茶業指導所、畜産技術センターを統合し、農業総合センターを設置したが、平成17年4月の改正農業改良助長法施行により、普及事業の高度化および試験研究機関との緊密な連携が求められることとなったことから、本庁から普及事業の企画調整機能を移管するとともに、試験研究と連携した高度な技術の普及活動を広域的に行う普及部を新設するなど、畜産を除く農業部内の大幅な拡充を図る必要が生じた。一方、畜産部内においては、人畜共通感染症対策に関わって家畜保健衛生所との連携を強化する必要が生じたこと、また、畜産部内は統合後も畜産課との縦のつながりが強く、課題対応のためには、縦系列のメリットを生かした方が効果的であることから、畜産部内を農業総合センターから分離し、農業技術振興センターと畜産技術振興センターに再編している。

## (2) 地方独立行政法人制度の導入について

### ①概要

地方独立行政法人制度は、地方公共団体における行政改革をより一層適切に推進していくための新たな手法として位置づけられるものである。地方独立行政法人の設立は地方公共団体の自主的な判断によるものであるが、対象となる事務、事象についてその廃止や民間譲渡の可能性について十分な検討を行った上で、地方公共団体が自ら実施するよりも地方独立行政法人を設立して行わせる方が効率的・効果的に行政サービスを提供できると判断される場合に地方独立行政法人制度によることが適当とされている（平成15年7月17日付け総務省自治行政局長、自治財政局長、文部科学省高等教育局長通知）。

滋賀県では、それを受けて平成15年12月に政策調整部経営改革支援室が「地方独立行政法人制度の導入にかかる1次検討の結果について」を公表しており、そのなかで、試験研究機関について以下のように記載している。

#### （課題）

・地球環境問題の解決や、自律・創造的な地域経済の発展、豊かな県民生活の実現といった科学技術政策の基本的な目標を達成するうえで、公設試験研究機関は重要な役割を担っている。試験研究が県の政策目標に沿ったものようになるよう、公設試験研究機関全体をマネジメントする必要がある。また、課題の解決に向けた各機関の横断的な取り組みや、大学、民間企業も含めた連携についても積極的に進める必要がある。

・効率的、効果的な試験研究を推進するため、研究についての目標設定や、研究課題・成果を客観的に評価するしくみの構築が必要である。

#### （他府県の状況）

・岐阜県、三重県においては、試験研究機関が統合されている（広島県でも統合の予定）。

#### （今後の検討の方向）

・個々の試験研究機関は小規模であり、単独で独立行政法人化しても、弾力的かつ柔軟な予算の活用や組織、人員の配置といった制度のメリットを十分に発揮でき

ず、設立時のコストを考えると引き合わないことから、独立行政法人化について判断する前に、業務量のまとまりが求められる。

・現在、政策調整部において、総合的な科学技術振興体制の整備について検討を進めているところであり、この中で上記の課題についても検討を進める。

## ②検討

前述のとおり、滋賀県では琵琶湖環境研究推進機構として各試験研究機関の横断的な組織が発足しているが、各試験研究機関の総合力が求められている状況において、全ての試験研究機関を統合し、独立行政法人化することも考えられる。

当件についての農政水産部の意見は以下のとおりであった。

農政水産部としては、以下の理由から、試験研究機関の統合および独法化は考えていません。

(理由)

① 平成 15 年度の独法化検討の結果、4 機関を統合した農業総合センター(当時)でさえ、小規模で独法化のメリットを十分発揮できず、設立のコストに見合わないと言われたこと。

② 統合等、組織の検討は、緊急時の迅速な対応をはじめ、県民サービスの向上を第一に、人事や予算など様々な要素を勘案して行うものであるが、当部は、人畜共通感染症への迅速な対応を行うため、一旦農業総合センターに統合した畜産技術振興センターを再び分離し、家畜保健衛生所との連携を強化するとともに、畜産課長の指揮下に戻した経緯があり、各機関が主管課との縦系列のメリットを生かした現在の 3 機関体制が最適であると思われること。

③ 統合のメリットとして、管理部門の事務職員の効率化があげられますが、農業総合センターの例をみると、平成 17 年度に畜産技術振興センターが分離した後も増員はせず、すでに統合時よりも効率化を図っていること。

④ 琵琶湖環境研究推進機構は、組織ではなく、各機関が独立性を維持し、専門性を発揮しながら、琵琶湖環境に係る共通の課題に対して、行政と試験研究機関の枠

を超えて対応しようとするゆるやかな連携の仕組みであり、本県の実情に即した、現実的な対応と思われること。

⑤ 他県の例として、複数の試験研究機関を統合した団体の担当者から聴取したところ、統合に費やした労力に見合った効果をあげられていないとのことで、三重県では統合が解消され、長崎県も同様の状況と把握していること。

県の説明および他府県の状況より判断し、独法化のメリットは少ないと考えられる。

### (3) 農業、畜産、水産の統合について

農林水産業基本計画や農林水産試験研究推進計画は農業・畜産・水産が相互関連性を持ち一元的に管理されている。滋賀県の農林水産業全体をとらえた施策の必要性からの対応と考えられる。従って3つの各試験研究機関を組織的に統合し、農政水産部管轄のひとつの試験研究機関とすることも考えられる。近畿6県では大阪府は独法化し、京都府と兵庫県は統合している。

(都道府県の試験研究機関の統合状況)



都道府県の試験研究機関の統合状況(農業部門と水産部門の統合状況)(H27.4.1現在)

都道府県名	①		統合機関名	他に統合している分野	②		③	
	農業・水産 統合あり	時期			農業・水産 統合なし	水産系 研究機関なし		
北海道	○	H22	総合研究機構	畜産、林業、環境、工業系				
青森県	○	H21	産業技術センター	畜産、林業、食品、工業系				
岩手県					○			
宮城県					○			
秋田県					○			
山形県					○			
福島県					○			
茨城県					○			
栃木県					○			
群馬県					○			
埼玉県							○	
千葉県					○			
東京都							○	
神奈川県					○			
新潟県					○			
富山県	○	H20	農林水産総合技術センター	畜産、林業、食品				
石川県					○			
福井県					○			
山梨県					○			
長野県					○			
岐阜県					○			
静岡県					○			
愛知県					○			
三重県					○			
滋賀県					○			
京都府	○	H21	農林水産技術センター	畜産、林業、生物資源				
大阪府	○	H19	環境農林水産総合研究所	畜産、林業、環境、食品等				
兵庫県	○	H14	農林水産技術総合センター	畜産、林業				
奈良県							○	
和歌山県					○			
鳥取県					○			
島根県					○			
岡山県	○	H22	農林水産総合センター	畜産、林業、生物科学				
広島県	○	H19	総合技術研究所	畜産、林業、保健、環境、食品、工業系				
山口県					○			
徳島県	○	H25	農林水産総合技術支援センター	畜産、林業				
香川県					○			
愛媛県	○	H20	農林水産研究所	畜産、林業				
高知県					○			
福岡県					○			
佐賀県					○			
長崎県					○			
熊本県					○			
大分県	○	H22	農林水産研究指導センター	畜産、林業				
宮崎県					○			
鹿児島県					○			
沖縄県					○			
合計	11				33		3	

・地方行財政調査会資料および各都道府県HPより滋賀県農政水産部農政課作成

水産を含めた統合に関する県の意見は以下のとおりである。

平成 12 年度に、畜産技術センター、農業試験場、農業大学校、茶業試験場の 4 機関を統合し、農業総合センターを設置した目的は、農業研究の横断的な対応を図ることにより、農業の一分野である畜産は統合の対象としましたが、農業に含まれない水産部門は対象としていません。

#### 水産部門を対象としなかった理由

組織改編にあたっては、県民サービスの維持・向上を第一に、業務上のつながりや人事等の要素を考慮し、他県の成功事例も参考にしながら、効果的・効率的な体制を検討することとしています。

水産部門は、農業と畜産に比べて業務上のつながりが薄いことや、農業職や畜産職のように人事交流がない水産職の職場であること、さらに、当時、全国的にも農業と水産の試験研究機関を統合していた事例は、のちに統合を解消する三重県や和歌山県などに留まり、成功事例が乏しかったことがあります。

同じ農業の一分野でありかつ業務上もつながりのある畜産技術振興センターでさえ、統合後 5 年で再び独立させるという判断に至った本県の経験則に照らして考えると、水産試験場の統合は、上記のような理由から、畜産技術振興センター以上に難しかったのではないかと思います。

#### 農業と水産の試験研究機関の統合状況

「京都府、大阪府、兵庫県はいずれも農林水産技術センターとして、農業、畜産、水産を一括した組織となっています」という御指摘ですが、平成 27 年 4 月現在の全国状況をみると、農業と水産の試験研究機関を統合している都道府県は、水産部門のない 3 団体を除く 44 団体中 11 団体に留まり、3/4 を占める 33 団体は統合を行っていない状況にあります。(別添資料参照)

組織改編にあたり、各県の組織担当部署は、情報交換し、他県の成功事例を踏まえて検討を行っているため、総務事務の集中化が全国に広がったように、自らの県においても多くのメリットが見込まれる成功事例については、追随し全国的に広が

りをみせるところです。

このような中、農業と水産の試験研究機関の統合は、11 団体に留まり広がりが見られないことから、同じく 7 団体に留まり広がりが見られない試験研究機関の独法化と併せて、その理由を慎重に見極める必要があると思われま

#### 組織統合や独法化と人事・人材育成について

組織統合や独法化を考える上では、その団体における人事や人事ローテーションを通じた人材育成等に配慮する必要があると考えま

例えば、本県の農業職の場合、普及現場で農家のニーズを把握し、行政の職場で行政課題を把握し、試験研究機関でそれらを踏まえた研究を行い、また、普及現場へ異動して研究成果を還元するといった人事ローテーションを通じて人材育成を行い、県民サービスの向上を図っています。

一般に、組織統合や独法化によって、統合後の組織の長に強い人事権が付与され、人事の自由度が高まることがメリットの一つとされていますが、大阪府のように、試験研究機関に配属された職員は、ほぼ異動しない団体と本県を一律に論じること

近年は水田の高度活用により生産された飼料用米等や水田等を利用した種苗生産技術の開発など環境的側面も含め、農業・畜産・水産に共通する課題も増えてきていると思われる。新戦略プランにおいても、耕畜連携・魚のゆりかご水田・家畜飼料の県内自給率等各試験研究機関に相互に関連する課題が多く示されている。また、組織の統合により、庶務業務や施設管理の効率化も見込める。

前述のとおり、県は環境や水産などに関係する琵琶湖の課題に対して、分野横断による総合的な解決を図るために、平成 26 年 4 月に琵琶湖環境研究推進機構を設置した。当該推進機構は組織ではなく、各機関が独立性を維持し専門性を発揮しながら、琵琶湖環境に係る共通の課題に対して行政と試験研究機関の枠を超えて対応しようとするゆるやかな連携の仕組みである。これは、換言すれば責任と権限を有しない連携といえる。責任と権限を有した組織でない限り分野横断的な研究課題の積極的な取

り組みは難しいと考える。

組織の統合は各種意思決定の遅延を招くほか、各試験研究機関とも、庶務業務等の担当はすでに最小執行体制になっており効率化の余地は少ないとのことであるが、将来に向けては、引続き検討課題としていただきたい。

### 1.5.8 花・果樹研究部について

#### (1) 概要

農業技術振興センターは、花・果樹研究部を有している。花・果樹研究部は栗東市荒張に昭和 38 年に移転し、昭和 40 年には本館が竣工し、長い歴史を有している。なお、そ菜係（野菜）は昭和 49 年に農業技術振興センターのある近江八幡市安土町に移転している。花・果樹研究部の総面積は宅地(10,806 m<sup>2</sup>)樹園地(68,363 m<sup>2</sup>)畑地(19,315 m<sup>2</sup>)山林(51,052 m<sup>2</sup>)の合計 149, 536 m<sup>2</sup>の広大な土地である。山林のうち一部に未利用地があるものの長年に渡り当該広大なほ場で花・果樹の試験研究を行っている。現在の人員は研究職員 6 名、技能労務職員 4 名、非常勤嘱託職員 2 名の計 12 名と常勤でない日々雇用職員 7 名で運営されている。なお、滋賀県における平成 27 年の産出額は花きが 12 億円、果樹が 7 億円で、全国順位としては、花きが 44 位、果樹が 47 位と低迷が続いている。

#### (2) 検討

栗東市に花・果樹の広大な試験研究機関を設置して、50 年以上経過し、毎年試験研究を継続しているにもかかわらず、滋賀県の花・果樹の産出額が低迷していることをどのように考えたらよいのだろうか。本県は水田農業が主体であることから果樹栽培面積は少なく、平成 27 年度の果樹産出額は 7 億円と県内農業産出額に占める割合もわずか 1%にとどまっている。これは果樹栽培に適した畑地が少ないこと、棚やハウス等の施設整備に初期投資が多くかかること、成園化までの未収益期間が長いこと等が障壁となっており、さらに、多くの既存産地では生産者の高齢化が進み、廃園も増加しつつあることによる。適切な試験研究が 50 年以上続けられていたと仮定すれば、滋賀県の自然環境（気候や土壌等）や市場環境等が急激に変化しない限り、今後の直植えの生産量が著増するとは考えにくい。滋賀県はその状況を十分に認識し、花・果

樹研究部を農業技術振興センターの設置されている安土町へ統合することも視野に入れ、費用対効果、施設の効率的・効果的運営を見直さなければならないと考える。

当件について県の見解は「果樹では、滋賀県での栽培適性を調査するため、系統適応性試験を実施しております。(ブドウ 22 品種、ナシ 23 品種、モモ 15 品種、カキ 13 品種)。この試験は露地で各品種を栽植し、栽培特性、果実の品質等を調査するものであり、露地ほ場が必要となります。この系統適応性試験の結果に基づき、滋賀県に適合することが明らかになった樹種・品種について、ポット栽培、低樹高栽培、根域制限栽培等の試験研究を実施しています。また、果樹では同じ場所に同じ樹種を作付すると、連作障害が発生するため、連作障害を回避するためには、次期栽培予定地を確保しておく必要があります。一方、近江八幡市安土町大中の本場は干拓地で、地下水位が高く、果樹栽培には適していないこと、また、敷地に余裕がなく、各種研究に係る施設もないことから、統合は困難であると考えております。花きは、研究を施設で行っていますが、施設での試験には厳密性・正確性が求められるため、ガラス温室で実施しています。本場に統合する場合、花き研究に使用できる余剰な施設はなく、新設する必要がありますが、新設にかかる経費は莫大となります。また、花・果樹研究部本館については耐震診断の結果、問題がないこと、現有施設は継続して使用可能であることから、現在地での研究継続が適当であると考えております。」ということである。

広大なほ場を使用すれば、当然であるが、それだけ保有コスト、メンテナンスコスト等を要する。安土町への移管統合は難しいにしても、花・果樹研究部については、育苗施設等の空き施設を有効利用したポット栽培や、低樹高栽培、根域制限栽培等の早期成園化技術の研究が増加していることから、現在、試験研究用に植樹している果樹等は、すべてが必要不可欠なものであるのかをしっかりと見直し、必要最小限の規模に見直す必要がある。ほ場を縮小すれば肥料農薬等のコスト削減になるとともに、メンテナンスのための雇用職員も少なくてすむ。

#### 1.5.9 茶業指導所について

##### (1) 概要

茶業指導所は、敷地面積 51,776 m<sup>2</sup>であり、研究ほ場 32,090 m<sup>2</sup>を有している。所長のほか、研究員 4 名と茶園管理のための技術員 2 名の計 7 名が常駐している。茶業指導所の敷地はすべて甲賀市からの借地であり、毎年賃借料として 280,264 円を支払っている。平成 25 年度の滋賀県の茶産出額は全国 13 位の 10 億円で、全国に占める割合は、1%である。販売用茶園面積は、平成 26 年度で 301ha であり、昭和 50 年代の 1,330ha をピークに減少が続いている。平成 25 年の販売用茶園の約 66%が認定農業者 39 名に集積している。

## (2)検討

茶業指導所は昭和 30 年に現在地に新設され、昭和 34 年に茶業指導所として独立している。上記のとおり滋賀県の販売用茶園面積は、昭和 50 年代の 1,330ha をピークに現在では 301ha まで約 80%も減少しているにもかかわらず、研究茶園は 32,090 m<sup>2</sup>を使用し続けていることになる。また、販売用茶園の約 66%が 39 名の認定業者に集積している状況において、茶業指導所で試験研究を続ける意義が乏しくなっているのではないかと考える。茶業指導所で研究を続けるより、補助金等による施策で対応した方が、より効率的な滋賀県の茶産業の振興に結びつくのではないかとと思われる。

当件について、県の回答は以下のとおりである。

茶業を主体とする農業認定者は 41 戸ですが、販売農家数は 288 戸（H27 県調べ。以下同）、栽培農家数は 911 戸と多くの農家により、県全体に広く茶が生産されています。零細農家であっても集団で出荷し、産地を形成されています。例えば、東近江市愛東地域や高島市マキノ地域では、生産された茶をまとめて地域の特産品として直売所で販売し、消費者から好評を得られています。これらの地域についても、茶業指導所の研究成果を、まとめた栽培技術体系が活用され、生産されています。

また、発酵茶や新香味茶など新たな需要への対応や海外への輸出など、今後農家が経営を発展させるためには新たな技術が必要です。しかしながら、新技術・新商品開発や本県に適した品種の選定などは、多大な労力やコストを要することから、経営努力のみでは、困難であり、茶業指導所の試験研究を踏まえた技術的・経営的な支援が必要です。

さらに、周辺環境に配慮するため、減農薬、減化学肥料栽培である「環境こだわ

り栽培（県認証）を茶生産においてもより一層推進する必要がありますが、農家が取り組みやすい環境こだわり栽培の技術開発が今後さらに必要です。

これらのことから、茶業指導所がこれまで蓄積したノウハウを生かし、今後も先端的な試験研究を行うことが不可欠と考えております。

滋賀県として茶業の振興が必要であることに異議はない。ただ、茶産出額の低下や担い手の減少に伴い、茶業指導所のほ場の規模を見直す時期に来ているのではないかと考える。県は 32,090 m<sup>2</sup>のほ場が必要とするが、すべて必要不可欠なのであろうか。民間ではできない有機栽培茶園の研究等は必要と考えるが、一般の研究茶園は縮小し、甲賀市への賃借料の削減を図るとともに、農薬や人件費のコスト削減にも取り組むべきと考える。

#### 1.5.10 水産試験場の試験研究課題について

水産試験場は琵琶湖における水産業の振興のための研究課題を取扱っている。一方、琵琶湖漁業の動向であるが、漁獲量は昭和 30 年初頭には、10,000 トン前後あったものが、平成 26 年の総漁獲量は 998 トンまで落ち込んでおり、また、平成 25 年の漁業就業者数はわずか 687 人であり、それも 60 歳以下の方は 162 人であり全体の 23% にすぎない。著しい高齢化が進んでおり、まさに、担い手不足の状況にある。水産試験場の調査研究成果は行政施策に反映され、それが漁獲量の増加や漁家経営の安定化に結びつかなければならないが、現状は結果的にそのようになっていないといわざるをえない。

前述のとおり、水産試験場の試験研究課題数は多岐にわたり、年間に取り扱う課題も多い。水産業の実態から、優先的に研究すべき課題を絞り込み、結果を出さなければならないと考える。滋賀県の水産業は琵琶湖や河川において、漁場環境の悪化、有害外来生物の繁殖、新型疾病の蔓延など、さまざまな喫緊の課題が同時多発的に起こり、相互作用として漁獲量の減少など水産業に大きな影響が生じている。これらの様々なマイナス要因に対して、全体的視野から問題解決を図る必要がある。

水産試験場の試験研究課題は魚種別に実施しているものが多い。全体的視野から問題解決を図るためには、従来の魚種別対応区分を見直し、水産業全体の現状から優先

的研究課題を明確にし、予算や人材を投入する必要があると考える。

試験研究による結果が伴っていれば良いが、現状は水産業の振興にはつながっていない。試験研究の目指すべきゴールが指標として明確になっていないため、研究成果の判断もしようがない。

#### 1.5.11 醒井養鱒場について

##### (1)概要

醒井養鱒場は、明治 11 年に琵琶湖のビワマス資源の増殖を図るため、県営枝折孵化場として設置された。その後、民間に払い下げになるが、昭和 4 年に滋賀県水産試験場附属醒井養鱒場として県営に復帰している、非常に長い歴史を持つ試験場である。190,128 m<sup>2</sup>の敷地に飼育池(79 面)ならびに飼育施設を有しており、平成 25 年より指定管理者による管理となっている。滋賀県は平成 19 年度に財政構造改革プログラムを策定し、醒井養鱒場については、「事業経費の削減や生産物売払の増収に努めるとともに、今後、マス類等生産事業の民間譲渡を含めた養鱒事業の見直しを行う。」とされた。また、平成 21 年 12 月に策定された外郭団体および公の施設見直し計画において、「マス類の生産技術は民間でも対応可能であるため、養鱒事業の民間への移管を検討し、実現しない場合には、より一層効果的・効率的な運営方法を検討し実施します。なお、引き続き試験研究事業については、県が実施します。」とする見直しの方針が策定されている。その後設置された醒井養鱒場検討委員会より平成 22 年 4 月に「醒井養鱒場の見直しに関する検討結果」が提出され、検討結果の「方向性」として「豊富な湧水と飼育施設を有する醒井養鱒場は、マス類を中心とした河川漁業や養殖業の振興のための拠点として適しており、琵琶湖固有種ビワマスの活用も含め、その機能は今後も維持すべきであると考えている。」とされた。

##### (2)検討

上記、醒井養鱒場検討委員会（以下「検討委員会」という。）の検討結果（意見）を受け、醒井養鱒場は継続するとともに、平成 25 年より試験研究機能を除き指定管理者制度に移行している。

検討委員会の報告において、「段階的な民間移管」として「現在、養鱒事業等につ



いては、県からの一般財源が 22 百万円程度支出されている。民間移管後の安定的な養鱒事業を展開するため、今後の養鱒場のあるべき姿やそのために必要となる施策や取組をまとめた将来ビジョンを策定し、それに基づき段階的な移管などスムーズな事業移管の手法を検討する必要がある。」と記載している。県では、検討委員会の結果を踏まえて、移管手法の比較・検討を行い、平成 24 年度当初予算編成の協議で移管の手法として指定管理者制度導入を採用した。指定管理者制度を導入した理由は以下としている。

民間移管の手法としては、貸付による事業移管があるが、移管された民間には、貸付料や固有資産等所在市町村交付金法に基づく負担が新たに発生するため、民間が採算をとるのは非常に困難で、実現可能性が極めて低いと判断した。

また、県としては、イワナやアマゴといった溪流魚の増殖技術の開発や保全対策研究などを行っていく必要があり、醒井の水と池が必要不可欠である。研究に必要な用水や池などの施設は、養鱒事業の施設と共用しており、明確に区分することができず、試験研究用の施設を確保していくことが困難になること。

その他に、県内河川漁業振興のために河川漁協の放流種苗は、醒井養鱒場生産の種苗を放流している。放流種苗の質(病気や体型、遺伝的なこと等)と安定供給を保証していく必要があること。

さらに、養殖ビワマスの系統の維持保全は、県管理のなかで行う必要があり、一民間である漁連に移管した場合、その維持保全がなされなくなる恐れがある。

また、ビワマス系統の県外流出なども危惧され、ブランド価値の喪失につながる恐れもあること。

以上の点から、「外郭団体および公の施設計画見直し計画」にあるとおり、より一層効果的、効率的な運営方法である指定管理者制度を採用した。

ところで、検討委員会は 5 名で構成されており、メンバーは以下となっている。

- ・滋賀県河川漁業協同組合連合会会長
- ・滋賀県淡水養殖漁業協同組合組合長
- ・米原市経済環境部長
- ・滋賀県水産試験場長

・滋賀県農政水産部水産課長

構成メンバーのなかには、醒井養鱒場から独立した第三者はおらず、上記メンバーはいずれも醒井養鱒場の維持、推進の方向性を指示する方と推察され、当該メンバーで、醒井養鱒場の廃止、民間譲渡等の結論が出るとは考えにくい。本来は、費用対効果を検討し得る民間人等の第三者を構成員とすべきであったと考える。なお、米原市は養鱒場を県の施設として存続することを従来から要望している。

「段階的な民間移管」として滋賀県漁業協同組合連合会への指定管理者制度に移行しているが、醒井養鱒場のあり方は、意思決定の透明性を担保するため、独立した第三者委員会等により再度検討すべきではないかと考える。

また、平成 25 年度より指定管理者制度に移行しているが、指定管理料の契約額は平成 28 年度から平成 32 年度まで、毎年 22,500 千円で契約されており、前述のとおり検討委員会の「段階的な民間移管」のなかで「県からの一般財源が 22 百万円程度支出されている・・・。」と記載されており、コスト削減はできていない。財産収入等を差し引いた一般財源ベースでは、一定のコスト削減がなされているとのことであるが、指定管理者制度は民間の手法を取り入れ、コスト削減等の効果的・効率的運営を目指すものであり、指定管理者制度を継続するのであれば、指定管理料の見直しを含め一層のコスト削減に努める必要がある。(2.6 水産試験場を参照願いたい。)

## 1.6 監査の結果

### 1.6.1 指摘事項

(1) [モノづくり振興課]「滋賀県立試験研究機関等の研究課題に関する評価指針」について

国の大綱的指針では、平成 16 年度以降 4 度の改定がなされている一方で、県の評価指針は、平成 16 年 6 月に策定されて以降、10 年以上一度も改定されていない。評価指針には、現在存在していない組織である「滋賀県科学技術振興会議」の記載が残っているなど、形骸化していると言わざるを得ない。早急に実態に合わせて改定する必要がある。

(2) [モノづくり振興課]「滋賀県科学技術政策推進会議」について

評価指針では推進会議が研究課題評価の推進を統括するとともに、評価の結果、部局横断的な取組が必要と認められた場合等においては、調整を図るものとしている。また、評価を実施した試験研究機関もしくは試験研究機関所管部は、評価の実施結果について推進会議に報告するものとなっている。

推進会議は試験研究機関の有機的な連携を図るための重要な役割を担っていたにも関わらず、8 年以上開催実績がない。滋賀県の研究課題評価の推進を統括し、部局横断的な取り組み等の調整を図る組織が機能していない。今後の推進会議のあり方等について検討のうえ、早急に改善を図る必要がある。

(3) [環境科学研究センター] 平成 26 年度内部評価未実施について（対応済）

平成 26 年度の内部評価委員会による評価については、内部評価委員会は開催している。しかし、事務局において事後評価手続が適切に認識できていなかったため、各研究課題に対し、内部評価委員からの意見を徴取したものの、評価基準に基づく評価ができていない。なお、環境科学研究センターでは、既に適切な評価が出来ていなかったことは認識しており、今後は内部評価委員会による評価を適切に行うこととしている。

(4) [琵琶湖博物館] 評価体制全般を網羅的に規定した文書がない

琵琶湖博物館では審査会・研究報告会・領域会議などによる評価が行われているが、評価体制を全て網羅的に規定した文書がなく、また、監査人と質疑応答の中でも明確とは言い難い説明しかなく、「滋賀県立試験研究機関等の研究課題に関する評価指針」との整合性を的確に説明できない状況にある。

すなわち、総合研究等に関しては、審査会の概要を定めた「琵琶湖博物館総合研究・共同研究審査委員会設置要綱」および審査会の審査手順を示した「琵琶湖博物館総合・共同研究・申請専門研究計画の審査について」（館長発出）しかなく、審査会以外での評価については規定がない。そして、専門研究については評価体制に関する規定が全くない。

以上から、琵琶湖博物館としての評価体制全般がどのように機能しているか、判別しにくい状況にある。

したがって、評価体制を極力「滋賀県立試験研究機関等の研究課題に関する評価指針」と整合すべく、本庁とも十分に協議の上で評価体制を規定化する必要がある。

(5) [工技総合センター] 信楽窯業技術試験場の後進人材育成（有料化）について

研修生の受講料については、陶土などの材料経費を除いて無料としている。しかし、受益者に応分の負担を求める観点から、有料化を検討すべきである。

(6) [農政水産部] 滋賀県農林水産試験研究推進計画の総括について

研究推進計画は平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間を計画期間とする計画であるが、計画期間終了後の総括がなされていない。計画を立てれば PDCA サイクルを廻して計画に対する結果をチェックする必要があり、チェックをしなければアクションもない。研究推進計画は上位計画である滋賀県農業・水産業新戦略プランに沿って策定されたものであり 5 年計画の総括は必要不可欠と考える。

(7) [農業関係各試験研究機関] 試験研究課題評価ルールについて

試験研究課題の評価につき、農業技術振興センター、畜産技術振興センター、水産

試験場はいずれも「評価実施要領」「評価実施細則」に定められたルールどおりに運用されていない。評価作業による無駄を排除し、かつ、効率的・効果的な研究評価を実施するため、各試験研究機関の勝手な運用を見直し、標準化を徹底する必要がある。

(8) [農業関係各試験研究機関] 研究課題の評価にかかる客観的な評価について

研究課題の評価にかかる◎、○、△は年度ごとの進行管理として成果を評価しているものである。研究成果としての経済効果を指標とする必要はないが、第三者も理解し得る透明性のある客観的な評価を実施すべきと考える。

(9) [農政水産部] 外部評価のあり方について

外部評価委員 10 名のうち、畜産、水産は各 2 名となっている。委員の方が欠席された場合、畜産、水産は、その年度の評価については各分野の専門家は 1 名のみでの対応になってしまうことになる。外部評価が機能するためには、研究課題実施要領に記載のとおり、「各専門分野の有識者等」により評価されなければならないと考える。また、農業関係の試験研究機関は、いずれも農業、畜産、水産の各産業に密着した試験研究を実施しており、その意味では、研究成果を受け入れる実際の担い手が必要とする研究課題であることが極めて重要となってくる。生産・流通・消費関係からの委員を選任しているものの、実際の各産業の担い手を代表しているとはいえない。外部評価のあり方を再検討いただきたい。

(10) [農業関係各試験研究機関] 試験研究成果の定量的評価の徹底について

事前評価調書において「期待される成果」の記載欄があり、そこには「最終的な技術開発の目標や到達点、成果の活用方策、波及効果等について、数値等を用いてできるだけ具体的に記載する。」としているが、監査人が事前評価調書を査閲しても数値等を用いて具体的に記載されているものは非常に少ない。また、事後評価調書では、当初期待された成果に対する「研究の成果」「成果の活用」を記載する仕組みになっているが、数値等を用いた記載が少ないため客観性に欠ける。追跡調査も含め試験研究成果の定量的な評価が可能なものについてはその徹底を図るなどの改善が必要と考

える。

(11) [農業技術振興センター] 花・果樹研究部の見直しについて

花・果樹研究部については、育苗施設等の空き施設を有効利用したポット栽培や、低樹高栽培、根域制限栽培等の早期成園化技術の研究が増加していることから、現在、試験研究用に植樹している果樹等は、すべてが必要不可欠なものであるのかをしっかりと見直し、必要最小限の規模に見直す必要がある。ほ場を縮小すれば肥料農薬等のコスト削減になるとともに、メンテナンスのための雇用職員も少なくすむ。

(12) [農業技術振興センター] 茶業指導所の見直しについて

茶産出額の低下や担い手の減少に伴い、茶業指導所のほ場の規模を見直す時期に来ているのではないかと考える。県は 32,090 m<sup>2</sup>のほ場が必要とするが、すべて必要不可欠なのであろうか。民間ではできない有機栽培茶園の研究等は必要と考えるが、一般の研究茶園は縮小し、甲賀市への賃借料の削減を図るとともに、農薬や人件費のコスト削減に取り組むべきと考える。

## 1.6.2 意見

(1) [モノづくり振興課] 試験研究における部局横断的な取組について

部局横断的に取り組むべき政策にかかる試験研究課題等については、相互の関連付けを明確にし、国の大綱的指針なども参考にしながら、県における効果的・効率的な評価手法と部局横断的な推進のあり方等を検討する必要がある。

(2) [琵琶湖博物館] 戦略的博物館学について

平成 23 年度から平成 27 年度の評価の変遷を見ると、戦略的博物館学の評点が低くなっている。すなわち、『「ミュージアム・リテラシー」を軸とした戦略的博物館学』（研究期間：2011 年）および共同研究『「人をつなぐ人材」を軸とした戦略的博物館学への展開』（研究期間：2012 年～2015 年）の評点が低い。評点が低いこと自体は、評価が厳格に行われていることの証左ではあるが、検討すべきは低評価に至った理由である。

そこで、最近の研究である『「人をつなぐ人材」を軸とした戦略的博物館学への展開』の評価状況を確認すべく、「審査委員会の審査結果-コメントと要望-」（琵琶湖博物館館長コメント）を閲覧したが、これによると審査委員に十分な理解を得ようとするようなプレゼンテーションではなかったようである。また、この研究の研究代表者は、2015年9月の審査会において共同研究「科学館的手法を湖沼現象の理解に結びつける方法論の実践的研究」の研究代表者として評価を受けているが、この研究も2015年9月の審査会で評価を受けた研究の中で、最も低い評価となっている。

このように戦略的博物館学の評点が低い状態で推移していることは、博物館学そのものが比較的新しい研究分野であること、また、当該共同研究の代表者が他の研究などで非常に繁忙であった（2015年度琵琶湖博物館業績目録より）など、様々な原因が考えられるものの、博物館学研究領域の中核をなすであろう研究の評点が低く、長年に渡り研究成果が十分出ていない状況は、琵琶湖博物館として決して好ましいものではない。低い評点が続いている原因を琵琶湖博物館として検討し、研究成果が出るよう改善を求めたい。

### (3) [琵琶湖博物館] 専門研究「琵琶湖を中心とした人と自然の関係をめぐる研究・交流・展示」について

平成27年度に実施された専門研究「琵琶湖を中心とした人と自然の関係をめぐる研究・交流・展示」は、共同研究等よりも多額の900,000円が予算配分されているがこれは館長の出張旅費（フランス（9泊10日））である。これも一種の研究費ではあるが、2015年度琵琶湖博物館専門研究計画調書を見ると純粹に旅費のみであるため、他の専門研究とは区別するために、当該費用は旅費として計上することも検討されたい。

### (4) [東北部工業技術センター] 拠点の統合について

彦根庁舎・長浜庁舎ともに建物建築後、相当年数が経過しており老朽化が進んでいる。また、彦根と長浜は比較的近く交通事情が年々整備されている現在において、庁舎を二つ設置する意義も乏しいと思われる。そのため、彦根庁舎と長浜庁舎の統合を

も含めた検討を行うべきである。

(5) [工業技術総合センター] 信楽窯業技術試験場の老朽化について

信楽窯業技術試験場も建物建築後、相当年数が経過しており老朽化が進んでいる。そのため、このままでは信楽窯業技術試験場の運営に行き詰まることとなり、移転・建て直し等も含めた検討が必要である。

なお、本件については過去から 10 年以上に渡って継続的に検討されており、滋賀県立陶芸の森（以下「陶芸の森」という。）付近への移転なども検討されている。しかし、信楽窯業技術試験場は昭和 42 年に改築されたものであり、限界も近づいていることを勘案すると、早急に何らかの結論を出すよう、検討を急がりたい。

(6) [工技総合センター] [東北部工技センター] 両センターの効率的な工業支援体制について

上記のとおり、東北部工技センターの庁舎は老朽化が進んでおり、早期に対応が必要である。そのため、県の財政事情や振興方針の両面を考え、今後の県の工業振興体制について検討すべきである。

その際に、各庁舎の状況を考慮して、使用頻度の高い機械の配置や老朽化した機械の廃棄も含めた検討を行うことによって、財政的に更なる効率的な運用も可能になる。また、庶務業務や施設管理の効率化も見込める。

この他、県の政策方針である県北東部の工業振興や地場産業振興を含めた総合的な工業支援体制の構築が必要である。

(7) [工技総合センター] 信楽窯業技術試験場の後進人材育成（支援制度）について

「1.6.1 指摘事項」で有料化について述べたが、地域振興の観点から、信楽産地への定着率（現状は約 90%）を維持・向上すべく、研修生支援制度についても検討されたい。



(8) [水産試験場] 優先的試験研究課題の明確化について

水産試験場の試験研究課題は魚種別に実施しているものが多い。全体的視野から問題解決を図るためには、従来の魚種別対応区分を見直し、水産業全体の現状から優先的研究課題を明確にし、予算や人材を投入する必要があると考える。

(9) [水産試験場] 醒井養鱒場のあり方について

公の施設見直し計画をうけて構成された醒井養鱒場検討委員会のメンバーのなかには、醒井養鱒場から独立した第三者はおらず、メンバーはいずれも醒井養鱒場の維持、推進の方向性を指示する方と推察される。当該メンバーで、醒井養鱒場の廃止、民間譲渡等の結論が出るとは考えにくい。本来は、費用対効果を検討し得る民間人等の第三者を構成員とすべきであったと考える。「段階的な民間移管」として滋賀県漁業協同組合連合会への指定管理制度に移行しているが、醒井養鱒場のあり方は引き続き検討することが望まれる。

(10) [水産試験場] 醒井養鱒場の指定管理者制度について

醒井養鱒場は平成 25 年度より指定管理者制度に移行しているが、指定管理料の契約額は平成 28 年度から平成 32 年度まで、毎年 22,500 千円で契約されている。財産収入等を差し引いた一般財源ベースでは、一定のコスト削減がなされているとのことであるが、指定管理者制度は民間の手法を取り入れ、コスト削減等の効果的・効率的運営を目指すものであり、指定管理者制度を継続するのであれば、指定管理料の見直しを含め一層のコスト削減に努める必要がある（2.6 水産試験場を参照願いたい。）。